



平成24年 第4回定例会

会 議 録

(平成24年6月8日～6月21日)

枕 崎 市 議 会

平成 24 年
枕崎市議会第 4 回定例会会期及び会期日程

1 会 期 14 日間（6 月 8 日～6 月 21 日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分	時 間	内 容	
6 月 8 日 (金)	本会議	前 9:29	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 議案上程(日程第4号-第6号) 7 提案理由の説明、質疑 8 予算特別委員会の設置及び委員の選任 9 議案委員会付託 10 報告(日程第7号、第8号) 11 散 会	
6 月 9 日 (土)	休 会			
6 月 10 日 (日)	休 会			
6 月 11 日 (月)	本会議	前 9:28	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会	
6 月 12 日 (火)	本会議	前 9:29	1 再 開 2 一般質問(5名) 3 散 会	
6 月 13 日 (水)	本会議	前 9:29	1 再 開 2 一般質問(1名) 3 散 会	
		前 10:42 後 1:13	1 総務文教委員会 1 産業厚生委員会	
6 月 14 日 (木)	休 会	委員会	前 9:28	1 予算特別委員会
6 月 15 日 (金)	休 会			
6 月 16 日 (土)	休 会			

6月17日(日)	休 会			
6月18日(月)	休 会			
6月19日(火)	休 会	委員会	前 9:27	1 議会運営委員会
6月20日(水)	休 会			
6月21日(木)	本会議		前 9:29	1 再 開 2 議案上程(日程第1号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第2号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第3号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議案上程(日程第4号) 12 提案理由の説明 13 質疑、討論、表決 14 継続調査申し出について 15 議員派遣について 16 枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類に係る質疑 17 閉 会

本 会 議 第 1 日

(平成24年6月8日)

平成24年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第1号）

平成24年6月8日 午前9時29分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4	76	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予 特
5	77	枕崎市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について	産 厚
6	請1	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出を求める請願	総 文
7	報1	繰越明許費繰越計算書について	
8	報2	繰越明許費繰越計算書について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

10番 畠 野 宏 之 議員

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 平成24年第4回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから、議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名であります。本定例会の会議録署名議員として、6番茅野勲議員、11番吉松幸夫議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月21日までの14日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御了承願います。

次に、日程第3号諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成24年2月、3月、4月及び5月執行の例月現金出納検査結果報告書を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

また、平成24年第1回定例会以後の議長会報告をお手元に配付のとおりでありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号から第6号までの3件を一括議題といたします。

市長提出にかかわる案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、予算関係1件、条例1件、報告事項2件の計4件であります。このうち、報告事項を除く2件について、説明を申し上げます。

まず、議案第76号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ960万円を追加し、予算総額を96億1,610万円にしようとするものです。

補正予算の主なものとしましては、一般職人件費、地方税電子申告導入等経費、人・農地プラン作成事業、資源リサイクル畜産環境整備事業、コミュニティ助成事業補助などをお願いしております。

事業内容等につきましては、別途説明資料を添付してございますので、省略させていただきます。

次の、議案第77号枕崎市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、外国人住民についても住民基本台帳に記録されることとなったことに伴い、関係条例の条文整備をしようとするものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○依積田義信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○3番豊留榮子議員 議案76号の資源リサイクル畜産環境整備事業及び家畜の排せつ物処理施設等の整備とあるんですが、この事業の内容とその効果はどのようになるのか、説明願います。

○真茅学農政課長 資源リサイクル畜産環境整備事業でございますけれども、これは市内の養豚業者が密閉式のたい肥発酵施設を設置する計画でございます。で、事業主体は、県の地域振興公社ということでございまして、今回、補正予算でお願いしたのは、その養豚業者の自己負担分の予算をお願いしたところで、予算額で1,117万円お願いしているところでございます。で、あともう一つ、あの、たい肥運搬機も1台導入するという内容でございます。

事業の効果としましては、現在、その養豚場は開放式のロータリー式の発酵施設を持っておるわけでございますけれども、その地域が近年、悪臭の苦情等が出ている地域でございまして、今回は密閉型ということで、また消臭施設も設置するようになっておりますので、そういう悪臭の低減ということで効果があるんじゃないかと考えているところでございます。

○依積田義信議長 ほかにありませんか。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま上程中の予算関係議案につきましては、先例により各常任委員会から6名ずつ選出された委員12名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思っております、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、予算特別委員選出のため、10分間休憩いたします。

午前9時37分 休憩

午前9時45分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました、予算特別委員会の委員の選任については、立石幸徳議員、今門求議員、沢口光広議員、吉松幸夫議員、沖園強議員、吉嶺周作議員、豊留榮子議員、清水和弘議員、茅野勲議員、禰占通男議員、城森史明議員、中原重信議員を指名いたします。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、それぞれの委員会に付託いたします。

次に、日程第7号及び第8号の2件の繰越明許費繰越計算書について、市長に報告を求めます。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 報告事項第1号及び報告事項第2号繰越明許費繰越計算書について、説明を申し上げます。

これらは、3月定例会において議決をいただきました、平成23年度枕崎市一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費及び平成23年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）第2条の繰越明許費について、それぞれ繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものです。

以上、報告を終わります。

○依積田義信議長 本日は、これをもって散会いたします。

午前9時47分 散会

本 会 議 第 2 日

(平成24年6月11日)

平成24年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成24年6月11日 午前9時28分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	沢口 光広 議員 (9ページ～19ページ)
		立石 幸徳 議員 (19ページ～28ページ)
		城森 史明 議員 (28ページ～38ページ)
		新屋敷 幸隆 議員 (38ページ～44ページ)
		豊留 榮子 議員 (44ページ～51ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

10番 畠 野 宏 之 議員

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長	地頭所 恵 副市長
永 留 秀 一 総務課長	神 園 信 二 企画調整課長
南 田 敏 朗 水産商工課長	岩 廣 和 憲 市民生活課長
本 田 親 行 財政課長	佐 藤 祐 司 福祉課長
俵積田 清 文 建設課長	真 茅 学 農政課長
白 澤 芳 輝 健康課長	山 口 英 雄 税務課長
迫 野 豪 水道課長	俵積田 寿 博 下水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長	瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長	下 山 忠 志 水産商工課参事
天 達 章 吾 市民生活課参事	神 山 芳 文 市立病院事務次長
山 口 英 夫 教育長	三 島 洋 台 教育委員会総務課長
日 高 孝 学校教育課長	上 園 信 一 生涯学習課長
末 永 俊 英 文化課長	久 保 等 保健体育課長
田野尻 武 志 監査委員	橋之口 寛 監査委員事務局長
児 玉 義 孝 選管事務局長	竈 原 均 会計管理者兼会計課長
東中川 徹 行政係長	

午前9時28分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、御承知お祈りします。

これから一般質問を行います。

質問は、1番沢口光広議員、2番立石幸徳議員、3番城森史明議員、4番新屋敷幸隆議員、5番豊留榮子議員、6番清水和弘議員、7番沖園強議員、8番吉松幸夫議員、9番禰占通男議員、10番吉嶺周作議員、11番今門求議員の順に行います。

沢口光広議員。

[沢口光広議員 登壇]

○**9番沢口光広議員** 皆さん、おはようございます。第4回定例会一般質問の1番バッター、沢口光広です。

今日の日本の政局は、消費税問題、原発問題、TPP問題、沖縄の基地移転問題、さらには年金問題等、さまざまな観点から賛否両論の意見が飛び交って、混沌としております。

そのような中、国会議員たちは異常なまでに党利党略や派閥争いに明け暮れており、民意を尊重することなく、国民不在の政治を行っているような気がしてなりません。

新聞、テレビ等を見れば、明治維新のころの政治家や、戦争敗戦直後の政治家は、日本の将来を憂慮して、日夜、命がけで行動していたが、今日の政治家は、自分の名誉・金・地位や目先の損得ばかりを考えて行動しており、骨太の政治家が少なくなり、情けないというお話もよく耳にします。少なからず、私たちの枕崎市にあっては、この議会等を通じて市役所職員の皆様とともに、過去の枕崎のもろもろの政策の取り組み結果がどうであったのかをつぶさに検証を行い、枕崎市民目線に立ち、一つ一つの議題を是々非々で議論し合って、今後10年、20年先の枕崎のあるべき姿、方向性を決して誤らないように取り組んでいくことが大切ではないのかと思う、きょうこのごろです。

私は、駅舎建設に大賛成の一人ですが、市長にお伺いいたします。

枕崎駅建設に向け、現在どのように取り組んでおられるのか、御説明していただきたいと思っております。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 枕崎駅舎建設期成会なるものは立ち上がっております、3月29日に設立総会を開催し、期成会趣意書のほか、組織構成や規約等を承認決定して発足しています。その後、期成会の実動部隊となる実務委員会を2回開催して、具体的な検討を進めている状況です。

実務委員会では、用地造成に係る県の魅力ある観光地づくり事業の進行スケジュールや建物の補助事業であるかごしま木づかいモデル施設整備事業の補助申請に間に合わせるため、当初の予定より、スケジュールを前倒しして作業を進める準備を行っており、これに合わせて寄附金の募集、集金作業に、より一層の努力を行っていくことを確認しております。

期成会の今後の検討については、駅舎の規模や仕様の早期決定、また、寄附金の募集、集金作業の一層の展開が必要であると考えております。

○**9番沢口光広議員** 現在、募金活動は順調に進んでいるのか。なお、募金の最終目標額は、幾らぐらいを予定しているのか。また、募金活動の締め切り期限は、いつごろまでを予定しているのか、お尋ねいたします。

○**神園信二企画調整課長** 先ほどのお尋ねで、当初予定しておりましたスケジュールを前倒して進めているということをお知らせしておりますが、前倒したスケジュールを考慮しますと、現時点での募金活動というのは、まだまだ不十分であると考えております。

各団体の中には、見込める寄附金額が集約できていない団体、これもありますほか、市外の企業で、本市に御縁の深い企業への呼びかけ等、不足している部分もありますけれども、前倒した

スケジュールを考慮しますと、早急に寄附金の目途をつけたいというふうに思っておりますので、さらに寄附のお働きかけを強めたいと考えております。

募金の目標額ということでお尋ねでございますが、期成会発足当初は、1,000万円以上ということでスタートいたしました。駅舎の大きさ、それから仕様の協議が進みますと、駅舎建設のみで1,500万円程度の資金が必要になるというふうに想定されております。

○**神園征市長** もう1点、締め切り期限がいつかというお尋ねでしたが、これは特に締め切り期限というのは設けておりません。

ある程度の募金があったにしてもですね、その後の、建設後のメンテナンスとか、いろいろ考えますと、その後の駅舎周辺整備ということで集まってくればいいなと、こう思っております。

○**9番沢口光広議員** 某ホテルの経営者や、居酒屋の店長等で募金箱を設置しても構わないよと言ってくれる人もおります。また今後、スーパー、ファミリーマート、大手病院、銭湯などにも募金箱設置の任意的協力依頼をしていくべきではないのかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○**神園信二企画調整課長** 現在、募金箱につきましては市内10カ所に設置をしております。期成会に加わっていただいております各団体のほうにも、そういう御要望をいただく団体はないか、掘り起こしをお願いしたいということでお願いしているところです。

御指摘のとおり、募金箱につきましては、より多くの市民の皆様目に触れるように、今後も設置箇所をふやすということをしていきたいと考えております。

○**神園征市長** 正直なところを申しますとね、募金箱だけで十分な必要な資金が集まるとはちょっと考えられないわけですし、やはりこれは、人から人への働きかけを待つしかないだろうということでもありますので、多くの方に協力を呼びかけて、そしてまた議員の皆さん方にもそういった点で御協力をお願いしたいと、こう思っております。

○**9番沢口光広議員** 先日、公民館長会議があって、市長さんがこの寄附のことも一言ごあいさつされたということですが、ある公民館長に聞いてみたら、ちょっと集めづらいなという話をちらっと聞いたもので、また企画調整課のほうから各公民館長に、この寄附金依頼……、文面をつくって配布していただければ、より募金が集まりやすいかと思えます。

それと、参考として6月30日、東海枕崎会で、総会並びに木村庄之助祝賀会が開催されます。大阪では7月22日、京セラドームで、鹿児島県出身者約3万3,000から3万5,000人集まる鹿児島ファンデーが開催される予定です。さらに、11月11日、近畿枕崎会で総会が行われます。毎年120名から150名の方が出席されるかと思うんですけど。そして秋には、東京枕崎会のほうも総会が開催されるはず。また市長、議長にあられては、出席されて出張の際、ふるさと納税を積極的にPRしていただきたいと思えます。

少しでも立派な駅舎を建設するためには、いろんな人の意見を聞いて対処していく必要があるのではなからうかと思えますが、どのように考えられておられるのか、お尋ねいたします。

○**神園征市長** まず冒頭、議員から御提案と申しますか、そのことにつきましてはですね、東海枕崎会にももちろん参加しますし、その前日に、できれば東海枕崎会の役員の方々にお集まりをいただいて、このことについての説明を申し上げて協力依頼をしたいと。関西ファンデーについても同じであります。

東京枕崎会につきましては、もう既に、私は別件での出張がありましたので、その際に東京枕崎会の役員の方々にお集まりをいただきまして、このことをお願い申し上げました。そうしますと、役員会の皆さんは大いに賛同していただきまして、東京枕崎会も応援せんないかんがということで、既に、東京枕崎会の会員の皆さん方にも呼びかけを進めております。

○**神園信二企画調整課長** いろいろな人の意見を聞いて、対処していく必要があるのではないか

というお尋ねでございますが、駅舎建設期成会は、駅舎の建設を望みます市内の各団体が参画して設立をされております。本市、それから本市議会もその構成メンバーの一員となっておりますが、今回、期成会が設立されたこと自体が駅舎建設を行政が企画立案して行うのではなくて、期成会という場にさまざまな立場の市民の皆さんが参画して、知恵も力も出し合って、駅舎建設に向けて取り組んでいくという考え方であるというふうにとらえております。

この期成会の検討の中で、いろいろな人の意見が出され、検討され、そして結論を得て、駅舎建設を行っていくということであるというふうと考えているところでございます。

○9 番沢口光広議員 実務委員会のメンバーや私の友人・知人等で、単に1,000万から1,500万の駅を建てるのもよいが、現在のままでは、駅のホームに行く通路が狭い。現在の観光案内所から、鹿児島交通バス駐車場までを含めた駅前開発までの構想を持って、じっくりと腰を落ちつけ、これがJR最南端の終着駅であり、始発駅である枕崎駅だという、立派な駅をつくるべきだ。そうでなければ、寄附してくれた人たちががっかりもするだろうし、失礼に当たるのではなかろうかという意見も耳にします。

そのような意味において、今一度、工事着工前に鹿児島交通、JR、ミドリ薬品などと枕崎駅舎及び駅前開発の将来構想を説明し、全面的協力と譲歩してもらいたいと話し合い、将来に向けて、含みを残しておく必要があると思うのです。

ところで、駅舎着工はいつごろ始めて、いつ完成を目指しているのか。その完成後の駅舎及びその周辺のイメージはどうなるのかをお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 着工時期等のお話の前に、議員の御提案で駅周辺も含めてという部分がありました。議員のお尋ねは、駅周辺を含む将来的な駅通り等を含めて再開発というふうな御質問と考えますけれども、今回組織されました期成会というのは、その名のとおり駅舎建設期成会でございます。どのようにして、駅舎の建設を実現し、そして管理していくかということと協議する場でございます。期成会の会則にうたわれております設置目的、期成会の設置目的とかいうのも、駅舎建設の実現及び維持管理を行うことを目的とするところがございます。お尋ねの駅周辺を含む将来的な駅通り等を含めましては、再開発の検討につきまして、また別な機会に期成会とは別な組織で議論を検討されるべきものというふうと考えているところでございます。

それと、駅舎着工の時期につきましてのお尋ねですが、用地造成工事となる県の魅力ある観光地づくり事業の着手時期に合わせまして、ことし9月から11月には駅舎建設に着工しまして、本年度末には完成するというふうな県の要請、また、建物の補助事業でもございますかごしま木づかいモデル施設整備事業の補助要件からも、本年度末の完成を目指したいと、期成会では議論をされているところでございます。

○9 番沢口光広議員 先日、久しぶりにJRに乗って山川まで行ってきました。また、新人でも禰占議員と、ここ、まあディーゼルカーというんですか、まあ、どのようなものか、肌で体験してみようということで、皆さん個人で行ってくれているんですけど、私が乗って行ってですね、塩屋から山川までは南国情緒豊かなソテツやアジサイ、またビロウというんですか、ヤシの木みたいなやつ。こういうのがいっぱいあって、駅のホームもいろいろなお花が植えてあるんですよ。それが板敷からこの岩戸トンネルまでの間、もう殺風景であり、板敷駅、白沢駅なんか雑草が生い茂って、何ら整備がされていない。今後、そういうお花を植えていくような仕組み、これを検討していただきたいなと思います。

それからもう1点。白沢駅、ホームの白沢駅という看板が全く消えて、字が書いていない。だからこういうのは黒ペンキで薩摩白沢駅と記入していただければ、JRのほうに申し込んでいただきたいと思います。

○神園信二企画調整課長 駅周辺の整備、それから沿線の雑草の除去、景観の維持ですね。こちら

らにつきましては、年間4回ほどJR鹿児島支社と打ち合わせ、協議、それから要望等申し上げる機会がございますので、こちらで事あるごとに要請をしておりますけれども、JRとしましても指宿枕崎線全線を管理するというので、なかなか手が回らないというふうなことのお話をいただいているところではございます。

それから、美化活動ですね。駅舎の周りに花を植えたりというふうなことにつきましては、また薩摩板敷駅等は水産高校の学生さんの通学駅となっておりますので、また水産高校含め、集落の皆様方への働きかけというものをしていきたいというふうに考えております。

それから、白沢駅の看板のかすれにつきましては、JRさんの持ち物でございますので、私どものほうでペンキを持って行ってさっさと書ければいいんですけども、なかなか企業さんの持ち物に勝手に手をかけるということではできませんので、またJRさんのほうに要請をしていきたいというふうに考えております。

○9番沢口光広議員 全国には25万人の鉄道マニアがおるということですが、枕崎市の市のホームページに駅舎建設をして、来年春にはもう完成するよということを登録してですね、PRしていただければ、またこのJRの乗車率も高まっていくかと思えます。

それとまた、ホームページに募金箱を設置しているということで、口座番号、枕崎市のその振り込み口座番号も掲載していただければ、寄附金が集まるのと違うかなと思えます。今後、乗車率を高めていくことも、JR存続の方法だと思んですが、まあ、そこら辺も検討していくべきかと思えます。

続いて、消防の広域化問題について、お尋ねします。

この消防の広域化については、枕崎市民も気にしているところです。本市としては、南薩地区消防組合は、今後どのような組合構成になっていくと考えているのか、お尋ねいたします。

○神園征市長 南薩地域における消防の広域化につきましては、4月25日の議会全員協議会でも御説明を申し上げました。現在、南九州市と指宿市の2つの市での消防広域の準備会を設立して協議を進めていると聞いております。

4月16日の南薩地区消防組合構成市の副市長会議では、南九州市としては、南薩地区消防組合から脱退し、平成25年4月から南九州市と指宿市で構成する新しい組織をスタートさせたいと考えているとのこととあります。南九州市と指宿市の6月議会に、準備会議から広域化運営協議会に移行するための負担金の補正予算を措置する予定であること、南薩地区消防組合と指宿地区消防組合の構成市を変更する規約改正議案をそれぞれの市の12月議会までにはお願いしようと考えていることなどの説明が南九州市の副市長からあったところであります。

これを受けまして、本市と南さつま市としては、それぞれの議会に報告し、議会の意見も踏まえながら対応することとしたところですが、消防無線デジタル化や特殊車両整備のスケジュールもあることから、できるだけ早く南さつま市と今後の対応を検討し、協議していくことで確認をしております。

○9番沢口光広議員 遠くの親戚より、近くの隣人を大切にせよということわざがあります。この消防の広域化の問題は、消防本部の場所の問題や出動場所等に関する協定など複雑な面もあるかと思うんですけど、近隣の市町村と今後どうしていったら一番いいのか、腹を割って本音で何回も協議・検討していつてもらいたいと思えます。

ところで、南薩地区消防組合を広域で進めた場合と、本市単独でいった場合のメリット・デメリットをどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○神園征市長 南九州市が南薩地区消防組合から脱退し、平成25年4月から南九州市と指宿市で構成する新しい組織をスタートさせたいと表明しておりますので、できるだけ早く南さつま市と今後の対応を検討し、協議していかなければなりません。ただ、南さつま市との今後の協議を進める上ですら、誤解を招くといけませんので、今の段階でメリット・デメリットについては、

答弁を控えさせていただきたいと思います。前に私が言ったことも新聞に載った記事を曲解して、この議会でもいろいろと言われたりした経験もありますので、よろしくお願いします。

○9番 沢口光広議員 私は単独でいった場合、枕崎市だけの消防署員だけの人員だけで、24時間運用していけるのかが大丈夫なのかということで気にしているところです。今後また、自治消防団の操法訓練の習得というんか、これをまた高めていく必要もあるでしょうし、夜間帯の緊急出動訓練の訓練なんかも本番を想定してですね、もう隊員に連絡することなく、ぶっつけ本番の練習も深夜帯に行っていく必要があるかと思います。

それと南薩地区消防組合が完全解散になった場合、消防車両、救急車両及び消防装備品等の分配が行われるかと思う。そうなれば、特殊車両及び各種装備品が不足すると思うが、本市としては、補助予算額はどれくらいを見込んでいるのか、当局にお尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 もしもの話でありますけれども、南薩地区消防組合が解散した場合には、現在のそれぞれの市にあります消防署、それから分遣所にあります車両、消防機材など、それぞれの市が引き継ぐということになるかと思われまます。

枕崎消防署の消防車両、救急車両、機材等につきましては、現在でも南さつま市や南九州市の一部に出動するほどの装備を備えておまして、枕崎消防署がカバーする……、枕崎市内全域をカバーしているわけですが、市内全域をカバーする消防力を備えているところであります。このために消防組合がもし解散した場合でも、枕崎消防署に装備を補充する、新たにですね、新たに装備を補充する必要はないと考えております。

○9番 沢口光広議員 火災や救急要請は人の命に関する問題であり、一刻も早い現場到着や救急搬送が要求される問題であります。枕崎市民が安心して生活できる消防体制になるように取り組んでいてもらいたいと思います。

続いて、平和祈念展望台の管理運営等のあり方について質問いたします。皆様も御存じのとおり火之神公園平和祈念展望台は、平成7年4月に建立され16年が経過しております。この間、奉賛会のメンバーが中心となり、毎年4月7日に追悼式が行われてまいりましたが、海上特攻第二艦隊の御遺族並びに生存者の高齢化等の理由で、ことしをもって大きな追悼式は最後になったということです。話によれば、来年から自由参拝になるということですが、私たち枕崎市民は慰霊の場所として、枕崎平和祈念展望台の慰霊碑や追悼式を継続して見守っていく責任があるのではないだろうかと思えます。

平和祈念展望台及び海上第二艦隊戦没者追悼式の管理運営を、今後、行政管理の中で実施していくべきではないかと思うのですが、御答弁をお願いいたします。

○神園征市長 例えばですね、広島市とか長崎市とか、ああいった原爆の犠牲に一般市民が多く巻き込まれてしまったと、そういったところであればですね、行政としてその追悼式典とか、何とか考えるべきであろうと思いますが、平和祈念展望台につきましては、私はちょっとその考え方は持てません。

平和祈念展望台は、平成3年10月に、枕崎商工会議所が戦艦大和ほか戦没者50周年記念事業として取り組むことを決議して、商工会議所役員会や市内各種団体長らが協力して、平成6年10月に平和祈念展望台奉賛会として、戦艦大和等の沈没50周年記念碑や、平和のシンボル女神の像を安置する火之神公園平和祈念展望台の建立を決定し、平成7年4月7日に完成しております。商工会議所が事業を継続できなくなった平成15年から、これまで民間の奉賛会が慰霊碑を所有し、追悼式や展望台の維持管理を行っております。

平和祈念展望台奉賛会主催の第二艦隊追悼式は、平成24年で終了するとのことでありますが、平和祈念展望台のホームページでは、展望台や慰霊碑につきましては、奉賛会の皆さんが維持管理をされるとのことでありますので、これまでどおり行政として協力できることは協力してまいりたいと考えておりますが、今のところ、平和祈念展望台の管理、あるいは第二艦隊戦没者追悼

式を行政が中心となって行うことは考えておりません。

○9番沢口光広議員 人間、人それぞれ考え方が違うんですけど、今の件はちょっと市長と私と若干の考えの相違があるかと思うんです。また後から、この問題もあとまた質問していきますけど、戦艦大和など第二艦隊10隻は、昭和20年4月7日、沖縄決戦に向け進撃中、ここ枕崎の沖合い200キロのところでアメリカの艦載機数百機の猛攻に撃沈され、3,721名が水深340メートルの海底に沈んだままになっております。また、火之神公園裏から坊泊の海岸線にもたくさんの遺体が上がったということです。悲惨な戦争を繰り返さないためにも、私たちはその慰霊碑や、追悼式を継続して守っていく責任があると思うのです。

また、それにあわせて、今後の火之神公園における観光面での集客をどのようにとらえているのか。交流人口の増大の場として、本市の活性化につなげていくべきではないのかと思いますが、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○神園征市長 戦艦大和の慰霊塔、あるいはその慰霊に関する施設等につきましてはですね、枕崎だけではありませんで、御存じとは思いますが、徳之島にも戦艦大和の慰霊塔があります。

で、私が一番危惧いたしておりますのは、そういったものをですね、観光と呼ぶことに私は大いなる抵抗を感じます。あくまで、英霊たちの御霊をですね、安らかなれとお祈りすることは結構ですが、これを観光施設として宣伝することには、私は賛同できません。

○9番沢口光広議員 それが一番大前提なんですけど、私はやっぱり駅舎問題と、この火之神公園の活性化というんか、また、この展望台追悼式を維持していくのは、同時にリンクして取り組んでいくべき問題だと思っております。そして、平和祈念展望台を維持管理していく上で、国や県に助成金等要望書を提出する方策など、支援・協議していくべきではないのかと思います。

ちなみに、先日、追悼式に尾辻参議院副議長並びに松下郵政金融大臣も御列席していただいており、追悼式の意味というか、これはもう十分に理解してくれているかと思えます。もともと助成金というか、1円も出なくても、尾辻参議院副議長、松下大臣にですね、こうこうだけどこかいい方法がないのかということもまた語ってもらいたいと、相談していただきたいなと思えます。

ちなみに、先日私は知覧の特攻平和会館に赴き、知覧特攻平和会館は、どのように維持管理しているのか尋ねに、調査に行ったんですよ。そうしたら知覧の場合、昭和48年までは奉賛会が中心となり、知覧特攻平和会館の維持管理に努めてきたが、昭和49年、知覧町の役場の福祉課が窓口となり、政教分離である「顕彰会」というものを発足し、今日に至っているという回答でした。顕彰会の会長は南九州市長を充て、事務所は、現在の知覧特攻平和会館の管理組合、構成員8名で運営されており、毎年5月3日に知覧特攻基地戦没者慰霊祭を行っているということでした。

なお、慰霊祭を行うには400万円ぐらいのお金というんか、かかるが、線香代である香華料、それからお花代、寄附金等を充てて、遺族1,204名、その他関係者250人ぐらいに、ことしは案内状を送り、運営してきたということでした。枕崎市も小規模でもいいから南九州市に倣って、毎年4月7日は海上特攻第二艦隊戦没者追悼式を行っていく必要が私はあると思うんです。

当局の考えを今一度お尋ねいたします。

○永留秀一総務課長 先ほど市長からも御答弁がありましたが、追悼式を行政が中心になって行うということは、考えてはいないところであります。知覧の特攻、失礼しました。知覧の……、特攻慰霊の……、知覧特攻基地の戦没者慰霊祭につきましては、議員が言われたような、知覧特攻慰霊祭顕彰会が主催をしてとり行っておりますが、本市におきましては、火之神公園……、失礼しました。平和祈念展望台の奉賛会の方々が、ことしが公式な追悼式は最後であるというふうにかがってございまして、奉賛会におきましては、ことしで公式な追悼式は終わりましたけれども、平和祈念展望台につきましては、いづどなたがお見えになられても、心安らかに参りできる施設として大切に維持管理していくということも伺っておりますので、奉賛会の意向を尊重し

ていきたいと思っております。

○9番沢口光広議員 私としては、小規模でもよいから毎年4月7日は行政、奉賛会もしくは顕彰会等で追悼式を……、やっぱり市民等がですね、賛同する市民等が協力し合って、展望台及びその周辺の草刈りや掃除をして追悼式を行い、その後、市民会館で男たちの大和の映画を見るなどして、展望台、慰霊碑を守っていくという、気運を盛り上げていく必要があると思うんです。

物事をするには、何でも時期とタイミングがあります。これを失したら、「砂上の楼閣」、
「国破れて山河あり」の状態になりはしないかと思って心配です。本市も、今後の平和祈念展望台の管理運営及び追悼式のあり方を、行政と奉賛会が年内に話し合って、来年4月7日に無事に追悼式が挙行されることを願っております。

また、この問題については、枕崎市の有識者等の意見も十二分に聞いて、年内に聞いて、対処して4月7日には挙行されることを願っておりますので。

○神園征市長 先ほどのお尋ねの中でですね、火之神公園等との観光との結びつきについてのお尋ねがあったかと思いますが、それにつきましては、別途、本市の観光行政のあり方については水産商工課長から答弁させますが、今言うように行政がですね、やらなければならないということは、私は考えておりません。再度申し上げておきます。

○南田敏朗水産商工課長 ただいま、火之神公園の活性化についてということでございますので、水産商工課のほうから答弁いたします。

火之神公園の来園者数につきましては、ボランティアガイドが始まりました平成20年度は、4万4,000人ほどでございましたけれども、そのうち、平和祈念展望台を訪れる方が1万3,000人ほどでございまして、現在、平成23年度は公園全体で3万4,000人ほどでございます。そのうち、平和祈念展望台の参拝者数は2,400人程度まで減少しているところでございます。

火之神公園につきましては、平成22年度の魅力ある観光地づくり事業で遊歩道、あずまや、屋根つき炊事場等を県に整備していただいたところでございますが、平成23年度は、21年度一時減ったんですけれども、また来園者数がふえてきているところでございます。

最近では、指宿市や南九州市を訪れた観光バスが、お魚センターや明治蔵、火之神公園、平和祈念展望台等周遊コースもだんだん定着しつつありますので、今後は、枕崎駅やアートのストリート、地場産業振興センター資料館、お魚センターのわら焼きたつき体験、火之神公園の神話伝説、平和祈念展望台など、枕崎の特色を生かした魅力ある観光地づくりに努めていくということで考えております。以上です。

○9番沢口光広議員 続いて、コミュニティバスの試験運行について質問いたします。

現在、試験運行に向けて、どのように取り組んでおられるのか、お尋ねします。

○神園信二企画調整課長 コミュニティバスの試験運行に向けての取り組みでございます。

コミュニティ交通市民会議につきましては、昨年度末に各校区の公民館長さん、それから老人クラブの会長さん、それと身体障害者協会の会長さん、それと商工団体の代表、それと市内の交通事業者を構成メンバーとして発足したことは、既に前の議会の一般質問でお答えしたとおりでございます。第1回の会議で担当課のほうから、コミュニティ交通の素案をお示しさせていただいたところでございますが、先般開催されました第2回会議では、その素案に対する各委員からの質問、要望等を集約したものに対する回答をさせていただきますとともに、この質問要望の中から市民会議として、今後、素案に関して研究を深めていくポイントの抽出をしていただいたところでございます。

市民会議におきましては、このような検討、研究を重ねながら、本市において最も効率的と思われる交通手段の検討、構築に努めていく予定となっているところでございます。

○9番沢口光広議員 バス及びタクシー事業者等との協議検討は順調に進んでいるのか。なお、どのような形態の試験運行を考えているのか、お尋ねします。

○神園信二企画調整課長 市民会議のほうには、本市で営業を行っておりますバス事業者、それからタクシー事業者にも市民会議のメンバーとして加わっていただいております。これは市民会議の検討・協議の中で、コミュニティ交通に関する市民の要望を交通事業者の皆さんにも理解をしていただくと。で、新たなコミュニティ交通におけるバス事業者、タクシー事業者の各業界、両業界が納得していただける役割分担を考えていただくための措置でございまして、今回のコミュニティ交通の成否の大きなポイントになるというふうに考えております。現在のところ、両業界とも協議に加わっていただいております、それぞれ御意見を述べるなりしていただいております。それなりの御理解は得られているものと、いうふうに考えております。

なお、試験運行につきましては、担当課が示しました素案が、そのまま市民会議で了解されるようになりますと、乗り合いタクシー、乗り合いバスを併用したかたちでの試験運行というふうになると考えておりますが、まだまだ市民会議の検討も深く進んだ段階ではございませんので、その点は御理解をいただきたいと思っております。

○9番沢口光広議員 乗り合いタクシー、乗り合いバスを併用していくということを聞いて、あ、そうかなと大体概要はうっすらと見えてきました。利用者の条件は、どのような人が利用できるのか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 利用者の範囲につきましてはのお尋ねでございしますが、これは担当課が示した素案では、乗り合いタクシー等につきましては65歳以上の高齢者、または障害者の皆さんが主な利用者となると。

乗り合いバスにつきましては、乗り合いバス等を所管する法令の関係から利用者を制限するのは難しいととらえておりますが、先のお尋ねでも答弁しましたとおり、市民会議の検討も深く進んだ段階ではございません。あくまでも、私ども担当課が示した素案ということで、御理解をいただきたいと思っております。

○9番沢口光広議員 本市の年齢別人口統計表によれば、65歳以上が約7,400人おるということを資料で見たんですけど、この65歳以上であれば、7,400人ですか、乗り合いバスを利用しようと思ったら乗車できるということなんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 乗り合いバスの乗車のお話でございしますが、乗り合いバスにつきましては運行経費、それと利用者の負担料金、そういう収支の観点から、バスについては、なかなかまた所管法令の関係からもですね、バスにつきましてはなかなか年齢制限というところは難しいのかなと。主体となりますのは、私ども、最初に目指したのは、65歳の高齢者の方の足の確保というところでスタートしておりますが、そういう考え方になろうかなというふうに思っております。

○9番沢口光広議員 昨年4月以来、私もこのバスの試験運行のことについては、きょう3回目の質問なんですけど、バス路線、停留所、運行時間、料金、バス等の本数は、どれぐらいを考えているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 先ほどから同じような答弁で大変申しわけございませんが、お尋ねの具体的な内容につきましては、市民会議の検討がまだ深く進んでないという状況でございしますので、現時点で細かい内容までの答弁は控えさせていただきたいと考えております。御理解いただきたいと思えます。

○9番沢口光広議員 次の3点をお尋ねします。1点目、国や県からは、どれぐらいの補助金をもらえるのか。2点目、本市の負担金は幾らぐらいを見込んでいるのか。3点目、1日何名が乗車すれば採算をとれるのか、お尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 補助金につきましてはのお尋ねであります。コミュニティ交通の具体案が固まらない限りは、なかなか国県の補助金額の計算は不可能でございします。

また、ただ単にコミュニティ交通という名を打っているものであれば、すべて補助対象となっ

て補助金がもらえるというものではございませんで、コミュニティ交通の具体内容によりましては、全く補助対象としてとらえられない可能性もございます。さらに、平成24年度から交通体系に関する国の補助制度に全体枠の制限がかかるという方式が導入されておりまして、各自治体に配分される補助金も多い場合で数百万と、多くは望めない状況になってきております。

それと、本市の負担金ということでしたが、運行経費ということでお答えさせていただきまます。このお尋ねにつきましても、具体案が固まらない限り難しい答弁となりますけれども、担当課が示しました素案では、全体経費を2,000万円弱と見込んでおりましたが、先の第2回市民会議にバス事業者から示された所要額、本市素案どおりコミュニティバスを運行した場合に、どのくらいかかるのかというところの所要額だけで、約2,400万円程度という数字が出ております。これに乗り合いタクシーに要する所要額、これが追加ということになりますと、当初の予測を大きく超える事業費になるというふうに想定をしているところであります。

それと、1日何名が乗車すれば採算はとれるのかということですが、コミュニティ交通そのものが、高齢者の方の扶助的政策の色合いの強い政策でございまして、利用料金もそう多くをいただけないと、御負担はお願いできないということを考えますと、採算性を考えての事業展開は難しいというふうに考えております。採算をとるための人数の算定等につきましても、利用料金、それから全体の経費、これらが市民会議の検討の中で全体的に出てこない限りは、ちょっと難しいのではないかとこのように考えております。

○9 番沢口光広議員 試験運行は、いつごろ、来年春に実現、本当にできるのか、そこら辺をちょっとお尋ねいたします。

○神園信二企画調整課長 市民会議の検討、協議が順調に進めばということ仮定した場合、来年度当初の運行を目指したいとは考えてはおるところでございますが、これにつきましても、今後の検討・協議の進み具合を待たなければならないという状況でございます。

○9 番沢口光広議員 このコミュニティバスの試験運行は、今後の枕崎市民の生活のあり方を左右する一大事業であります。ここ数年で団塊の世代等で、一気に高齢化時代に突入するのは目に見えてわかっております。最初のうちは赤字が続き、試行錯誤の繰り返しかもしれませんが、5年、10年後には病院や買い物に行けるのに非常に便利になったと市民の大半が喜んでくれると思いますので、企画調整課にあっては、自信を持って試験運行実現に向かって取り組んでいてもらいたいと思います。

○神園信二企画調整課長 コミュニティバスの採算性につきましては、ぜひ御理解をいただきたいということで、先ほども扶助的な政策の色合いが強いということで申し上げましたが、なかなか他の市町の例を見ましても、毎年、多大な財政の支出を伴う、非常に判断の難しい事業であるというふうに見込まれております。このコミュニティバスで採算がとれている事例というのは、私もあちこちの事例を研究しておりますが、なかなかない、全国に事例がないというふうに私、今のところの研究では承知をしているところでございます。

○9 番沢口光広議員 あと7分ちょっとしか時間がないので、続いて教育関係について質問していきます。時間が余らないので、質問をできなかったときには、9月議会でお聞きしますので、御了承ください。

この教育、教育とは漢字のごとく教え育てるという漢字を書くわけですが、人が人として生きていく上においては、一番大事なことだと私は個人的に思っております。本市の道徳教科書、枕想子は、本市の小学生及び中学生全員に配布されているのか。なお、市民に対して有料で販売することはできないのか、お尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 昨年度本市では、文部科学省の道徳教育総合支援事業を受けまして、道徳教育に関する講演会の開催や、道徳読み物資料「枕想子」を作成し、配布したところでございます。これが現物でございます。

[学校教育課長が枕想子を掲げる]

○日高孝学校教育課長 予算の関係から500冊作成いたしまして、一番多い学年の児童・生徒数分配置いたしまして、全学年で活用できるようにしてあります。なお、本年度もこの事業の継続が決定したため、さらに500冊を増刷し、2学年分は学校に常備して活用できるようにしてまいります。

また、多くの市民にも読んでいただくために、図書館と地区公民館、児童館、児童センターにそれぞれ配置してあります。なお、市民への販売については考えていないところでございます。以上でございます。

○9番沢口光広議員 私は、これもう本当に素晴らしい本ですね、私自身勉強になったところもあるんですよ。だからやっぱり小学生、中学生全員に配布をするぐらいの予算を組んでいただければありがたいかなと思います。そして、私の友人等でも有料でもいいから売ってくれないのかという人もおるんで、今後、検討していただきたいと思います。

続いて、先般、全国学力テストが行われたが、本市の小学生及び中学生の成績結果はどうであったのか、お尋ねします。

○日高孝学校教育課長 本年度の全国学力量習状況調査についてのお尋ねでございますが、調査内容に理科を加えて、4月17日に実施されました。結果はまだ出ていないところでございます。例年でしたら、8月ごろの公表であります。理科が追加されたこと等から、見通しもまだ示されていないところであります。以上でございます。

○9番沢口光広議員 中学校の保健体育で、柔道、剣道及びダンスが必修科目となったということですが、本市の生徒たちの選択状況はどうであったのか、お尋ねします。

○久保等保健体育課長 本市4中学校の武道の履修状況であります。すべての学校で柔道を取り入れ、全生徒が実施する予定になっております。武道は武技、武術などから発生した我が国固有の文化であり、相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身につけ、相手を攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことのできる運動です。また、武道の伝統的な考え方を理解し、相手を尊重して練習や試合ができるようにすることを重視する運動です。本市の中学校の指導者は、柔道の指導歴または研修歴を持った教員が指導に当たる体制になっております。また、ダンスについても、4中学校全生徒が実施する予定になっております。以上です。

○9番沢口光広議員 今、課長がおっしゃったように、柔道、剣道は広く体力の向上もさることながら、礼に始まり礼に終わるといふ、日本古来の武道の精神が養われるものであり、非常によいことだと思っております。ただ、柔道、剣道はハードなスポーツであり、首を絞められたりして失神したり、投げられたりして骨折や捻挫をしたり、剣道は竹刀で突きをされて失明することがあるので、指導には先生方、十分御配慮して指導していただきたいと思います。

なお、もう時間がないので、この5番、6番、加世田高校及び川辺高校の普通科に進学を本市から進学をしている生徒は何名いるのか。枕崎高校に普通科を1クラスは設置するように県に働きかけていく必要があるのではないのか、これは9月議会で質問させていただきます。

それでは最後、生涯学習の一環として、本市では、中学生や高校生の市議会傍聴をつけ加えることができないのでしょうか、という問題はですね、私、大阪寝屋川で、寝屋川の都会のほうでは、中学生、高校生の生涯学習で傍聴があるんです。私の知る限り、枕崎から国会議員が生まれてない。今後、今の小学生、中学生たちが市議会を傍聴して、将来、枕崎から国会議員を生み出すような土壌をつくっていくためにも、市議会傍聴をつけ加えることはできないかということをお尋ねいたします。

○日高孝学校教育課長 高校につきましては所管しておりませんので、中学校について申し上げます。

近年においては、本市の小中学生の議会傍聴の計画実施はないようです。子供たちの学習内容といたしましては、小学校6年生において市町村議会の仕事を、また、中学校3年生においては、地方自治の仕組みを学習することになっています。他市等においては、その学習の一環として、議会を傍聴する学校もあると聞いております。教育課程は各学校が編成・決定することではありますが、議会事務局のほうでは、小中学校から申し出があれば受け入れ可能とのことですので、その情報につきましては、校長会等で啓発してまいります。以上でございます。

○9番沢口光広議員 一度、前向きに検討をお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで、10分間休憩いたします。

午前10時29分 休憩

午前10時38分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○2番立石幸徳議員 通告いたしました次第に基づき、一般質問をいたします。

地域主権改革は、民主党政権発足直後より、政権課題の1丁目1番地という高い位置づけがなされております。

第1次一括法が国会に提出された時点においては、地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案でありましたが、国会審議において修正がなされ、題名について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律ということになったのであります。

地域主権改革の具体的な経過としましては、まず、一昨年、ちょうど2年前の2010年6月22日に、地域主権戦略大綱が閣議決定され、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民がみずからの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革を、地域主権改革と定義いたしております。

そして、昨年、2011年4月28日、第1次地域主権一括法が成立し、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大に係る41の法律の改正がなされました。

第1次一括法に続き、2011年8月26日、第2次一括法が成立し、基礎自治体への権限移譲と第1次一括法に続く条例制定権の拡大が行われております。

こういった地方自治にかかわる大きな改革を受け、本市としては基本的にどのような対応をし、本市条例の制定をやっていこうとされているのか、関係条例制定の日程も含めて、お尋ねをいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革に係る一括法については、これまで既に第2次一括法までが交付され、その大部分が、本年4月から施行されております。

さらに、現在、第3次一括法が国会に提出されている状況であります。この地域主権改革におきましては、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大と基礎自治体への権限移譲が大きな柱となっております。

お尋ねの、義務づけ、格づけの見直しと条例制定権の拡大関係につきましては、第1次で41の法律、第2次で47の法律の整備がなされております。

その中で、施設公物設置管理の基準等の条例委任について、本市に該当するものとしては、個別法で整備がなされたものを含めて、11法律に係る25項目でありました。

このうち、公民館運営審議会の委員の委嘱基準、図書館協議会の委員の任命基準、公営住宅の

入居者資格のうち同居親族要件につきましては、さきの3月定例会において、条例改正をお願いし、地方公営企業法関係の利益及び資本剰余金の処分については、条例によるか、議決によるかの選択であったことから、これまでどおり議決対応といたしました。

残りの21項目につきましては、法施行から1年間は、国が政省令で定める基準等が、条例とみなされる経過措置があることから、本年度中に条例を定めることとなります。

これらにつきましては、政省令等も示されておりますので、その基準等や各市の対応等を参考にしながら、検討を行い、できれば12月定例会提出を目標に、基準制定作業を進めていく予定であります。

○2番立石幸徳議員 今、市長答弁にありましたようにですね、かなりの数の条例案が、市長の説明によりますと、本年12月定例会に出されてまいるんだらうと思うんです。

で、まずこの、第1次地域主権一括法におけるその、法令の義務づけ、枠づけの見直し、これは市長の説明にも少しありましたけれども、大きく分けましてですね、1番目が、その施設公物設置管理の基準の条例委任、そして2点目が、協議、同意、許可、認可、承認の見直しと計画等の策定及びその手続の見直しでございます。

第1点目のこの改革、施設公物設置管理の基準の条例委任ですね、これは特にその、住民の生活や福祉を支える公共施設の設置・管理についての基準につきまして、国の責任を解いて、今までの国の責任を排除しましてですね、地方自治体の条例に委任すると、こういう改革でございます。

ここで、いろんな問題点が出てくるんだらうと思うんです。その公共施設の新たな基準設定を地方自治体が実施するに当たりまして、この第1次一括法では、三つの基準の類型が出されております。

一つが従うべき基準、必ず適合しなければならない基準ということになりますね。

二つ目が、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、異なる内容の制定が許される。基準の類型と、こういう位置づけでございます。

そして三点目が、参酌すべき基準、これは地域の実情に応じて、異なる内容制定ができるという、そういった三つの基準が出されているんですね。

そこで、こういった三つの基準がありますけれども、本市がですね、12月議会等におきまして、新たな基準設定をする条例、そういうものが、従来の国の基準よりも劣悪な基準、劣ると言いましょうか、あるいは従来の国の基準よりも、悪くなってくる基準を決定をしかねない。

これがですね、今の時点で各地方自治体で、いろいろと問題になっているところなんです、こういう点について本市としては、どのような検討をされているのか、お答えいただきたいと思っております。

○永留秀一総務課長 今、議員がお尋ねの義務づけ、枠づけの見直しの中の施設公物設置管理の基準の条例委任の関係であります。これらにつきましては、国の政省令等が示されておりますので、まずは、その基準を検討して、基本的には政省令の基準に準じた形で、本市の条例の検討を行っていくということになると思っております。12月議会までに各課と協議を行いながら、各市の対応も参考にして、条例案の検討を行っていきたいというふうに考えております。

○2番立石幸徳議員 今、総務課長答弁を聞くとですね、何も検討されていないことですよ。それは政省令で示された基準をそのままですと云ったら、地域主権でも何でもありませんよ。

特に福祉施設、あるいは特別老人ホームとか、具体的にはですね。

それから保育所関係、こういった点についてはですね、保育関連団体や障害者関連団体などが、この条例案を制定する前に、実際、どうあるべき施設が本当にいいのかという、その声をですね、十分に耳を傾けていただきたいという声も出ているんですよ。政省令が来るまで待って、そのとおりしますと云ったら、声を聞くどころでもないですよ。この点については、まだしばらく時

間がありますので、十分留意をされて、条例案を策定していただきたいと思います。条例案が示された時点でまた、いろいろと論議をさせていただくということで、時間の関係ありますので、次の項目の質問に入っていきます。

地方債発行につきましてですね、実は本年度、平成24年度から、地方債発行を今までの認可協議制というものから届け出制という、制度が導入されてまいりました。

これも、先ほどから申し上げております、地域主権第2次一括法において、この部分も出されてきたんですね。

この件につきましては、さきの3月議会での私の一般質問の中で、財政健全化指標の目標設定に関しまして、財政課長のほうから答弁、説明として、地方債協議制度については、地方公共団体の自主性・自立性を高めるという観点から、平成24年度本年度から、民間資金債を発行する場合、原則として、国・県との協議を不要とし、国・県との協議はいらぬ。事前届け出とする制度が導入されることになっていると、説明されております。この届け出制ができる自治体としての制約といひましようか、条件、これが、実質公債費比率が16%未満であることが要件になっているんです。ほかにもあるんですけれどもね。このことを踏まえて、本市の財政健全化指標の具体的目標値設定を行いたいと、これが財政課長の3月議会での説明でございます。

そこで、この点を整理しておきたいんですが、最初に、この地方債発行の届け出制、このメリットをどのように整理をされているのか。

さらにですね、本市が地方債発行の届け出制へ移行するための課題、当然ながら現在、実質公債費比率16%未満ということになっていませんので、そういった課題が想定されるんですけれども、16%への移行への課題を含めてですね、届け出制へ移行する場合の課題をどのように整理されているのか。

さらには、この届け出制に移行するという場合の日程、スケジュールをいつに定めているのか、具体的にお答えいただきたいと思います。

○本田親行財政課長 事前届け出制の導入によって、適正な手続で届出書を提出すれば、国・県と協議を要することなく、直ちに民間資金債を発行できるようになることから、より機動的に資金の調達を行うことが可能となり、地方債の市場公募団体にあつては資金需要に応じ、市場の調達コストが低いなど発行条件が有利なときに、迅速に対応できるなどのメリットが期待されるとともに、事務手続の負担軽減にもつながるものと考えられています。

民間資金債の事前届け出制の導入によって期待されるメリットにつきましては、臨時財政対策債であっても、原則として民間資金債、民間等資金を市場公募債で、調達する都道府県や政令指定都市など、借り入れに対する民間資金債の割合の高い団体が、より、そのメリットを享受できるものと考えられています。

したがいまして、本市のように財政力や資金調達能力の弱い団体にあつては、公的資金の配分について配慮がなされていることから、借入総額に対する民間資金の割合は低く、事前届け出制の導入による影響についても小さいものと思われまふ。

なお、本市が民間資金債の発行について、事前届け出制の適用を受けるためには、実質公債費比率を16%未満にすることが、前提となるところです。

事前届け出制の導入によって、実質公債費比率が16%未満、将来負担比率が200%以下であるなど、健全化判断比率について、いわば、協議不要基準が規定されたことになることから、このことを踏まえまして、今般定めた実質公債費比率の改善目標につきましても、引き続き、市債の発行及び償還を適正に管理する中で、平成23年度の、24年度からは23年度の実質公債費比率が適用になるわけなんですけど、現在の推計では24年度については、協議不要団体に要する団体になることは難しいことから、平成24年度の決算において、16%未満になるように取り組むこととしていただいております。

○2番立石幸徳議員 届け出制そのものの有利性といましようか、あるいはその、こういった届け出制が、なぜ導入されてきたかという背景についてはですね、課長説明があったとおりでと思うんです。

ただ、その説明の中で、本市みたいな公的資金の起債が多いところには影響が少ないと、そういった見解が出されておりますが、ちょっとそれは後ろ向きじゃないのかなという気がするんですよね。

ちなみに、本市の場合、公的な政府資金と民間資金は今現在では、こういった割合になっているんですか。

○本田親行財政課長 平成23年度の地方債の借入先の状況を見ますと、事前届け出制の対象となる民間資金債の借入総額は2億2,000万程度で、うち1億6,000万円程度につきましては、地域総合整備資金の貸付分となっております。

平年ベースで見ますと、道路補修などにかかわる5,800万円程度の借入れがその対象となると思います。

また、地方債残高の状況で見ますと、本市のこの対象になる民間資金ということではなくて、民間資金全体の残高を見ますと、2割程度が民間資金債となっております。

影響が、財政力等が乏しいことから、利率の低い公的資金の配慮がなされているということにつきましては、県内本市だけにかかわらず、どの団体の残高を見ても、民間資金債全体の割合が2割程度になっておりますので、この影響が小さいということについては、うちに限らず、県内どの団体にも言えることではないかと考えております。

○2番立石幸徳議員 影響が小さいということになると、こういった届け出制に向かってですよ、本市としてはそう、別にあせる必要もないというようなとらえ方になってしまうんですよね。だから、先ほど最初、課長が言ったようにですね、この届け出制のメリットといましようか、それについてはちょっと繰り返しになるかもしれませんが、この届け出制への移行により、各自治体の事務手続が大幅に簡素化すると。

例えば、都道府県の場合ですが、起債発行をする場合、発行までに要していた期間、これ大体4カ月と。これが、この届け出制で1カ月に短縮されるというわけです。

それから、資金需要に応じてですね、市場の調達コストが低いとき、つまり、起債発行条件が非常に有利なときに迅速に対応できる。これはもう、課長も言われましたよ。

私が、このことを強調したいのはですね、本市みたいに財政状況が悪いところは、財政状況のよいところと比べると、ますますいろんな取り組みがおくれていくという懸念があるわけです。

もう事実、愛知県あたりは本年度に入りまして、第1号としてこの届け出制によって、200億円の資金調達がなされたという報道もございます。

しかし、本市みたいにそういった16%未満の実質公債費比率になっていないところは、しようと思ってもできない。そういった財政状況ですよ。ますますその、いい財政状況のところはどんどん好転していくけれども、財政の悪いところは、こういった点でおくれていくという懸念を持つわけでありまして。その点を踏まえてですね、この届け出制への移行についても、もう先般、3月議会から財政課長がそういうものを踏まえて、目標値を立てているということですので、積極的に取り組んでいっていただきたいと思っております。

次に、本市職員のわたり廃止をどうするかと、職員給与のわたり制度の廃止について、質問をさせていただきます。

総務省のほうで、わたりと言われる不適正な給与を支払っている自治体名について、地方公務員給与のわたりの状況についてという、参考資料を公表しております。

この資料によりますとですね、一番最新の資料ですが、わたりと言われる仕組みがある自治体は、平成23年4月1日現在、全国1,794の都道府県、市町村を含めたですね、全国1,794の地方

公共団体の中で、5.8%の104団体ですね。この104の団体のうちの 하나가本市になっているわけです。総務省のほうでは、このわたりの制度のある団体を、適正化を求めているわけなんですけど、わたりというものを、若干説明しますと、単純に言いますと、実際のポストより上位の、上のほうの職級クラスにですね、格上げをして給与を支払うと、こういうことでございます。

本市の場合、総務省が示したわたりの該当基準のどの部分に該当をされていますよと、総務省のほうから指摘をされているんですかね。この点を最初に、説明をいただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 わたり制度というのは、今、議員の説明のありました実際の給料の級がその、国が示すより上の職務の級を支給しているということであるわけなんですけど、もう少し詳しく説明させてもらいますと、例えば課長には課長の級、係長には係長の級、一般職員は一般職員の級などと明確に分類していないことを指しておりました、例えば、係長でない職員でも、年数が例えば係長と同じ給料表の級に昇格をすることをわたりと言っておりました。

以前は、国は、そのことのみを言ったんですが、平成21年から、国のわたりの該当基準が変更になりまして、国の職務の格付の級より、自治体の級が上に格付している場合もわたりであるということの指摘を受けるようになりました。

本市の場合は平成17年までは、一般の職員でも年数がたてば係長と同じ級に昇給しておりました、わたりと指摘をされておりましたが、平成18年の給与構造改革に伴いまして、職務分類表を明確にしまして、係長にならないければ5級には昇格できないように、改正を行いました。その時点で、国からもわたりが解消されたと認められてきたところでもあります。

ところが、さっき申し上げましたように、21年にわたりの該当基準が変更になりまして、本市の係長は本市の職務分類表では5級ということになっておりますが、国の係長は4級でありますので、この部分が、4級にすべきであるということで指摘をされております。

さらに、本市の主査については、係長級という位置づけをしておりませんが、4級に位置づけをしております。係長級でない主査については、3級に位置づけるように国から指摘を受けておりました、その二つの職が、指摘を受けているということになっております。

この理由につきましては、国においては5級は課長補佐などの級ということになっておりました、県や他市でも課長補佐とか主幹といった職務を5級に格付をしておりますが、本市では、課長補佐級の職務を設けていないために、課長は6級でありますけど、6級である課長の下に係長である5級を位置づけてきたという、そういう経過があります。

さらに、主査についても係長級ではありませんが、係長の下の級ということで4級に位置づけてきたと、そういう経過があるところでもあります。

○2番立石幸徳議員 今、これまでの経過も含めて、御説明いただいたんですが、まず、幾つか、確認をさせていただきたいんですけども、本県、鹿児島県内のわたりの実態は、報道もなされたんですけども、昨年4月1日の段階、平成23年の4月1日段階ですね、11団体、その後、本年の24年1月に、出水市のほうがこのわたり制度を廃止しております。

そこでその、わたりの対象職員数としてですね、出水市を入れた場合に、本県では2,003名だという報道なんですね。そこで、枕崎市職員のわたりの対象人数、これは何名になっているのかですね、県下ではすべて人数が集計されておりますので、本市の対象人数を報告いただきたいと思います。

それから、わたりそのものが不適正な給与支払いをしているということに、総務省のほうで、指摘されておりますので、この適正な給与支払いをした場合、つまり、現在の不適正な給与支払いを適正化した場合は、幾らの給与差額が出てくるのか、この点も明らかにしていただきたいと思います。以上、お尋ねします。

○永留秀一総務課長 本市のわたりに該当する職員の数ですが、毎年、給与実態調査におきまして報告しておりました、ここの対象の職員が一般行政職という形で報告をしております。

その数が、5級において37人、4級において60人、合計で97人ということで、給与実態調査ではわりに該当するというので報告をしております。

それから、不適正な給与支払い、わたりを現在、わたりだと指摘されておりますが、現在の給与の額ともし、わたりをしてなかった場合の給与の額の比較ということで、どれくらいの額の差があるのかということですが、これについては、わたりを21年から指摘されて、その後、わたりをしてなかった場合ということで比較をするときには、一人一人の職員についてですね、わたりをした場合としなかった場合の試算をして、それを全員の分を積み上げるという、そういう計算が必要になってきますので、行革の委員会でも申し上げましたが、今後、そういう試算は行っていく考えでありますので、現時点ではまだ計算、試算ができておりません。申しわけないんですが、現時点では申し上げられないところであります。

○2番立石幸徳議員 総務省のほうはですね、このわたりの制度のある地方公共団体に対して、引き続いて、適正化を求めていくと。

それから、その各地方公共団体に対して、職員の給与について、情報公開を徹底するようにと、このことを助言するという総務省の資料があるわけですね。で、今その、適正な場合と今、本市がやっている不適正な場合との差額、試算をされていないということですが、これ、いつまでに試算は出るんですか。

○永留秀一総務課長 いつまでとははっきり言えませんが、今現在、試算を行っているところでありまして、今後、わたりの見直しも、必要であると考えておりますので、今後、組合と協議をしていく際には、その試算をした形を示して、協議をしていくことになると思いますので、いつまでとは言えませんが、早い時期には試算を行っていきたいと思っております。

○2番立石幸徳議員 総務課長の答弁は、ちょっとおかしいですよ。なぜってこれ、最近、突然、持ち上がった問題でも何でもありませんよ。総務課長が説明されたように、本市は平成21年から国の基準に該当しないということで、もう既に3年間経過しているんですよ。毎年度、総務省のヒアリングは受けているわけですよ。それまでに試算がなされていないというのは、今すぐ、やりなさいというような話でもありませんよ。その、早い段階と言うんですけど、これ、9月の決算議会までには出されると、そういうふうに確認していてよろしいんですかね。

○永留秀一総務課長 総務省の基準が変わりましたのは平成21年からでありまして、平成21年の給与実態調査では特に、わたりの是正についての指摘は受けませんで、22年からのですね、県の給与実態調査のヒアリング時点から受けております。その時点から、見直しの必要性は十分認識しておったわけですが、ほかの給与関係で優先順位的に、さきに解決すべき事項が多項目あったということもありまして、わたりについての協議が、現在までできてきていないと、そういう事情があるところであります。

それから、試算の時期については、もう早い、9月と言わず、早い、1カ月以内にはやっていきたいというふうには考えております。

○2番立石幸徳議員 少し手間暇かかる試算かも知れませんが、そう何カ月も何年でもかかるという試算でもない。これ、本来なら、もう既にやっていたらならない試算ですよ。私どもは何も当局が怠慢であるとか何とかというより、住民はですね、報道等がなされますと市民は、何かしら、本市はおかしな給与を支払っているというふうに当然、感覚的にとらえますよ。そのおかしな給与が一体幾らなのか、これは率直な住民の私は気持ちだと思いますね。それをただ、代弁してお尋ねしているだけです。ですから、こういったことについてもですね、ただその総務省とか、職員サイドのベースで考えるんじゃなくて、市民がどういった感覚を持つかということ、重視していただきたいと思うんです。

そこで、このわたり制度の廃止に向けて、本市がどういった取り組みをしていくのか、具体的にですよ、この点については、さきの行財政の特別委員会でも、副市長からは幾つかは考え方が

出たんですが、本会議においてですね、この具体的に、これを一体いつまでに解決するというめどを立てているのか。

それからその、この件当然、職員との勤務条件にかかわる問題ですから、組合との交渉、こういったものは今までどういう状況になっているのかですね。

それから、先ほどの説明でも出されました課長補佐という職務、これは本市に今までこういった職務が存在したんですかね。

その点もあわせて、具体的に説明をいただきたいと思います。

○地頭所恵副市長 わたりの是正についてでございますが、まずあの、これまでの状況を申し上げますと、先ほど総務課長も答弁いたしましたように、総務省から具体的な指示が出ましたのが平成22年度ということございまして、直ちに交渉につければよかったんですけど、給与の独自削減でありますとか、住居手当の廃止、通勤手当の改正等、さまざまな課題がある中で、それらの課題のほうを優先的に交渉してきたという状況でございますが、このわたりの是正について、具体的な提案を組合のほうにするまでにはまだ至っていないところでございます。

先ほど、いつまでにとということでございますが、私どもとしましては、現在の本市の級別の標準職務表につきましては、国や他の市と比較しますと、先ほど言いました課長補佐を設けていないことなど、非常に簡素化したものになっております。

例えば、わたりがないと言われている団体にあっても、課長補佐それから主幹などの職を設けて、課長補佐の5級に格付をしたり、それから、主査とか、主任とかという職については、係長級の職だという位置づけで4級に格付をしているというような事例もあるようでございます。

ただ、そういう形になりますと、その総務省の基準はクリアをいたしますが、組織の複雑化を招くというようなデメリットもございますので、今後、他市の状況も十分研究しながら、どういう形で提案するのが一番いいかというのを検討し、また先ほど総務課長から答弁しました試算も行き、それらも示しながらですね、今年度は、職員団体との交渉に提案ができるようにしていきたいと思っております。

ただ、当然、交渉事でございますので、いつできるというお約束はできませんが、今年度には交渉に入りたいと考えております。

それから、課長補佐につきましては、これまで、本市では、そういう職は設けられていないところでございます。

○2番立石幸徳議員 今、副市長はですね、非常にわかりやすく説明をいただきました。私も昨年4月ですね、平成23年4月にわたり制度を廃止したと言われる本県の鹿屋市、鹿屋市の従前の級別標準職務表と廃止後の級別の標準職務表ですね、比較するとまさしく副市長が説明されたように、ただ総務省基準をクリアするために、課長補佐職を設けて、そういうことで、形だけは何とか、わたり制度を廃止したようになっているけど、実際はどうなのかという他市のことをあまりとやかく言うとおかしくなりますのでね、そういった気持ちになるわけですよ。

本市がそういったですね、ことを即、まねてやるようなことには副市長のほうもいろいろ組織の複雑化とか、今後も、いろんなことも問題点も言われましたので、ぜひですね、やっぱりその、あるべき形として、このわたりの制度廃止はやっていただきたいと、ここは、組合との交渉が控えておりますのでね、その点だけは、きちっと指摘をさせていただきたいと思います。

次の質問項目に入ってきます。本市の消防組織のあり方の問題でございます。

これは、さきの質問者も幾つか取り上げておりましたので、重複は避けませけれども、本市の取り巻く消防組織のあり方を、若干整理しますとですね、休憩前に市長からも言われましたように、4月の中旬、4月16日ですが、南九州市のほうから、旧川辺町、旧知覧町が加入している、本市も構成している南薩地区消防組合を離脱をしたいという申し出があったと、これが4月25日の枕崎市議会全員協議会で説明がなされたんですね。そこで、その対応を現在いろいろと模索

され、新たなと言いましょか、その南九州市の離脱を踏まえての組織設立に、尽力をされていると推察をいたします。

今日までのこの消防組織の広域が叫ばれてきた背景、これは何だったのかということですね、ちょっと私なりに整理をしたいんですが、最近では2006年の6月、ちょうど6年前ですね、消防組織法の一部改正がなされました。それを受けまして、鹿児島県においては、当初ですよ、一番最初は、県警察というような警察組織と同様、消防組織も県域一つという県下全域を一つにまとめるという、県レベルの検討委員会の話し合いも最初は出たわけでありまして。その後、県の検討委員会で、鹿児島県内を地域振興局単位の7つのブロックに枠組みをするという、広域化推進計画が最終的に県のほうの計画として出されてきました。

今、本市も指宿市を含めた、南薩4市での振興局単位での広域化の協議がなされておったんですね。

まず、2006年6月の消防組織法の改正の趣旨、消防広域化の意義というものをですね、整理しますと、大型台風の連続的来襲、あるいは大規模地震の発生、局地的豪雨の頻発、巨大な商業施設や高層化した建築施設の増加、あるいは毒物などによるテロ事件、そして、高齢者人口の増加に伴う救急、救助需要の拡大など、こういった災害の変化と言いましょか、そういうものに対するためには、これまでの比較的小規模な消防組織では効果的ではない。そういった懸念があるということですね、2006年の消防組織法が改正がなされてきたわけです。そのことによって組織を広域化することで、高度で機動力のある消防の構築に努めるという意義があったわけなんですけど、どうも最近の本市のこの対応を見てみると、広域化というそういったその、法律を振りかざす気持ちはございませぬが、そのことよりもむしろ、現在の組織より、小さくなっていくんじゃないかという、そういった方向性が感じられてなんのですね。

基本的に、この本市としては消防体制のあり方、これをどのようにきちっと整理されているんですか、お尋ねをいたします。

○永留秀一総務課長 消防の広域化のメリットについては、平成18年の消防組織法の一部を改正する法律の改正におきまして、国の広域化の方針も出ているところであります。

鹿児島県におきましては、平成20年に鹿児島県の消防広域化推進計画を策定しておりまして、その中で、広域化の目的としまして、行財政のさまざまなスケールメリットを実現することにより、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図る。それから、本部機能の高度化等により消防力の強化が期待できるということで、計画が立てられているところであります。

本市の消防におきましては、現在、南薩地域の3市で南薩地区消防組合を組織しているところでありますが、先ほどの質問での答弁もいたしましたけど、枕崎消防署は枕崎市全域を管轄しておりますが、枕崎市内全域をカバーする消防力を十分備えているということで、認識をしているところであります。

○地頭所恵副市長 本市の消防体制につきましては、先ほどの質問者に対する答弁でもございましたけれども、今現在、南薩地区消防組合という形で3市でやっている状況の中で、南九州市が離脱する方向で今協議が進んでいるということもございますので、残った枕崎と南さつま市、その両方で、今後、どういう形で、組合の運営をしていくのか。その方針等を協議していく必要があると考えております。

具体的には、消防本部をどういう人員体制にするのか、それから経費の支弁方法であったりとか、それから目前に迫っております無線のデジタル化についてどういう整備内容、どういう負担方法になるのかということ等をいろいろと協議をしないといけない事項がございますので、そういった内容を今後、具体的に協議していきたいと考えているところでございます。

○2番立石幸徳議員 時間もありませんのでね、聞かれたことに答弁をくださいよ。私が聞いたのは、本市としてはあるべき消防組織はどう考えているのかということをお願いいたしますよ。もう、

経過なんかありませんので、それです、4月25日の本市議会全員協議会で南九州離脱の説明もされました。そして、南さつまとの協議に取り組むということも言われましたが、その後、南さつまと協議しているんですか。

○地頭所恵副市長 私どものほうで、全員協議会で御説明いたしましたのが4月の25日でございますが、南さつま市のほうは、5月の確か15日だったと思うんですが、議会のほうで説明をされたということでございまして、少し時間があきまして、スケジュール的にまだ具体的なですね、協議の日程を詰めているところではございません。

ただ私は、南さつま市の副市長さんとは、ほかの会の機会でお話をいたしまして、できるだけ早いうちに具体的な、まずは事務レベルでの協議を進めようということで日程調整をしましょうというお話をさせていただいたところでございますので、今後具体的に協議を進めていくということでございます。

○2番立石幸徳議員 4月25日の本市議会全員協議会で説明されて以降、南さつまとの協議は全然進んでいないということじゃないですか。できるだけ早く早くと言ったってですね、これは南九州市が離脱をするときもいろんな議会内の予算委員会あるいは決算委員会でも申し上げましたが、本市があるべき体制はいろいろと変遷はあったにしても言うておりますが、そのあるべき体制をどう構築するかという努力がされているのかどうか、全然、議会には伝わってこないわけですよ。はっきり申し上げて、成り行き任せじゃないですか。この本会議でいろいろ聞いても、これ以上の答弁は出ないと思いますので、最後の産業振興の質問に入っていきます。時間もありませんので、農業振興それから水産業振興ですね、まとめてお尋ねをさせていただきます。

まずその、これも平成24年度から、国の新規事業として出されております青年就農給付金事業、これは非常に話題を呼んでいいでしょうか、かなり全国各自治体、この給付金事業が申し込みが殺到していると。本市におきましても、予算成立を受けてですね、先月5月18日の本市のお知らせ版でも、市民への回覧もされております。しかし、当初予算では5名分の150万円の750万円を計上しておりましたが、例えば、近くの指宿市等でもですね、今度の6月補正に14名分150万円、2,100万ぐらいの予算計上がなされております。で、この予算のことを紹介するのはですね、実は全国規模では、この青年就農給付金130億ぐらいの予算を国のほうでは確保していて、対象人数をですね、8,200人ということなんですけれども、もう既に全国規模では1万5,000人ぐらい、倍ぐらいの希望者が殺到しているという、その報道があるんですよ。果たしてその、こういった給付金事業に希望者がきちっと希望どおりその、給付金を獲得して農業振興につながるのかですね、その点を説明をいただきたいと思います。

それから水産業の関係、これもですね、非常に重要なテーマだと思うんですが、昨今、お魚離れと言われてもう久しいんですけれども、5月25日に、本年の水産白書が出されました。そこで、22年現在の国民のですね、魚の消費量、これは1年間国民大体29キロを消費しているらしいんですけれども、これはもう10年ぐらい前とすると非常にもう半減ぐらいになっているんですね。

そこで、本市の場合は、魚と言ってもカツオになるんですが、カツオのたたきメーカー1カ月ほど前に、日本のトップメーカーが破産申請をいたしました。それで、遠洋一本釣りのB1製品がですね、高く仕入れて、市場では安売り競争をしているというのが大きな要因になっているという、このトップメーカーの破産の一因であります。で、本市の遠洋一本釣りをずっと展望したときに、このB1製品のあるべき姿をどう考えるのか。

そして、非常に昨年のグランプリ獲得以来好評のですね、鰹船人めし、これを一過性のものにやっぱり終わらせることなく、そのカツオの生鮮消費というものにつなげるための、中長期的な展望というのをどういうふうに考えているのか、ちょっとまとめてになりましたけれども、お答えいただきたいと思います。

○真茅学農政課長 平成22年の農業センサスでは、枕崎市の農業従事者の平均年齢は59.6歳で、県の平均年齢の60.7歳より、若干若い状況にあります。高齡化、担い手農家の不足という点では、本市でも大きな課題となっておりますので、当制度の農家への周知に努めながら、当制度の活用を推進し、地域農業を担う若い農業者が、一人でも二人でも多く育ててくれればと考えておるところでございます。

青年就農給付金での支給希望者について、支給条件に適應するか調査を行ってまいりましたが、その結果、現在3名の方が該当する見込みであります。

○南田敏朗水産商工課長 まず、御指摘のメーカーの破産により、枕崎市内の業者が損害をこうむっているという情報が今のところないということとそれから、今後のカツオ一本釣りの見通しということでございますが、遠洋一本釣り漁業というのは、非常に資源に優しくて経営に厳しいと言われる現状でございます。

今、枕崎市漁協で遠洋カツオ一本釣り船の経営改善と地域活性化を目的に、実施をいたしますもうかる漁業創設支援事業を実施しておりますので、これを側面から支援していきたいと思いません。

その中で、今後B1だけに頼らず、加工関係者に求められている一本釣りブライン、本場の本物である枕崎かつおぶしの生産用のブラインカツオを製造するというところで、そのようなところにシフトしながらですね、生き残りをかけていきたいということでございますので、枕崎市としては、これまでの200海里の入漁料支援をしながら、そんなところを支援していきたいということで考えているところでございます。

それから、船人めしにつきましては、通り会連合会のほうが今後、全国大会のB-1グランプリに出場したいということでございますので、これが全国的なPRにつながると思っておりますので、関係団体とともに支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時41分 休憩

午後1時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○8番城森史明議員 皆様、こんにちは。

通告いたしました内容に従って、一般質問を行いたいと思えます。

昨年の東日本大震災における福島原発事故以来、日本のエネルギー事情は大きく変わろうとしています。川内原発において、伊藤知事は3号機の増設は行わないと表明しました。そして、ことし7月から、発電の全量を電力会社が買い取るよう義務づける固定価格買い取り制度が開始されます。このたび、固定価格の案が示され、その価格案はビジネスとして十二分に成立するとして歓迎されています。県内においても、市町村の動きが活発で、メガソーラーの誘致は鹿児島市、薩摩川内市、いちき串木野市、日置市、指宿市、垂水市等で決定しています。小水力発電は伊佐市を初めとして、県内40カ所で計画されています。

枕崎市の地域特性に合った自然エネルギーというものを導入すべきではないでしょうか。確かに、大きな雇用は生まれませんが、地域活性化には大きく貢献するものと確信できます。

まず、考えなければいけないのは、市の遊休地におけるメガソーラーの誘致です。財産収入がゼロである遊休地にメガソーラーを誘致することにより、賃借料等、財産収入が期待できます。市の財政においても、プラス効果になります。風力発電においては、洋上風力発電が注目されており、海に囲まれた枕崎市においては、大きな可能性があるのではないのでしょうか。小水力発電においては、中山間地及び農村等での活用が期待できます。

残念ながら、枕崎市の自然エネルギーへの取り組みは、ほとんど見えておりません。新年度予算においても、調査費等の計上等もありません。このままでは、県下の他の市町村に大きくおくれをとることになります。

今後の自然エネルギーへの取り組みをどのような方向で行うのか、まず、神園市長にお尋ねしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 以前も、このメガソーラー事業についてのお尋ねをいただいたことがありました。そのときに私は、自治体にとってほとんどメリットがないということで、検討に値しないというような意味の答弁をしたかと思います。そのときはですね、確かにメガソーラーの会社から話があったんですが、例えば、どっか市有地なら市有地を貸したときにですね、賃料をただにしるか、固定資産税は免除しろとか、そういった話でございましたので、自治体にとってメリットはないという話をしたかと思います。

しかし、この経済産業省の電力の買い取り価格決定以降、本市にも複数の企業から、メガソーラー事業を行いたいとの話があります。この内容を聞いてみると、先ほど答えたメリットを見出しにくいと思ったころの提案と内容が違ってきております。そこで、現在、お話をいただいている各企業のメガソーラー事業計画について、今後、庁内でその事業計画の確実性や事業展開による本市への貢献度など、企業が示す事業計画を詳しく検討したいと考えております。また、検討の時期については、買い取り価格の年次変更が心配される状況がありますので、早急に、その検討を進めなければならないと考えております。

○8番城森史明議員 複数の企業から話が来ているということで、非常にうれしく思ったわけなんですけども、具体的に何社から来ているのか。それと、遊休市有地を考えたときにですね、まず、私が思うのは空港の周辺ですね、空港の周辺の市有地。それと、この前の特別委員会の調査でありました妙見センターの、その周辺の遊休地があります。これのですね、具体的な面積をちょっと、お聞かせください。

○神園信二企画調整課長 まず、何社からそういうお話をいただいているかというところでございますが、これは先ほど市長からお話がありましたとおり、申しわけございませんが、複数ということで御容赦をいただきたいと思います。

それから、空港周辺の用地の広さというお問い合わせかと思いますが、議員が空港周辺というとらえ方が、ちょっとわかりませんので、大体、空港周辺に、空港を含めまして、市有地がございますのが、22万平米。そのうち、空港敷地として告示されておりますのが、今の防災ヘリの前の駐機場を除いた部分というとらえ方になりますけれども、告示面積は11万平米というところがございます。この告示地域のほかに、防災センター等を含めていきますと、おおよそ14万平米程度になるのではないかと思いますので、これを差し引きますと、周辺の土地という解釈では8万平米程度ということかと思っております。

それから、妙見センターにつきましては、ちょっと、手元にはっきりした数字を持っておりませんが、5,000平米から8,000平米程度ではなかったかというふうに記憶しております。

○8番城森史明議員 空港の場合は非常にまとまった土地で、8万平米という、これに敷き詰めるとした場合はですね、かなりの電力量、全国でも有数の、今のところレベルにあるのではないかと考えておりますが、空港としての機能を考えたときに、太陽光パネルをそこに敷き詰めたときに、障害となり得る要素がありますか。

○神園信二企画調整課長 空港周辺に太陽光パネルを敷き詰めた場合の障害というふうな仮定のお話ですけれども、どうしても太陽光パネルを設置しますと、光の反射というのがございますので、枕崎空港は有視界飛行ということになっておりますので、進入方向によっては、太陽光の反射がいかげんだろうか。ちょっと、検討をしたことはございませんので。また、そういう話

になったときにどういう方向、どういう向きで建てられるのかというところもあるかとは思いますが。

それと、現在、県の防災ヘリが運航しておりますので、防災ヘリのローターでまき上げる風がございます。こちらのほうも考慮する必要があるのかなというふうに考えます。

○8番城森史明議員 さっき言われました空港及び妙見センター周辺、それ以外に、例えば1万平米以上の市有地とか、適性のある土地はありますか。

○福元新財政課参事 現在のところ、そのような1ヘクタール以上では、ないところでございます。

○8番城森史明議員 それと、串木野市なんかではですね、串木野市と民間企業が共同でそういう太陽光発電施設の会社をつくったわけなんですけども、枕崎市の中で民間の動きというのは現在、あるんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 お尋ねの民間の、枕崎市内での民間の動きということでございますが、枕崎市内の民間事業者からのお話というのは、いただいたことはございません。

○8番城森史明議員 ちょっと、私の表現が悪かったと思うんですけども、民間企業で太陽光パネルの動きがあるかどうかということです。

○神園信二企画調整課長 先ほど市長からお話がありましたとおり、枕崎市内で事業を展開したいという民間企業から、複数の申し出があるというふうなところでございます。

○8番城森史明議員 要は、さっき言ったように、串木野市も民間企業が動いたわけですね、その設置に。例えば、濱田酒造とか動いて、串木野市内の企業が会社を立ち上げたわけです。そういう意味で、枕崎市の例えば白波酒造さんとか、かつおぶしの製造工場さんとか、どっかの企業がそういう太陽光の導入に向けて、市内で企業が動き出しているんでしょうかということです。

○神園征市長 枕崎市内の企業が自分たちでやりたいと、そういう直接の申し出はありません。どっか、ほかの企業等との関係からですね、紹介された事例はあります、枕崎の企業。

○8番城森史明議員 そういうことで、メガソーラーに関してはですね、要は、設置できるスペースが一番大きな問題なんで、それを今から造成したり、そういうことにする土地だったら、非常に最初の経費もかかりますし、やはり、そういうメガソーラーを設置しようという企業が求めているのは、すぐ使える、即戦力の土地だと思うんで、その辺を十分に検討していただいでですね、お願いしたいと思います。

次に風力発電の状況について、質問をしたいと思います。

以前、東鹿籠の場所にですね、風力発電を10年ぐらい前だったでしょうか、風力発電を設置しようという動きがありました。その辺の、現在、そういう話は出てないのか。その辺を含めて、その経緯をちょっと、お聞かせいただけないでしょうか。

○神園信二企画調整課長 風力発電の取り組みにつきましては、過去、平成14年から22年まで、民間の企業において、本市の国見岳周辺で風力発電の計画、これが進められていたことは、御案内のとおりでございます。しかし、平成21年末ごろから企業の御都合等、さまざま、紆余曲折がございまして、平成22年11月には建設計画凍結ということで、本市に御連絡をいただいております。その後、現在まで本市には、該当企業から何らの連絡も接触もされていない状況でございます。

○8番城森史明議員 風力発電に関しては、非常に最初のコストが一基で約1億円ぐらいと高いということなのでですね、すぐに設置しろと言ってもできないことなので、これからの将来的な動きに期待できるんじゃないかと思えます。

それと、3番目に小水力発電ですけども、先日、新聞にですね、鹿児島小水力利用推進協議会が今後、6年間で県内40カ所に小水力発電施設をつくるという記事が掲載されました。これについては、ほかの入っている市町村もあったんですけど、枕崎市はそれに加入してはいないんで

しょうか。

○**神園信二企画調整課長** 小水力発電の協議会のほうに枕崎市は入っていないのかというお尋ねでございますが、まず、この協議会の計画が初めに霧島市を初め、大隅半島のほうでやりたいというふうな計画のようございまして、今のところ、私どものほうには協議会への加入、または小水力発電の具体的な事業可能性の問い合わせもございません。何らかの打診があった場合は、協議会の計画をお聞きしますとともに、本市で事業展開の可能性はあるのか、これについては、調査はしてみたいというふうに考えているところでございます。

○**8番城森史明議員** 小水力発電は非常に年中発電できるというメリットがあるんですけども、やはり、地形的な落差を利用しながら発電するわけであってですね、その辺で地形的な要因が高いんですけども。しかし、小さな発電なんで、そういう意味では、例えば、枕崎市においては、金山地区、桜山地区で可能性があるんじゃないかと思っておりますので、その辺を調査してもらってですね、そして、取水口や水路の管理を地元集落に依頼し、委託料を支払い、そして、地域振興に役立つメリットもあるのでですね、小水力発電も含めて、メガソーラー、風力発電、ぜひ、そういう地域振興に役立てるようにやってもらいたいと思います。

○**神園信二企画調整課長** 小水力発電を含め、冒頭のお話で議員のほうから洋上風力発電等、さまざまな今後の自然エネルギーに対する取り組みのお尋ねをいただいているところでございますが、小水力発電にしても、洋上風力発電にいたしましても、全量買い取りというふうな制度の中では、安定供給ができるのかというところが一番の課題だというふうに識者のほうは述べられておられるようです。小水力発電で農業用のダム、小さなものを使って発電をすることということになれば、確かに、コストは小さくて済むんですけども、地域の水力、結局、降雨量、水の量で安定供給が難しくなるというふうな状態では、これは電力会社のほうも、なかなか引き受けようがございませんので、その辺のところは課題かなというふうに思っております。

また、その辺のところの技術の進展というものも期待して、注意深く調査をしていきたいというふうに考えております。

○**8番城森史明議員** 小水力発電に関してはですね、要は、1年中安定して流れる川というのがあるわけですから、安定供給という意味では、非常に問題ないかと思っております。確かに、農業用水はですね、雨が降ったら流れるところと流れないところがあるので、そういうところには設置できないと思います。その辺はどうなのでしょう。

○**神園信二企画調整課長** 議員おっしゃるように、農業用水等ではなかなか難しいということございまして、あと、河川にしましても、水量の増減があつては、発電能力のほうに差しさわってまいりますので、水量が一定以上の川、また、その発電能力自体も最小時点に合わせないといけないというふうな状況になってまいりますと、能力も多少落ちてくるというふうな状況がありますので、その辺のところは注意深く見守っていきたいというふうに考えております。

○**8番城森史明議員** それでしたら、次の質問に移らせていただきます。

今度、夏に向けてですね、災害の季節を迎えるわけですけども、要は、枕崎市が制定しているこういう防災計画があります。この中でですね、急傾斜地及び山腹崩壊危険箇所というのが載っております。急傾斜地崩壊箇所がですね、151カ所、山腹崩壊危険箇所が66カ所、そして、別なところで危険箇所もあるわけですけども、その中でですね、この中で、急傾斜地崩壊危険箇所がこの22ページと31ページに掲載されています。その違いというのは、どういうことなのでしょう。

○**依積田清文建設課長** 今、いわゆる赤本の中の22ページ、31ページのことだということでお答えしますが、この22ページのほうの151カ所というのは、枕崎市が調査しております。そして、その中で次の31ページの127カ所というのは、県がその中でイエローゾーン、レッドゾーンというのを指定をしているというところでございます。

○8番城森史明議員 わかりました。わかりましたけどもですね、31ページのほうにはですね、ほとんど金山、桜山なんですよ。最初のところに枕崎市内も30カ所、別府地区も17カ所あるんですけども、もう、それがほとんど掲載されなくて、桜山と金山地区だけなんですけども。ということは、桜山と金山が県も指定しているということなので、非常に危険度が高いということなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 この127カ所の指定につきましては、平成18年3月31日、それから、平成18年10月6日、それから、平成18年12月1日、3回にわたって指定されているところがございますが、枕崎等でこの中で入っていないものについては、事業でもう完成しているところ等とかが抜けているのではないかというふうに思っております。

○8番城森史明議員 ということは、崩壊防止工事を実施した危険箇所は、危険箇所から削除されたということですか。

○依積田清文建設課長 全部ではなくて、一部完了というのもございますので、全部完了した分は抜けているのではないかと考えてます。

○8番城森史明議員 それでしたら、例えば、現在の24年の6月段階での例えば、急傾斜地、22ページの急傾斜地ですね、この数は校区ごとにどれぐらいになっているんでしょうか。

○依積田清文建設課長 すみません、校区ごとにはまとめてはおりませんが、完了箇所と一部完了、未着工という部分でくくってございますので、完了箇所について36カ所、それから、一部完了が55カ所、未着工が60カ所というふうになっております。

○8番城森史明議員 ということは、現在その急傾斜の危険箇所は60カ所ということですか。

○依積田清文建設課長 全然着工してないところが、指定されたうちの60カ所が全然、着工がなされていないというところですよ。

○8番城森史明議員 そしたら、その危険箇所の数は今現在、どうなっているんでしょうか。

○依積田清文建設課長 危険箇所につきましては、急傾斜地というふうに指定されているところが151カ所でございます。

○8番城森史明議員 工事が完了したということは、その危険箇所から削除はされないんですか。

○依積田清文建設課長 工事が完成しているところも一応、高さが5メートル以上とか10メートル以上、それから、戸数が、その下にある戸数が5戸以上、もしくは10戸以上というくくりがございますので、それについては、現状があるところについては、そのまま指定されているということじゃないかと思っております。

○8番城森史明議員 ということは、それを受けてですね、危険箇所の見直しをやる必要があるんじゃないかと。それか、危険度に応じたランクづけをする必要があるんじゃないかと思えますけども、その辺はどうなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 今、危険箇所につきましては、151カ所というふうに掲載しておりますが、この後、危険箇所がふえてきているというのは把握していないところがございます、これより、さらに追加して指定するということは、今のところ考えていないということです。

○8番城森史明議員 例えば、宝寿庵区でも籠原集落とか、この前、去年でしたか、下園集落でその工事がされたわけですけども、ふやすというのは、これ以上はないと思うんですけど、それを減らしていく、そして、その151の中で危険度のランクづけを行って、市民にそういうところをお知らせするというかたちはできないものんでしょうか。

○依積田清文建設課長 危険度のランクづけということですが、今、危険が高いというところにつきましては、過去において工事をだんだん済ませてきているというふうに思っております、今後につきましては、これらにつきましては、土地自体が個人の所有地でございます。個人が管理している分でございますので、個人が土地の提供とかそういうところの、そして、さらにまた、一部分担金というのがございますので、それらの条件を全部酌んでいただいて、また要望してい

っていただければ、また市としても、それを踏まえながら、県と相談しながら、事業化に向けていきたいと思っております。

○8番城森史明議員 私が思うのは、151カ所の危険箇所がありますよと。だけど、それが同じような序列で、これを見るとですね、すべての箇所で危険なんだなという印象を持つと思うんですよ、市民はですね。そういう中で、やっぱり工事したところはある程度危険性が少なくなっているわけですから、その辺をやっぱり、区別してですね、同列じゃなくて、やっぱり区別して知らせたほうが、ある程度市民の意識もそういう意識に立ってですね、防災を考えるんで、そうしたほうがいいと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○依積田清文建設課長 今、御指摘のとおり151カ所につきまして、大分、以前の資料を見ますと、完了地区、それから、一部完了地区、まだ未着手地区というかたちで分けて公表していた時代もございましたので、また今後は、この計画書の中の見直しの段階でそれをまた復活させて、周知を図っていききたいと思っております。

○8番城森史明議員 鹿児島市はですね、昨年、急傾斜崩壊危険箇所353カ所を目視点検してですね、箇所ごとに危険度ランクをランクづけしたとのことですよ。

枕崎市のですね、危険箇所の点検及び管理をどのようなかたちでやっているのでしょうか。

○依積田清文建設課長 今、言われましたように、この箇所につきましては多くございますので、定期的に管理をやってはおりません、箇所数が多いことから、台風や大雨の後など災害の発生する恐れのある場合には、各関係機関と連携をとりながら、状況を把握するように努めております。

○8番城森史明議員 それは時間的な問題もあるでしょうけども、それを、区域ごとに分けてですね、3年に1回とか、5年に1回とか、やはり複雑な点検はできないので、せめて目視だけでもですね、そういう点検をして、安全管理に努めてほしいと思っておりますが、その辺はどうでしょうか。

○依積田清文建設課長 目視できるところは目視でいききたいと思っておりますが、今、151カ所のうち大部分が草に覆われたところ、雑草に覆われたところ、そういうところで、目視が簡単にできないようなところのようでございますので、目視できるようなところとか、それから、あと管理者が、所有者がいらっしゃいますので、所有者からそういう情報をとらえながら、危険性について今後、いろいろ点検・検討していききたいと思っております。

○8番城森史明議員 次の質問に移りますけども、過去の土砂崩れ災害というのは、枕崎ではあまり、大規模なですね、聞いたことがないんですけども。そういう意味で、過去の災害の状況というのは、どういう状況になっていますか。

○依積田清文建設課長 今、言われましたように、過去の土砂災害については少ないようございまして、急傾斜地の崩壊危険箇所におきましては、平成19年7月の豪雨災害で湯穴地区の空き家が1軒土砂崩れにより倒壊しております。過去10年間においては、この1軒のみでございます。

○8番城森史明議員 平成7年でしたかね、すごい鹿児島で災害が、8・6災害ですか、起きた年ですけども、そのときはどうだったんでしょうか、枕崎は。

○依積田清文建設課長 8・6災害のときに急傾斜の崩壊というのも、そのときに私も記憶にはございません。急傾斜のこういう土砂崩れについては記憶にはございません。

○8番城森史明議員 そういう8・6災害でも大規模な災害はなかったということで、そういう意味では、枕崎市は比較的、土砂崩れ災害には強いのかなという感じを受けますけども。そういう意味で、市道沿いにですね、枕崎市内を見ますと、市道沿いにシラスのがけが非常にですね、散見されるわけです。要は、シラスのがけですから、直立に立ってますよね。その上に木が生えているような状況なんですけども、この辺の安全性という意味ではどうなんでしょうかね。

○**俵積田清文建設課長** 今、市道沿いのシラスのがけということでございますが、市道沿いにあるシラスのがけは、もう既に10年、20年同じように立っているところで、そういう崩壊も見られていないと。

シラスというのは、直角に近いほうが安定感もあるということでございます。そういうところでも崩壊の危険があるというのは、シラスの中でも緩いシラスというのがありまして、今、残っているところは、かたい硬質シラス、いわゆる硬シラスというのが主になっておりますので、今のところ、そういうところで崩壊の危険性はないところでありますが、定期的にそういうところは目視、その場合は目視で点検をしているというところですよ。

○**8番城森史明議員** 私も家の近くに何カ所かあるわけですよ。その中でやはり、現状はやっぱり、上の木も大きくなってですね、非常に状況が変わっていると思うんで、危険な箇所には看板を立てるとか、そういうようなかたちはできないもんなんでしょうかね。

○**俵積田清文建設課長** そういう危険な箇所につきましては、一部の地域の方々の地域であれば、地域の方々でお互いに危険であるということを集落等で認識を持ってもらうとかしたほうがよろしいのではないかと考えておりまして、そういうところに危険であるという看板については、市のほうではちょっと、いたしかねるのかなというふうに思っています。

○**8番城森史明議員** やはり、市道は災害のときにはやはり、非常に、ほかの市民も通るわけですから、やはり、看板なりできたらですね、そういう注意を促すような看板を立ててですね、みんながわかるような。それは、地元の方は多分そこが危険ということは知っていると思うので、通らないと思いますけども。そういう意味で、やはり看板があれば、だれにもわかるようなかたちで表示してもらえれば、より安全になるわけですから、その辺もお願いしたいと思います。

やはり、最近の自然状況というのは、ことしですね、桜島の降灰が枕崎市にも何年かぶりに、初めてじゃないか、あれほどの大量な降灰は初めてだと思えるんですね。何が起きるかわからないような今、状況ですよ。ですから、そういう意味で、過去には確かに、災害というのは少なかったわけですけども、そういうこれからの気象状況の変化も考えてですね、念には念を入れて、安全対策をしていただくよう、お願いしたいと思います。

次の質問に入りますけども、駅舎建設の件です。

まず、今回、駅舎はどういうような駅舎が建つのかということで、以前、私も公民館長をしているので、神園市長のほうで1回、デザインを見せてもらいましたけれども、はっきり言って、私自身もイメージがないわけですよ。確かに、駅舎というのは非常に大事なものだと思えるので、そのコンセプト及び特徴とするものは何なんですか。

○**神園信二企画調整課長** 駅舎建設のコンセプトと申しますか、基本的な考え方について申し上げます。

まず、平成18年、駅前再開発に伴いまして、南薩鉄道の駅舎が解体されて以降、市民の間には駅舎建設を望む声が根強くあります。さらに、市外にお住まいの本市出身者の方からも、ふるさと枕崎に駅舎がないのは寂しいという声がございます。駅舎を建設してくれるのであれば、協力は惜しまないという声も寄せられておりました。このように市民にとりまして、駅舎はふるさとに対する誇りを思い起こさせる町のシンボルでございます。

また、友好交流都市盟約を結んだ稚内市の訪問団も、本市をお訪ねの際に、駅舎をごらんいただいておりますけれども、北と南のJR始発駅・終着駅があるという御縁で交友盟約ということであるので、駅舎建設は何とかならないんですかという御意見もございました。

そこで、駅舎建設に協力は惜しまないという市民の声があるんだから、ここは市民の力で駅舎建設はできないものかというふうに考えまして、市内の各団体に呼びかけて、駅舎建設期成会を立ち上げて、駅舎建設に取りかかったところでございます。

次に、駅舎建設にかかる本市の観光振興の面で申し上げますと、九州新幹線の全線開通後、指

宿市を訪れる観光客の皆様の動向に変化が見られているのは御案内のとおりでございます。これまで主力でありました大型観光バスの団体旅行で、指宿市を訪れた観光客の本市への立ち寄りや、昼食のみの立ち寄りということで、本市市街地を観光のお客様がゆっくりと楽しんでいただくことは少なかったというふうに考えております。しかし、九州新幹線の全線開業及び指宿の玉手箱号の運行によりまして、観光客の単位が御家族であったり、御夫婦お二人連れ、また、鉄道ファンの個人旅行といった少人数で滞在時間も比較的長時間に、また、自由に行き先を設定して楽しめる観光のお客様が増加しております。事実、枕崎の駅周辺にお住まいの方からは、駅にグループで来て、写真を撮る観光客の方がふえていますとか、鉄道ファンらしいリュック姿の人がふえましたねという声を聞いております。この観光客の皆さんにJR路線の日本最南端の始発駅・終着駅がある枕崎市に、ぜひとも足を運んでいただきまして、日本最南端の始発駅・終着駅まで訪ねて行ったという記念写真などを撮っていただいた後には、駅通り、市役所通り、中央通り、今現在、整備を進めておりますアートストリートなどを散策していただくことで、観光のお客様が市街地を周遊していただけるというふうに考えております。このように本市での滞在時間が長くなりますと、時間は昼食・夕食どきに差しかかって、本市の新鮮な水産物、農産物、畜産物、さらには焼酎を召し上がっていただけると。そして、JRの運行時刻によっては、宿泊のお客様もふえてくるのではないかなというふうに考えております。

このように、今回の駅舎建設は、単に現在JRを利用している通勤・通学のお客様の利便性の向上に力を注ぐという意味よりも、本市観光の一層の振興を図ることに力点を置きまして、本市を訪れていただいた観光のお客様の玄関口として、整備していきたいと考えております。

なお、駅舎の仕様や意匠における考え方は、今後、期成会の議論を待って、決定されるものであるというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 駅舎のイメージ自体は、まだ決まっていないんですか。

○神園信二企画調整課長 駅舎のスタイル、イメージということでございますが、今後、駅舎建設の期成会の中で検討されて、決定をしていくというふうに考えております。

○8番城森史明議員 現在、観光案内所がありますけども、観光案内所の管理運営委託料で平成24年度は280万の予算が計上されていますが、駅舎の維持管理費というのは、どれぐらいを予想されているんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 駅舎の維持管理につきましてでございますが、駅舎の期成会の中では、ボランティアで何とかできないのかとか、いろんな意見がございます。また、しっかりと管理するためには、委託人を入れてというふうな声もございます。当然、駅舎の建設期成会の中には、管理運営まで審議項目に入っておりますので、今後また、そちらにつきましても期成会の議論が深まってまいりますと、期成会のほうでどういう管理をしていくかということは、決定されていくというふうに考えております。

○8番城森史明議員 現在、観光案内所についてはですね、休憩所や案内やトイレ等の施設がもうあるわけですよね。それで、要は、駅舎をつくったときに、現在、観光案内所とはどういうつながりになるのか。

それと、ちゃんと差別化ができるんですか、今の観光案内所と駅舎との差別化というか、できるのか。で、どういう差別化をするわけですか。

○神園信二企画調整課長 駅舎につきましては、JR等を利用して本市を訪れる観光客の皆様など、本市の玄関口として整備されるものでありまして、枕崎市のシンボルとなる建物でございます。

一方、観光案内所は本市にお越しになったお客様に、市内の観光名所となる場所や観光資源、歴史等を紹介する場所でございます。おのずとその性格は異なることとなりますので、施設の果たす役割を御理解いただければ、単に近くに二つの施設があるからというようなことで、似た

ような施設であるという御指摘は当たらないというふうに考えているところでございます。

○8番城森史明議員 私の理解、市民の理解もどうなのか知りませんが、要は、枕崎駅が100メートル向こうに行っても、駅舎がないわけですから、ちょうど、その駅から出てきたところのあそこから、その前に観光案内所というのが建って、個人的な感じとしては、駅舎の、機能的にですよ、機能的に駅舎の役割も果たしてないかというふうなとらえ方をしていたんですけども、あくまでも機能的にはそれを、駅舎としての機能を今の観光案内所は含んでいるんじゃないですか。

○神園信二企画調整課長 JRの南の端の最南端の始発駅・終着駅ということで、枕崎駅舎の位置づけがそうございまして、観光案内所が駅舎ではないのかと、駅舎自体は駅にしっかり敷設されて、JRを使われて出発される方がちゃんと、待ち合っただけで乗れる位置にあるのが普通ですし、降りて来られたら、すぐに入られる建物というふうな考え方をしているところでございます。観光案内所が駅舎ではないのかというふうなお尋ねは、ちょっと当たらないのではないのかなと。あくまでも、観光案内所は観光の御案内を申し上げるところというふうな役割の分担になるのではないかと考えております。

○8番城森史明議員 お魚センターやかつお公社など、地場センター、それに関しても市民の声というのは、なぜ、同じような施設が3カ所も同じところにあるのかというのが、やっぱり、非常に耳にするところなんですよね。ですから、私も駅舎建設については、非常に賛成なわけであってですね、絶対、やはり、今の観光案内所とは差別化できるような、インパクトのある駅舎をつくってほしいと思います。

それと指宿枕崎線の運行状況については、どうなっているのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 指宿枕崎線の運行状況でございます。

山川・枕崎間の指宿枕崎線の運行状況は、上り便が1日6便、下り便が1日6便となっております。乗降客につきましては、山川駅の乗降客は1日500人程度となっているほか、県立穎娃高校の学生の通学駅となっております西穎娃駅が1日250人程度、そのほかの駅の乗降客は、多いところで70人程度ということで、通勤・通学等の生活路線としてのJR枕崎指宿線の利用は少ない状況でございます。

○8番城森史明議員 それと、次の質問ですけども、JRを利用した修学旅行の受け入れ状況ということでしたけれど、基本的には修学旅行は鹿児島市まではJRを利用するけども、それ以降の例はないということだったんで、今のところ、JRを利用した修学旅行がないということですけども、それに伴う民泊の戸数はどうなってるのでしょうか。

○真茅学農政課長 本市において、修学旅行生の民泊を提供している家庭は25戸あり、受け入れ実績につきましては、平成21年度12校の376名、22年度16校の573名、23年度17校の627名となっております。

○8番城森史明議員 毎年毎年ふえているということで、非常にうれしい数字じゃないかと思えます。

それで、私もちょっと指宿枕崎線の乗車状況を調べてみたわけなんですけども、残念ながらですね、枕崎市の乗降客はですね、平成17年までは4万人いたんですよ。それが18年から21年までは3万人台、平成22年と23年は2万人台に減っているわけです。これを見たら本当に、ここ何年かで半分以下になっているわけですよ。

だから、ぜひですね、そういうことで、指宿枕崎線の活性化についてどのように考えているか、神園市長にお尋ねしたいと思います。

○神園征市長 指宿枕崎線の活性化、なかなかそう簡単にはいかない問題だと考えております。

前に特急を走らせてくれとJRのほうに私が申し上げたということはお話したかと思えます。これは当然、いい返事は返ってこないだろうということを予測した上で、そういうことを申した

わけですね。それは無理だということでもありますから、それでは、土地を貸してくださいということから、そこに、駅舎をつくりますという話になっていったわけです。で、特急は無理でもですね、例えば、トロッコ列車を走らせるというのはどうですかという話を申し上げましたら、それについては、それは可能性のない話ではありませんねと、こういう返事をいただきましたので、そういったものを実現させるためにはですね、これからいかに市民パワーを結集できるかということだと思っております。

その他の、先ほどの駅舎のコンセプトとか、どういった形なのかというお尋ねとも関連してまいりますけれども、私は、これは県の魅力ある観光地づくり事業で造成して土地を広げるんだという話まではいっていますが、土地を広げて、その上をどう県のほうで周辺整備をやっているのか、その辺につきましては、まだ具体的に全然話はしておりませんが、できれば、駅舎そのものもですね、枕崎にある海幸・山幸伝説を連想させるとか、あるいは、枕崎の歴史を思い起こさせるようなモニュメントとか、そういったものも配置できればと。ただし、これは金の集まり具合によるんじゃないかと思っております、それで、あっちこっちで募金に御協力くださいということをお願い申し上げているわけであります。

○8番城森史明議員 それに関連しますけど、港まつりの花火見物のためにですね、花火見学列車みたいなものを走らせたことはないんですか。

○神園信二企画調整課長 花火列車につきましては、毎年、JRに対応いただきまして走らせておりまして、今年度の分につきましても、先日、JRの課長さんとお会いしたときに、ことしも例年どおり走らせるんですかというふうなお尋ねでしたので、また、担当課のほうからお願いに上がると思っておりますということで、御返答しているところでございます。

○8番城森史明議員 花火列車の、例えば、ビールを飲みながら走らせるとか、そういうような何らかの企画を持ってですね、そのような企画をしたことがあるかということなんですけど。

○南田敏朗水産商工課長 企画を持って、実際にしたことが1回はございますけれども、今は臨時列車として対応してございまして、ただ、臨時列車ではございまして、枕崎駅に到着したお客様を花火の会場までボランティアが御案内するというので、御案内したところでお弁当を食べていただくというような企画ではやっているところでございます。

○8番城森史明議員 そうすることで、単に列車を走らせるだけじゃなくてですね、何らかの、旅行会社が企画するような、日帰り旅行みたいなですね、そういうような、もっと花火だけじゃなくて、もっと楽しめるような企画をしてもらってですね、そうすれば、花火ともつながるわけですし、その辺もお願いしたいと思っております。

それと、この駅舎建設を機会に、指宿枕崎線活性化のためにですね、その沿線の指宿市や南九州市とタイアップして、何かやらなければいけないと思っておりますが、その辺の計画はないでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 指宿市、南九州市等につきまして、JRを活用した活動はございませんけれども、南薩振興局4市内でですね、協力し合って、指宿まで来たお客様を各市に広げようというモニターツアーを企画するという事は計画しているところでございます。

○8番城森史明議員 要は、JRの活性化のためですから、JRを利用したあれじゃないと意味がないと思うんで、その辺を考えてほしいと思っております。

○神園信二企画調整課長 JR指宿枕崎線の沿線市におきましては、指宿枕崎線輸送強化期成促進協議会というのが発足しておりまして、指宿枕崎線の利用客をどのようにしてふやしていくのか。また、今現在、御利用いただいている生活路線として御利用いただいている通勤・通学の皆様の利便性向上をどうやって図っていくのかということは、定期的に企画の担当の課長が集まりまして、お互い情報交換をしながら、今度、私どものところではこういう取り組みをいたします。で、ついでには、こういう事業を活用いたしましたという情報交換をしながらですね、あと、

J Rへの要望項目のすり合わせ等も毎年行われているところでございます。

○8番城森史明議員 時間もないので、最後の企業誘致については……。

○依積田義信議長 城森議員、ちょっと、さっきの災害の質問中、答弁の訂正がありますので、建設課長からいいでしょうか。

○8番城森史明議員 はい。

○依積田清文建設課長 先ほど、赤本の22ページの151カ所と31ページの127カ所の違いにつきまして、私、完了したところを抜いているのではというふうに答弁をいたしました。この31ページの127カ所につきましては、県が指定した枕崎市の土砂災害警戒区域内にある急傾斜地崩壊危険箇所でございます。

謝って、訂正をしたいと思えます。

○8番城森史明議員 企業誘致の件は、今のところ公開できないということがあったんですけど、1番だけについて質問したいと思えます。

要は、水量検査の件はどうなっているでしょうか。

○神園信二企画調整課長 地下水探査の調査の結果は出たのかというふうなお尋ねです。

調査は終了いたしまして、結果報告書も受けております。なお、今回行いました調査は電気抵抗値をもとに地下地盤の地形を推測して、地下水の賦存が、地下水があるかどうかということが期待できるかどうかを調査するものでございまして、実際に地下水があるかどうか。また、その水量がどれくらいの水量であるかということにつきましては、今後、補正予算をお願いする地下水の掘削、いわゆるボーリング調査を行わなければ、わからないというような状況でございます。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時9分 休憩

午後2時19分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、新屋敷幸隆議員。

[新屋敷幸隆議員 登壇]

○16番新屋敷幸隆議員 通告に従い、質問をいたします。

最初の駅舎建設についてであります。寄附金等に関しては、議会初日に企画調整課より説明があり、また、さきの2人の議員の質問と重複するところがあり、部分的に省略しますが、次の2点のみ質問をいたしたいと思えます。

まず1点目は、J R九州の反応はどうか。

もう2つ目は、維持・管理・運営はどこがするのか、市長に質問をいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 J R九州の反応についてですが、先ほどの質問でもお答えしたようにですね、特急を走らせてくれと言ったんですが、それは難しいということでしたので、J Rのほうに駅舎をつくってくださいと。それができないのであれば、土地を貸してくださいということをお願いをいたしまして、土地を何をしますかということでしたから、市民の力で駅舎をつくりたいと申しあげましたら、J Rの鹿児島支社長も大いに乗り気になりまして、ただし、これは九州本社の承諾を得ないといけないことですので、九州本社のほうに相談しますと。これが去年の暮れぐらいでありまして、年が明けまして、J R九州の本社のほうからもオーケーの返事をいただいたということで、どうぞ使ってくださいという返事をいただいたわけでありまして。

こうやって鹿児島支社のほうも、非常に今では乗り気になっておりますので、何とか成功させたいと思っております。

それから、維持・管理・運営につきましては、これも先ほど企画課長のほうから答弁したとお

りであります。

○16番新屋敷幸隆議員 もう1回ですね、この維持・管理・運営についてですね、企画調整課から説明を受けたいと思います。

○神園信二企画調整課長 維持・管理・運営につきましては、期成会の中でもボランティアでできないかとか、そのほか、また、委託というかたちでできないかとか、いろんな御意見をお持ちの方がいらっしゃるようではございます。

今後、期成会の協議の中で決定していくものと、さまざま議論を交わしながら決定していくものというふうに考えております。

○16番新屋敷幸隆議員 先ほど駅舎につきましてですね、そのコンセプトは何かということまで質問があったんですが、なるべくですね、魅力ある駅舎にしていきたい。市外・県外の観光客にですね、ぜひ、枕崎にですね、足を向けるような、そういう駅舎にしてもらいたいなど。

また、もう一つはですね、コンセプトってことですね、考えてみれば、枕崎には駅弁が前の駅よりなかったわけですけど、私は以前より考えているんですけど、かつおぶしを使った猫まんまみたいなですね、駅弁も私は考えられるんじゃないかなと思って。また、新生駅舎についてはですね、枕崎駅については、また初代の駅長も私は誕生するんじゃないのかなと。

その辺でですね、いろんなものが、ユニークなものが私は考えられるんじゃないかなと思ってますので、これはひとつ要望しておきます。

次にですね、生活保護についてですが、最近、テレビ等で芸能タレントが高収入にもかかわらず、その家族が生活保護を受けているという問題が頻繁にテレビで流れております。

また、6月8日の南日本新聞では、鹿児島県内の生活保護費の不正受給が2011年度391件、総額1億4,600万円に上ったことが報道されていましたが、私はですね、生活保護は本当に貧しい人、弱者にですね、生活保護は必要だと思ってますが、しかし、それは平等・公平なものでなければならないと思ってます。

一説によると、生活保護をですね、受けなければならない人が、全国にやっぱり1,000万人潜在的にいるそうです。

そこで、本市のですね、生活保護を受けるための原則・条件は、どのようになっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○佐藤祐司福祉課長 生活保護制度につきましては、国の制度でございますので、本市というよりも、日本全国で生活保護法にのっとって実施いたしているところです。

生活保護の基本原則及び原則につきましては、生活保護法第1条から第4条に4つの基本原則が、第7条から第10条に4つの原則が記載されております。

まず、基本原則のうち条件として規定されている部分を申しますと、法第4条では、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とする」としており、そのほか、扶養義務者の扶養及び他の法律による扶助の優先も記載されているところです。この第4条は保護の補足性の条項でありまして、要件や優先事項を活用した上でなお、生活に困る場合に生活保護を利用することとなっております。

次に、4つの原則ですが、1つ目は第7条の申請保護の原則でございます。「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づき開始する」としておりまして、申請を原則としております。

2つ目は、第8条の基準及び程度の原則で、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」ということになっております。

3つ目は、第9条の必要即応の原則で、「保護は要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする」としておりまして、4つ目は、

第10条の世帯単位の原則で、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」としております。

○16番新屋敷幸隆議員 その生活保護者がですね、申し込むに当たって、原則・条件に従ってですね、どのような本市は調査を持って当たっているのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 保護申請の流れでございますけど、まず面接相談、そして保護の申請、そして調査、そして保護決定、あるいは却下という流れになるわけでございます。

まず、福祉事務所に事前の相談がございますと、生活保護制度の説明を行いまして、生活福祉資金の貸し付けや障害者施策など、各種の社会保障施策活用の可否の検討を行います。それらが活用できない場合に保護の申請となりまして、申請書が提出されますと、援護係の地区担当員、ケースワーカーと言いますけれども、が家庭訪問を行いまして、生活に困っている状況や生活保護を受けるための要件が満たされているかを調査いたします。その調査の内容としましては、預貯金、保険、不動産などの資産調査、扶養義務者による扶養の可否の調査、年金などの社会保障給付や就労収入などの調査、就労の可能性の調査などがございます。もちろん、こういう調査に当たりましては、その者から同意書を徴しているところでございます。そして、調査に基づきまして、国が定めている基準をもとに計算した最低生活費と収入とを比較いたしまして、生活保護が必要かどうかを決定いたしまして、申請した日から原則として14日以内に相手方に通知するという流れになっております。

○16番新屋敷幸隆議員 次に、青年就農給付金についてですが、先ほども質問があり、答弁があったのですが、時間がなかったために、ちょっと、聞きとれない部分もあったので、農政課長にですね、もう1回、市の取り組み方を質問いたしたいと思っております。

○真茅学農政課長 青年就農給付金事業につきましては、要綱等が4月6日に施行され、あわせて、4月19日に国及び県から市町村等関係機関への説明が行われたところであります。

市としては、これをもって、5月号のお知らせ版で青年就農給付金の周知を図ったところであります。また、事前に市で把握している若い新規就農者について、支給条件に適応するか調査を行ってまいってきたところであります。その結果、現在3名の方が青年就農給付金の経営開始型に該当する見込みであります。

○16番新屋敷幸隆議員 次にですね、防災訓練について質問をいたしたいと思っております。

本市は9月に防災訓練を予定しているわけですが、行政や市民、また消防団員等がですね、一丸となり、有意義なインパクトのある、緊張感のある、また、かつ効果のある訓練にするためにですね、どのような訓練計画を立てているのか、質問をいたします。

○永留秀一総務課長 今年度の本市の防災訓練については、9月23日に枕崎地区において津波避難訓練を中心とした内容で行う方向で計画をしております。

津波避難訓練については、枕崎地区の海岸に近い公民館の住民の方々に参加をいただき、実際の津波避難場所まで避難してもらう予定ですが、訓練の具体的内容につきましては、訓練参加予定の公民館や消防署、警察署など関係機関と協議して、内容を詰めていきたいと考えております。

昨年に立神地区で行いました防災訓練の際には、参加者に対しての事前打ち合わせが不足していたために、規律がとれていない面もありましたので、昨年の反省点を踏まえて、今年度は有意義な訓練になるように準備を進めていきたいと考えております。

○16番新屋敷幸隆議員 今、答弁のありました、9月に防災訓練があるわけですが、その海岸一帯というと、対象地区はもう決まっているわけですか。

○永留秀一総務課長 これから参加予定の公民館の方々に具体的にお願いをしていこうと考えているんですが、海岸地帯に近い国道226号から南の公民館の方々に実際に訓練に参加していただきたいと考えております。当日の訓練だけではなくて、事前に避難者名簿の作成をしてもらいまして、例えば、ある程度歩けるけど、遠くまで歩けない方については、だれか車で補助者を指定

するとか、あるいは、子供のいる家庭でありますとか、そういった避難名簿を作成してもらって、準備をかけて、訓練に参加をしてもらおうと。その避難名簿の中から実際の当日の訓練参加者も話し合いをして、決めていきたいというふうに考えているところです。

○16番新屋敷幸隆議員 防災に関連してですね、いちき串木野市ではですね、川内原発で重大事故が発生した場合、行政機能を南九州市役所の川辺支所に移転し、いちき串木野市の2地区の人口の5,814人の避難場所として、本市を指定しているわけですが、市はどのような対処を想定しているのかお尋ねしたいと思います。

○永留秀一総務課長 鹿児島県が昨年12月に策定しました原子力災害暫定計画に基づきまして、川内原発で大規模な災害が発生した場合には、半径20キロ圏内を避難対象区域として、広域的な避難を行うという計画を定めておりまして、これを受けていちき串木野市も川内原発で重大事故があった場合には、いちき串木野市の計画の中で市内の2地区の住民を枕崎市へ避難させる計画を定めて、本市も受け入れを承諾しております。

具体的には、いちき串木野市の計画による本市への避難人員は、いちき串木野市の本浦地区が2,595人、上名地区が3,219人の5,814人でありまして、それぞれの地区の自治公民館ごとに枕崎市への避難場所を決めて、本市の指定避難場所である小中学校の体育館など、16施設に受け入れを行っていくという、そういう計画になっております。

○16番新屋敷幸隆議員 そういうことであればですね、県とかいわゆる当市、いちき串木野市とですね、何回か協議は行われているわけですかね。

○永留秀一総務課長 県の担当者の県の計画をつくるという説明がありまして、それを受けていちき串木野市でもつくるということで、その事前段階で担当者同士の打ち合わせも行っております。それで、こういうかたちで受け入れをお願いしたいということで、事前に相談を受けて、本市の中で承諾の市長決裁を受けて、承諾をしてみたという、そういう経過であります。

○16番新屋敷幸隆議員 次にですね、空き家対策についてですが、空き家対策についてはですね、平成23年第10回定例会でですね、一般質問で取り上げたんですが、それ以来、この空き家問題がですね、日を追うごとにクローズアップされているわけですよね。台風シーズンを前にして、防災の面で空き家・廃屋の隣近所の住民はですね、不安が募る一方でですね、また、防犯の面でも不審者が入り、放火等いろいろなことが考えられるわけですね。

くしくも、先日ですね、枕崎市の防犯協会の総会においてもですね、警察署が空き家の防犯問題について話があったところでございます。

さきですね、空き家対策の私の質問についての当局の答弁ではですね、「指摘の空き家につきましては、外壁が崩落をした家、かわらが風で飛ばされそうな空き家については防災上の危険がありますので、個々の所有者に対し、解体や補修などの対応をお願いしているところがございます。応じていただいている所有者もありますけれども、なかなか進んでいない状況であります。質問のありました空き家の調査も含めまして、今後、対策を検討していきたいというふうに思っています」というような答弁があったわけです。

そういうことですね、それ以来、その後の取り組みはどうなっているのか。また、市としてどういう対応ができるのか、御質問をいたします。

○神園信二企画調整課長 本市の空き家につきましては、平成20年度に行われました住宅・土地統計調査によりますと1,890戸あると。総住宅数の15.9%ということになっておりますが、これは改修すれば住家となり得る一般の空き家数でございます。議員がお尋ねの、いわゆる危険空き家の数ではございません。

なお、最近、新聞紙上をにぎわしております空き家条例の制定、これにつきましては、本市でも同様の条例制定ができないか、また、制定するとしたらどのような内容にすべきか、今現在、庁内で検討を行っている最中でございます。

今後、各公民館にお願いをいたしまして、実際、対象となる危険空き家の戸数の把握、状況の把握につきましては、詳しく調査をしたいと考えております。

市内の危険空き家に関する市民からの苦情・通報に対しましては、総務課の危機管理対策係の担当者の方が、その都度現場に訪れて、対応に当たっている状況でございます。

○神園征市長 空き家条例の制定につきましては、できるだけ早くそういったものを設定できるように努力をしてくれということでも申してありまして、なかなか一気にいかないいろいろな事情もあるようですけれども、現にですね、私、町中を歩いてみて、通学路でありながら、非常に危険だなというところも目につくわけでありまして。そういうところには、私も直接話をしたりして、できるだけ善処してくれというようなことも申しておりますし、まだ私の歩かないところにもそういった危険家屋等がなくなるように、努力しなければならないと思っております。

○16番新屋敷幸隆議員 そういことでですね、この前開催されました平成24年度枕崎市自治公民館連絡協議会総会においてですね、企画課長も出席していたんですが、この公民館連絡協議会でもですね、この空き家対策についてですね、取り組んではどうでしょうかと提起をしたんですが、行政当局といたしましてもですね、的確に状況調査をするためにですね、公民館とですね、ぜひ、私は協議をするべきだと思うんですが、またその辺はどうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 ただいま議員のほうからも御指摘がありましたとおり、さきの自治公民館連絡協議会のほうにも私、出席しておりまして、この話題が出ましたので、今後、各公民館の皆様にも御協力をいただきながら、地域の状況を一番よく御存じなのは、公民館の皆さんだというふうに考えておりますので、対象となる危険な空き家がどの程度あって、どういう状況なのか、これを細かく把握をしたいということで、今後、各公民館さんのほうには協力をお願いをしたいというふうに考えております。

○16番新屋敷幸隆議員 次にですね、小中学校校舎の耐震補強について、質問をいたしたいと思っております。

子供たちのための安心・安全な校舎の耐震補強はですね、迅速に進み、あと1棟のみを残し、完了となりますが、補強工事済みのもので、校舎は何棟に達したのか。また、学校別にすると何棟ずつとなるのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

○三島洋台教委総務課長 本市の学校施設の耐震化につきましては、危険性の高い施設を優先し、国の交付金事業等を活用しながら、年次的に耐震工事を実施してきておりますが、お尋ねの補強工事済みの施設について、平成23年度末現在を学校別に申し上げますと、桜山小学校で1棟、立神小学校1棟、金山小学校1棟、枕崎中学校1棟の計4件でございます。全体の耐震化率は86.7%となっております。

また、本年度は5棟の工事を計画しております。このことによりまして、耐震補強工事の必要な10棟中、9棟の工事が完了することから、全体の耐震化率は97.8%となる見込みでございます。以上です。

○16番新屋敷幸隆議員 さきのもので、東日本大震災においてですね、それぞれの学校が津波に対しての避難訓練をしているところ、そうでないところもあり、明暗を分けたわけですね。それで、670人を超える児童や生徒らがですね、死亡し、行方不明になりました。そういうことを踏まえてですね、この前、中教審はですね、教育現場での死亡ゼロを目指す学校安全推進計画を文科相に答申しましたが、学校施設の耐震補強の完了後、避難訓練はどのように指導するのか。

また、全学校でですね、安全計画や危機管理マニュアルを作成し、地域住民や家庭との連携を強化することも明記していますが、そのあたりをどう対応するのか質問をいたしたいと思っております。

○日高孝学校教育課長 3月21日に中教審の答申が出されまして、文部科学省では4月27日に閣議決定されました学校安全の推進に関する計画を発表しているようでございます。

市内の各学校では、年間を通じて計画的・意図的に子供の命を守る避難訓練等を実施しているところではありますが、特に、昨年の東日本大震災後は、地震、そして津波に対応した避難実施訓練の実施を指導してまいりました。今後も、地震、津波、火災、大雨、台風、竜巻、不審者等を具体的に想定した効果のある避難訓練等の実施について指導し、実施状況を把握してまいります。

学校での安全マニュアル等については、すべての学校で完備しておりますけれども、こういった状況を踏まえて、改正、あるいは、それに基づいた避難訓練等を実施していくように指導してまいります。以上でございます。

○16番新屋敷幸隆議員 次にですね、フェリーみしまについて質問いたします。

このたびですね、三島村では、三島村・枕崎間のフェリーみしまの運航は平成20年度から平成23年度までの4年間、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、夏場を中心とした時期限定の黒島・枕崎間の航路延伸を実施し、利便性の高い運航サービスの提供を行ってきた。その結果、三島村居住者は南薩地域の医療機関への通院・診察が一時的に可能になり、南薩地域居住者が三島村へ観光するなど、新たな旅客需要も図られたということでございます。しかしながら、三島村に対するさらなる利便性の高い運航サービスの提供や、域外客等に対するさらなる認知度の向上を図る必要があるなど、いまだ解決すべき課題が多いとのことでございます。

以上を踏まえ、上記課題の解決に向けた事業を引き続き実施し、課題を検討するために、三島村は平成24年度は鹿児島県特定離島ふるさとおこし推進事業を活用し、航路の1日1便体制の確立に向けた可能性調査をし、事業内容としては、実証運航の実施、黒島・枕崎間のフェリーみしま運航、16航海ですかね、実施予定等々の取り組みを発表されております。

当市としてはですね、これまでの実証運航を踏まえてですね、これからの運航をどのようにとらえるのか。現在、三島村との協議がなされているのか。お尋ねをしておきます。

○神園信二企画調整課長 国の補助制度を利用しましたフェリーみしまの枕崎航路の実証運航、議員の御指摘のとおり平成23年度で終了しておりますが、三島村としましては、引き続き24年度も実証運航を行いたいとして、現在、24年度計画を策定中のようです。ただ、具体的な内容につきましては、現在まで本市への御連絡等々はございません。

この実証運航における問題点と申しますか、本格運航に向ける問題点でございますが、運航費用に対する運航収入が非常に少ないということでございます。運航収支率が17.7%、平成23年度行いました16航海の実証運航で約1,350万円の運航赤字を出してございます。これが通年を通しての本格運航となった場合は、16航海で1,350万という数字でございますので、膨大な通年の本格運航には、膨大な運航赤字が予測される点でございます。

実証運航協議会において、三島村としては、本格運航となった場合、本市にも応分の負担をお願いしたいという発言をしておりますが、本格運航となりますと、国・県の補助もないということになりますので、この膨大な運航赤字を本市と三島村で負担をしなければならないというふうな課題が出てまいるというところが、一番の大きなポイントかなというふうに考えているところでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 当市もですね、財政的に逼迫して、大変だと思っておりますが、せつかくですね、実証運航を築いてきたわけですね。私は、今度のフェリーみしまの実証運航はですね、ある程度やっぱり、市に経済的な浮揚が私はあったんじゃないかと思っています。そういうことで、どういうふうに考えてますか。

○神園信二企画調整課長 実証運航協議会の中で私も出席させていただきまして、三島の方々とお話しておりますけれども、本格運航となって本市が費用を負担するというふうな事態になりますと、額も半端な金額ではないと。で、今現在のみしま丸の運航の状況で、本市の市民がそれだけの負担を御理解いただける経済的・人的交流というものをもっと深めていかなければ、なかなか本市がこの費用について負担をするということについて、市民を説得するというふうなかた

ちにはなかなか難しいのではないかというふうなことを申し上げまして、そういうふうな機運と
いいますか、経済活動・人的交流の活発化というものを三島村の立場からもふやしていただき
たいという御要望は申し上げているところでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 三島村ではですね、毎年開催されるみしまカップですね、これはヨット
レースですが、今度は何か、ことしは7月に予定しているということでございますが、ありが
たいことにですね、昨年よりヨットレースの出港起点をですね、枕崎港に移し、去年は多くの関
係者がですね、当市に来訪し、お魚センターで華々しく歓迎パーティーを開いたわけでございま
す。ひとつですね、またことしも7月に行われるわけですが、行政と市民がですね、一丸となり、
また、スタッフとして、受け入れていただいております、ことしのみしまカップはですね、昨年以
上に盛り上げていただきたいと思っております。

当市の経済浮揚のためにですね、取り組み方はどう対応なさるのか、お尋ねいたしたいと思
います。

○神園信二企画調整課長 みしまカップヨットレースにつきましては、4月17日に三島村の担
当者が本市をお訪ねになりまして、昨年に引き続いて枕崎港沖をスタート地点にしたいという御
相談を受けております。

ヨットレース参加艇の枕崎港受け入れ等につきましては、今後、水産商工課と三島村との協議
が行われるものというふうに考えております。

さらに、昨年、御指摘をいただきました広報、それから、セレモニー等の対応につきましては、
まず、広報につきましては、さまざまな広報媒体を使った市民への広報に努めますが、セレモニー
開催につきましては、昨年の例を見ますと、レースに参加をいたします参加艇の枕崎入港、これ
が参加者の御都合で、まず、ばらばらであって、参加者が一堂に会する時間がとれないという状
況がでございます。

それから、もう一つ、先ほど御披露がありましたパーティーですね、参加者が比較的多く集ま
るスタートの前夜祭というものが昨年もお魚センターで行われておりますけれども、これは、ヨ
ットレースへの参加者の主催ということで行われる、ことしもその予定であるそうではございま
すが、そういうことを考え合わせますと、本市主催の歓迎セレモニーの開催の時間がない、チャン
スがないということでございます。

こういうこと等を考え合わせますと、ヨットレースへの参加者が主催で開催されますお魚セン
ターでのパーティー等に市長等が参加をいたしまして、出向きまして、歓迎のごあいさつを申し
述べるといふふうなかたちでの調整にならざるを得ないのではないかというふうに考えていると
ころでございます。

○16番新屋敷幸隆議員 そういうことであればですね、ぜひ、前向きにですね、対応して
いただきたいということで、これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後2時56分 休憩

午後3時5分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○3番豊留榮子議員 皆さん、お疲れさまです。本日、最後の質問者となりました。

私は、日本共産党議員団の一員として……、失礼しました。私は、日本共産党議員団の一員と
して、住民の福祉と暮らしを守る立場から一般質問してまいります。

本日は、議員団長の牧信利議員が病気入院中のため、40年間続けてこられた議会活動を初め
て欠席するということになりました。しかし、ただ病気治療をしているだけでありません。病魔

と闘いながら、ベッドの上で新聞を読み、議案書に目を通したり、健康なときと何も変わっていません。それどころか、携帯は持たないと言われていた方が、連絡するのに携帯も必要だと言われ、おまけにノートパソコンまで買い込んで、枕崎民報を作成するなど、まさに革命の戦士、ここにありです。

さて、本題に入りますが、民主党野田政権・野田内閣は、今月21日に迫った国会会期末までの消費税増税法案の衆議院採決に向けて、民主・自民・公明の3党が修正協議という名目で、増税の談合を始めました。3党は8日、国会内で消費税増税法案をめぐる実務者協議の初会合を開き、15日までの修正合意を目指すことで一致しました。民主党野田首相は、税と社会保障の一体改革を掲げて、消費税を10%に引き上げようとしています。

ところが、年金においては、支給開始年齢の引き上げや、年金支給額の切り下げなど社会保障制度の大改悪をやりながら、消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税、社会保障改悪にもなかった最悪のものです。このような消費税の増税が日本経済に破壊的ダメージを与えることは、1997年の消費税3%から5%への増税後の14年間の累計で、84兆円も税金が落ち込んだことでも明らかです。消費税増税が本市経済にも打撃を与え、市民生活を困難にさせることは間違いありません。

このような消費税増税に対する市長の見解を、まず、お尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 政府は、高齢化が一層進んだ社会においても、我が国が世界に誇る国民皆保険、皆年金を堅持した上で、さらなる社会保障の機能強化、機能維持とそのための安定財源確保を図るという観点から、本年2月、社会保障・税一体改革大綱を閣議決定し、その中で、社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成の方策として、消費税の引き上げを柱とする税制抜本改革の方向性を示しています。

消費税の引き上げについては、地方消費税分を含めた現行の5%を平成26年4月から8%に、平成27年10月から10%にそれぞれ引き上げ、その増収分を国・地方分ともに社会保障財源化するというもので、現在の国会において関連法案が審議されているところです。少子高齢化や長寿化の進行等に伴い、社会保障経費が年々増大していく中、将来にわたり社会保障制度を持続可能なものとするためには、国・地方を問わず社会保障経費に係る財源確保の問題は、極めて大きな避けて通れない問題であり、地方6団体としても、社会保障・税一体改革は、国と地方が協力して推進すべき改革であるとしています。

政府は、消費税増税関連法案の今国会での成立を目指していますが、与党内に異論があることや、野党との修正協議といった大きな課題を抱え、その成否は、いまだ不透明であることから、私としては、その推移を見定めたいと考えています。

○3番豊留榮子議員 この消費税が10%になりますと、この市民に及ぼす影響というのはどのようになるのでしょうか、まずお尋ねいたします。

○山口英雄税務課長 消費税の増税につきましては、現在、与野党間で修正協議が行われておりますけれども、政府は低所得者対策といたしまして、給付付き税額控除制度というものを導入したいと主張しているのに対しまして、野党側におきましては、軽減税率の導入といったことを主張しているなど、低所得者対策を中心に調整が難航しているところでございます。

今後さらに、与野党間の修正協議が進められることとなっております。現時点におきましては、その全体像がどのようなものになるのか、いまだ不透明な部分が極めて多い状況でございますので、市民への影響についての予測は非常に困難な状況でございます。

○3番豊留榮子議員 するとその、この消費税が増税する一方で、2015年には法人税率を約5%引き下げるといっているんですね。今のお話だとまだわからないということですが、この本市に及ぼす影響がどのようになるのか、これもお尋ねしておきます。

○山口英雄税務課長 昨年12月2日に交付されました、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律に伴います法人税法の改正により、ことしの4月1日から法人税の税率が約5%、既に引き下げられております。

これに伴いまして、法人税額を課税標準とする市民税の法人税割額が、来年の1月以降減少するということとなりますけれども、同じく昨年12月2日に公布されました経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、これによりまして、法人税率の引き下げによって実質増収となります都道府県と減収となる市町村との税収の増減収の調整のために、道府県たばこ税の税率を引き下げ、同じ率を市町村たばこ税に上乘せすると、こういう措置が講じられております。

本市におきましても、ことし3月議会におきまして、市税条例の改正を議決いただいたところでございます。したがって、理論上におきましては、法人税率の引き下げに伴います本市の税収の減少はないということになります。

なお、法人税率につきましては、もう既に引き下げられておりますけれども、法人に対しましては、本年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始されます事業年度におきまして、法人税額の10%の復興特別法人税というものが課税されておきまして、そういったことから、法人税率の5%引き下げの実質的な効果というのは質問者が言われるとおり、平成27年4月以降にあらわれると、こういったこととなります。また、消費税の影響分につきましては、現時点での予測というものは、非常に困難な状況でございます。

○3番豊留榮子議員 まだ国会内でも不透明さがあるので、具体的には市長も何とも検討のしようがないということなのですが、日本共産党は、この増税しなくても社会保障の財源はあると、この財政打開の提言を今、行っているところです。まず、税の負担は能力に応じた負担で社会保障をよくしていくことです。そして、同時に国民の所得をふやして経済を立て直していくことが必要だと思います。それによって、将来の不安を取り除き、雇用をふやすことによって、経済も元気になって、社会保障の財源も出てきます。

第1段階としては、聖域のない無駄の削減をすること。このダム建設や不要不急の大型公共事業の見直し、また、米軍への思いやり予算、ヘリ空母、F35戦闘機などの軍事費にメスを入れ、原発推進予算の大幅な削減をします。そして、政党助成金、機密費の廃止をすることで3.5兆円の財源が出てきます。増税はまず富裕層から、そして、大企業の減税をやめること。財政危機のもとでも富裕層や大企業には減税が繰り返されてきました。所得が1億円を超えると、税負担が軽くなる。また、大企業は手厚い優遇税制で、実質の税負担率は10%台。こんな不公平を正して税制の本来のあり方を取り戻すことによって、8~11兆円の財源が生み出されます。その財源によって減らない年金を実現し、無年金・低年金の解決に踏み出す。医療においては、窓口負担を引き下げ、医療崩壊を立て直す。そして、介護においては、特養ホームの待機者をなくして、安心して利用できる制度につくり変えることができます。

そして、第2段階としては、国民みんなで力に応じて税金を納めることによって、6兆円の税収が確保できます。そして、ヨーロッパで今実現されている、先進水準の社会保障を実現することができます。あわせて学費の無償化、教育研究の抜本的充実も進めていくことができます。

市長もぜひ、この日本共産党が提言していますこの立場に立って、税と社会保障の一体改革をやめるよう、これは国に対して要望すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○神園征市長 先ほど申し上げましたとおり、社会保障経費に係る財源確保の問題は、国はもとより、地方にとっても避けて通れない極めて大きな課題であります。現在、国会において、関連法案の審議が進められておりますので、私としてはその推移を見定めたいと考えております。

○3番豊留榮子議員 今、自民・公明両党は、民主党が呼びかけた法案の修正協議に応じる方針を決めるなど、事態は本当に緊迫しております。そうした中、消費税増税反対を求める意見書を

採択しました自治体が、全国で133自治体に上っているといいます。これは5月10日現在で、全国商工新聞5月21日付によるものです。この地方自治の精神ですが、国が悪政を進めようとしているときに、住民を守るために国に対して声を上げ、住民を守る仕事に全力を挙げることにあります。この立場に立てば、野田政権の進めようとしている社会保障と税の一体改革は撤回を求めて、声を上げるべきだと思います。これは強く要望しておきます。

続いて、次の質問ですが、通学路の安全対策についてですが、今、子供たちがルールを守って通学している列に車が飛び込んで、尊い命が奪われる事故が全国各地で、今、相次いでおります。子供の安全を守るために、本市においても、全市の通学路点検が必要ではないかと考えますが、今どのようにして点検されているのか、お尋ねいたします。

○久保等保健体育課長 学校の通学路の安全確保については、4月下旬に京都府、千葉県、愛知県において、登校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が相次いだことを受け、本市においても各学校で改めて児童・生徒に対して、命の尊さや交通事故の悲惨さ等を認識させるとともに、保護者、地域社会及び警察等の関係機関等との連携をさらに深めるよう、指導をしたところであります。

また、学校周辺の実態を踏まえた通学路の点検を実施するよう、あわせて指導したところです。さらに、国は学校と道路管理者、警察の三者で通学路の危険箇所を洗い出し、ルート変更や交通取り締まり強化などの安全対策について、8月末までに緊急安全点検を実施することを決定しております。以上です。

○3番豊留榮子議員 具体的に今、点検されている箇所というのはあるんですか。

○久保等保健体育課長 学校におきまして、教職員及び保護者、またはPTA、防犯ボランティア等活用しながら、通学路の点検を実施しているところでございます。

○3番豊留榮子議員 具体的に、まだ実際には点検はなされていないということなんでしょうか。8月末までに報告をするということで、まだ実際に点検されていないということですか。

○久保等保健体育課長 すべての学校におきまして、既に、点検は済んでございます。

さらに今回、国のほうから点検の要請がございましたので、これに基づいて今、各学校の三者による点検の希望日を調査しているところでございます。その希望日に基づきまして、三者による緊急な安全点検を8月末までに実施いたします。

○3番豊留榮子議員 全国的に子供たちが命を奪われる事故が起きまして、文部科学省も5月30日ですか、通学路の交通安全の確保の徹底についてという依頼の文を今出されて、今、そのような動きがあるのかと思いますが……、そうですね、教育長。教育長、市長はどのように、この本市の通学路を考えておられるのか、ちょっとお尋ねしておきます。

○神園征市長 通学の安全性については、これは非常に大事な問題でありますので、先ほど課長のほうから答弁があるようにですね、チェック等を入念に日ごろからやっておくべきだと考えております。

○山口英夫教育長 年度当初に、あるいは家庭訪問のときに、あるいはPTA日曜参観等でですね、家庭、そして地域と一体となって安全に努めるように話をしてあるところでございます。

○3番豊留榮子議員 本当に子供は私たちの宝でありますし、将来を担っていく大切な本当に宝です。

このような本当に無差別な、こういう交通事故で命を落とすというのは、あってはならないことだと思います。今、これ徹底した通学路の点検等をしていただきたいと思いますところなんです。

次に関連するんですが、この県道の打木谷白沢津線の中原集落付近なんですが、通学路一帯を子供が交通事故に巻き込まれることのないように、安全対策をとっていただきたいと思います、車の制限速度を設置すべきだと、私、再三、この一般質問でも申し上げてきました。しかし、これまで前向きな答弁がありませんでした。全国では今、通学路において重大事故が発生していますし、こ

の路線についての……、この路線を知っていらっしゃるかどうかが、市長、教育長、それぞれ見解をお尋ねしておきたいと思います。

○**神園征市長** その路線を知っているかどうかというお尋ねですか。（「いや、それを見てどう思われますか」と言う者あり）これは従来、何度も議会でも総務課長のほうから答弁しておりでありまして、今すぐ急いで、歩道を設けなければならないと、そういうことでも……、速度制限等をしなければならないといったようなことでもないのではなかろうかとは思っております。

○**山口英夫教育長** 学校ではですね、話題になっているところでもありますので、校長への十分な指導をしてみたいというふうに思います。

○**3番豊留榮子議員** 学校で話題になっているということですが、担当課のほうは、これをどのようにお考えでしょうか。

○**永留秀一総務課長** 議員が再三お尋ねなので、そういうことで学校のほうにも、伝えておりますので、話題になっているというのは教育長の言われたとおりなんです、別府地区にはですね、スクールゾーン委員会というのがありまして、保護者、それから学校関係者、それから、行政関係も入りまして、保育園から小中学校の通学路の安全点検を行っております。そこが年2回、1学期と3学期に会を開くんですが、毎年3月にですね、まとめて要望書を関係機関に出すんですけども、今までスクールゾーン委員会では話題になったことがないということで、ことしこの要望書の中には入ってきてはおりません。で、前からも申し上げているんですが、御指摘の道路は歩道が車道より一段高くなっておりまして、歩道の幅もある程度確保されておりますので、警察署のほうとしては、速度制限についての必要性は、そこまでないのではないかと警察の考えであります。

ただ、前からも説明しておりますように、スクールゾーン委員会が年2回ありますので、そこにこういう御意見があったということをお投げかけたいと思っておりますので、7月のスクールゾーン委員会に投げかけて意見を聞いた上で、警察のほうとは改めて協議をしたいというふうに考えております。

○**3番豊留榮子議員** 今の御答弁ですと、スクールゾーン委員会にこういう話がありますよってことで、投げかける……、もうちょっとこう、行政としての指導的立場で御発言とかできないものなんですか。

○**永留秀一総務課長** 県道打木谷白沢津線は、ここの御指摘の区間は速度制限がないんですけれども、歩道整備が中原三文字から広域農道までずっとされている状況です。で、県道打木谷白沢津線でも中原三文字から北のほうはですね、速度制限はされてないんですけれども、歩道の整備もされていないということで、警察のほうも、同じ県道の区間で、中原三文字より北についてはどのようにしたらいいのかと、そういった検討もしているようですし、我々も歩道が一段高くなっていて、通学路という子供たちが歩道を歩く上での危険性というのは、それほど大きくはないんじゃないかということで、警察と同様の考え方を我々としては持っているところであります。

ただ、スクールゾーン委員会には、意見を聞いてみたいというふうに考えております。

○**3番豊留榮子議員** 中原三文字でなくて、農免道路がありますね。あそこから、次の別府小学校までの信号のある交差点までは速度制限があります。その先からずっと国道に着くまで制限速度はあります。そこもちゃんと一段高い歩道があります。同じ条件なんですね。何でここだけないのかっていうのが不思議なんです、前、お尋ねしたら、小学校の信号から農免道路までの間に大きな道路があるから、そこで中断されたんじゃないかというようなことをおっしゃっていたんですね。それはおかしいと思うんですよ。あの農免道路の、あの大きな道路が何だっていうのかよくわからないんですが、ただ、同じ条件で道がずっとこうあって、子供たちがそこを通学路として毎日通っているわけですよ。ただ、その1本横に農免道路ができたばかりに、そこで

大きな道路ができたからそこまでですよというのは、どう考えても納得できないし、子供たちも今、先日も先生に指導されながら集団でこう、道路を歩く練習とか、とまって手を挙げて車が行き過ぎたら、おじぎをしてありがとうございますとか、いろいろ実地で勉強されていました、子供たちが。で、何と申しますか、子供たちも集団で帰ると楽しかったりして、ふざけてその歩道から下におりたりとか、ありますよね。そんな場面を近所の方が見ているわけですよ。たまたま、何度か見たと言います。そんなときに、制限速度がないから車がすごい勢いで通ったりして、そういう場面も見たと。それで、危険じゃないかということで相談があったわけです。

私も何度か検証してみました。危ないなと思いました。子供たちは規則正しく守られたとおりにその歩道の上を歩いているんですけど、つい、話が盛り上がりすぎればおりたり、中学生は自転車でちょっとおりたりとかありますよね。だから、これは絶対、私はここは必要だと思います。だから、私のところに相談があるのは、今この中原付近のこの道路だけなんですけど、全市を今、これから点検されるというふうになるというふうになってますから、もっともっと出てくるんじゃないかと思えますね。だから、ここはもう本当にスクールゾーン委員会に、強く市のほうから申し入れをしてほしいと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

○永留秀一総務課長 先ほどから申し上げておりますように、そういう御意見があったということをお伝え、まあ、この付近……、別府小・中学校付近の道路制限の地図も添えてですね、どんなものでしょうかと。投げかけていきたいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 ぜひ市としても、子供の安全をどう守るかという立場に立たれてですね、具体的な策を立てていただきたいと思えます。強く要望しておきます。

次に、海岸の安全対策ですが、これは新町海岸のごみステーションの近くですが、消波ブロックが割れていると。その上を子供が乗って遊んだりするので、危険なので、立て札を立てるなどの安全対策をしてほしいということと、積まれたブロックの間を歩いて砂浜に行くのだが、その通路が狭められているというんですね。実際、私も歩いてみましたが、砂地ですから、ブロックに波が来たときに動くんでしょうね。だんだん通路が狭くなっています。その通路を広げてほしいこと。そして、草払いもしてほしい。草が大分生えていたんですが、そういう要望です。

○南田敏朗水産商工課長 新町海岸や岩戸海岸につきましては、平成19年度まで消波ブロックのかさ上げを実施してきたところですが、台風時に越波をするということでございまして、私どももまだ県のほうに消波ブロックのかさ上げの継続を要望していたところですが、台風時の越波状況を見て対応したいということで、台風時の越波状況のわかる写真を見せてもらいたいと言われているところでございます。

最近、台風が来ないために越波状況のわかる写真が撮れないところですが、御指摘のとおり、新町海岸や岩戸海岸の既設の消波ブロックには老朽化して破損しているものや、場所によっては、複数のブロックがずれ落ちているところ、崩壊しているところがございまして、去る6月6日に南薩振興局の担当部局と現地調査を行ったところでございます。新町海岸と岩戸海岸の安全対策につきましては、改めて原状復旧を含めて要望いたしていきます。

ただ、安全対策の看板につきましても、現地調査時に協議をいたしたところですが、ブロックに乗ること自体危険な行為であり、近づかないでほしいということでございまして、地域住民の皆さんで互いに注意喚起をお願いしたいということでございます。

それから、草につきましては、すぐ手で引っこ抜けば抜ける状況でございますので、これは市民協働というかたちですね、市民の皆さんでやっていただければというふうに考えております。

○3番豊留榮子議員 次に、道路側溝の整備についてお尋ねしていきます。

1つ目に、健康センターの駐車場の側溝にふたをしてほしいという要望です。近ごろ、どこへ行っても安全のために出船駐車をするように指導されますが、この駐車場の側溝にふたがないために、バックをするのが怖いと言われます。側溝にふたをするか、車どめができないかという

ことですが、いかがでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 健康センター駐車場の側溝につきましては、その幅や高さが一定でなく、既存製品の蓋版設置は困難と思われることから、車どめの設置ができないか、検討いたしたいと思えます。

○3番豊留榮子議員 よろしく願いしておきます。

2点目に、国道226号線を山川方向に向かって、コンビニの駐車場を右折します。新町公民館を過ぎたころの149番地付近ですが、これは何とか側溝のふたの取り付けをしてほしいと言われます。これ以前もお願いしましたが、高齢者で掃除もままならない、いつも足を踏み外しそうで怖いと、怖い思いをしていると。早急な対策を考えていただけないでしょうかということです。

○依積田清文建設課長 御指摘の箇所は、道路幅員が6メートルと広い上に、側溝部分にさまざまな専用物件が見られる状況があります。側溝の蓋版設置は、交通量の多い路線を優先的に、幅員の狭い路線、また、専用物件の少ない箇所を優先して設置をしています。これらを基本として、今後、地元公民館と協議しながら、現場状況を考慮して対応していきたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 この付近も高齢者が多いんですね。一人の方はもう亡くなってしまいましたけれども、ぜひ高齢者がまだお元気な間にできるようにしていただきたいと思うところです。

それと3番目、国道226号線、これを同じ山川方向に向かって、白沢の信号の手前を右折した旧国道です。ここも以前要望したところですが、道幅は広いんですが、大型車が通ったりすると手押し車を引いて端によけるんですが、側溝にふたがないために、割と深い側溝なんですね、怖い思いをしていると言われます。高齢者の方々が安心して生活できるように、何とか対策を立てるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘の箇所は道路幅員も広く、また外側線もあることなどから、今のところ蓋版設置の計画はありませんが、今後とも検討はしてまいりたいと思えます。

○3番豊留榮子議員 ここも強く要望しております。

次に、板敷集落内ですが、市道枕崎大隣線を1本上に上がった市道です。ここは以前から道路にひび割れが入り、その都度補修はしていただいているんですが、抜本的な改善が必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘の路線は、水道工事の路面復旧跡やひび割れ箇所の補修等が多数ありますが、それほど悪くはないと思えます。今後とも状況を見ながら判断してまいりたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 ここは、その下が一段高くなっていて、結構高い4メートル、5メートルぐらいありますか、下の土地と比べると。その下の家にある方たちは、その戦時中に防空壕なども掘っていたらしいんですね。そういう関係があるのかなとか心配もありますので、ぜひこの点検は進めていただきたいと思うところです。

次に5番目、犬牟田墓地から上がってきた若葉町の交差点ですが、これはできないと言われましたが、肉眼ではやはり確認しにくいと言われます。これ安全対策としてそのミラーの設置、やはり必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 御指摘の箇所は、今、言われましたように3月議会でも申し上げましたが、一たん停止を行えば、左右の安全確認はできる状況です。肉眼で道路の目視の確認が最善であると考えておりますが、肉眼で見にくいということであると、ミラーはもっと見にくいのではないかと。ミラーに映った場合はもっと小さくなりますし、ミラーを見てからまた左右確認を肉眼ですることになります。そのため、今のところ、一たん停止をちゃんと行えば、左右とも安全を確認できる状況だと思っております。

○3番豊留榮子議員 なんせ、高齢者のドライバーがふえているわけですね、今。やっぱり、それなりの対応というのが必要じゃないかなと思うんです。そのミラーがあれば、まずミラーで

確認しますよね。それからゆっくり上って肉眼で左右を確認をして、進んでいくというふうなあれだと思うんです。ミラーがないと、左右を確認するまでに、ズズッと上がってきて、結構、暇がいますよね。で、片方を見ている間にまたこっちを見て、結構、暇がいるんですよ。だから、その短縮するためにもミラーがあれば、パッと両方が見れますね。

そして、右左見れば何かスムーズにいくと思うんですが、この方もそういう意味で、絶対必要だと言われるんだと思うんですが、ミラーの役割というのは、どうなんでしょうか。ちょっとこの辺をお尋ねします。

○俵積田清文建設課長 今、お年寄りと申されましたが、最近の新聞でも出ておりました。お年寄りが一たん停止をしないケースが多いと。今、言われた問題がまさにそのとおりではないかと思えます。とにかく、頂上の付近で一たん停止をしたくないと。手前のほうで確認をして、一たん停止をしないで、そのまま進んでいきたいというのが本音じゃないんだろうかと思えます。

とにかく、手間暇かけて一たん停止をして、右も左も確認する。お年寄りになれば、特にそういうふうにしてほしいというふうに思っております。

○3番豊留榮子議員 一たん停止はしますよ、皆さんしますよね。（笑う者あり）えっ、何で笑うんですか。しますよ。これはぜひ、検討してください。ちょっと木が伸びてくるとまた見えにくかったりもするんですが、これ検討してください。

次に6番目ですが、枕崎知覧線のこの瀬戸公園からおりて下ってきまして、美初の信号を右折すると道路上は常に水が噴き出てあふれている状態です。これは道路の安全点検というのは、なされているんでしょうか、お尋ねしておきます。

○俵積田清文建設課長 御指摘の箇所は、委員会等でも質問されたことがございましたが、従来から湧水の多いところでありまして、路面から水が出てきている状況であります。路面の機能といたしましては、現在のところ支障はないと考えております。

今後とも定期的にパトロールを強化し、万全を期してまいりたいと思っております。

○3番豊留榮子議員 以上で質問を終わります。

○俵積田義信議長 本日はこれをもって散会いたします。

午後3時47分 散会

本 会 議 第 3 日

(平成24年6月12日)

平成24年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第3号）

平成24年6月12日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一般質問	清水 和 弘 議員 (54ページ～63ページ)
		沖 園 強 議員 (63ページ～73ページ)
		吉 松 幸 夫 議員 (73ページ～81ページ)
		禰 占 通 男 議員 (81ページ～90ページ)
		吉 嶺 周 作 議員 (90ページ～95ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

10番 畠 野 宏 之 議員

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめ配付してありますので、御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○**5番清水和弘議員** 皆さん、おはようございます。

私も市議会議員になって、あっという間の1年が過ぎてしまいました。この1年間、私なりに、本市のいろいろな地域を見てきて、地域の方々の意見を聞いてまいりました。その中で、印象に残っていることが幾つかあります。それを御紹介いたします。

枕崎市は住民サービスに使うお金が少ないとの多くの意見がありました。そのたびに私は、自分なりに得た資料や当局から支給された資料により、市民の方々に説明してまいりました。その中で当局は、本市職員の給料は県下でも最下位だと発言する人もいます。でも、大多数の市民は本市職員の給料は高過ぎると怒りの声で言っております。そしてまた、行政の行動は遅い、市職員は給料に見合った仕事をしているのかと。また、議員も何をしているんだと、大きな怒りの声がありました。

そのような中、私がこの1年間で一番驚いたことは、議員控室であったことです。議会での議論は幾らしてもよいが、当局の出してきた予算案には賛成するよう、ある先輩議員に言われたこととあります。本市の当初予算は、このようなかたちでこれまで決定されていたのかと驚き、そして、市民の知らないところでは、このような状況のもと、当初予算は決定されていたのかと憤りを感じ、情けなくなりました。今後の予算編成に当たっては、議員はチェック機能を発揮し、市民目線に立ち、是々非々で当局の提出した予算の無駄遣いをなくし、より効果的に使用すべく、市民が納得するような予算にすべきと考えます。

では、質問通告書に基づき一般質問しますので、答弁は市民にわかりやすい言葉で、的確・簡潔で、市民にわかりやすい言葉で答弁をしていただきたい。

まず、神園市長は4月28日、南日本新聞で報道された本市職員の給料に関するわたりについて、いつ認識されたのかお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 4月28日に発表された給与についての記事ということですが、4月28日付の新聞に何が載っていたかはっきり覚えておりません。もし、市職員の給与のわたり問題であれば、そのことでお答えいたしますが、それでよろしいでしょうか。（「はい、いいです」と言う者あり）

本市の給与制度につきましては、平成17年までは、一般の職員でも年数がたてば、係長と同じ級に昇格をしております。私の1期目の市長在任中もそれがわたりであることは認識しており、給与関係で解決すべき課題として、取り組んできた経緯があります。

その後、本市においては、平成18年の給与構造改革と同時に職務分類表を明確にして、係長級にならなければ、5級に昇格できないように改正を行い、国からもわたりが解消されたと認められておりました。ところが、平成21年に国のわたりの該当基準が変更になり、平成22年度から県の給与実態調査のヒアリング時に、本市の給与制度がわたりであるとの指摘を受けるようになりましたので、現在の制度がわたりであると私が認識するようになったのは、平成22年度からであります。

○**5番清水和弘議員** 今、市長も平成22年度から認識したということですが、この4月28日、南日本新聞の報道によりますと、県内でいちき串木野市や伊佐市などが、わたりは廃止

されている団体となっています。

わたり制度は大きく分けて4つに分類されておるようですが、本市職員給与に関するわたりについて、本市のわたり制度はどのようなシステムになっているのか、当局にお伺いしたい。

○永留秀一総務課長 きのもも申し上げましたが、職務の級が、給料表の級が職務に見合っていない上位の級を支給するというのが、わたりであるというふうに言われてきたんですが、先ほど市長が答弁いたしましたように、平成21年から総務省のわたりの基準が変更になりまして、国の職務と同様の級以上に支給している部分もわたりであるというふうには指摘されるようになりました。本市の係長の給料表の級は5級でありますけれども、国の係長級は4級でありますので、係長の級を4級にするよう、見直すように、国・県から指摘を受けているところであります。

国においては、5級は課長補佐などの級となっております。県や他市でも課長補佐や主幹という職務を5級に格付をしておりますが、本市では、課長補佐級の職務を設けていないために、6級である課長の下5号級に係長を位置づけてきたという経緯があります。また、主査についても、県や他市は係長級と位置づけておりますが、本市では、係長級を給料表の5級に位置づけており、その下の4級である主査は係長としての位置づけをしていないところであります。国の基準によりますと、係長級でない主査を4級に位置づけるのもわたりには該当するということとなります。

○5番清水和弘議員 平成21年度からわたりについて認められたわけですね。

このわたりについて、私ら聞いたときは、確か196人と聞いてたんですが、きのうの答弁では、一般行政職員は97人がわたりには認められるという話でした。そこで、実際のところ何人、このわたりには該当する人がいるのか。そして、そのことにより、本市財政は年間どれくらいの負担増になっておるのか。また、このシステムにより、これまでに本市財政に与えた負担総額は、どれくらいになるのかお伺いいたします。

○永留秀一総務課長 毎年、給与実態調査を県のほうに提出しておりますが、その対象となる職員は、一般行政職ということで、特別会計、あるいは、一般会計の中でも一般職でない職務を行う職員は、除外して報告をするということになっております。それで、県のほうにわたりであるというふうには報告をしている人数としましては、係長級の職員が37人、主査の職員が、4級が60人、合計で97人ということで報告をしているところであります。

それから、わたりをしていないのに比べて、わたりをした場合の額についての試算ではありますが、きのうもお答えをいたしましたけれども、影響額を試算するためには、一人一人の職員につきまして、現在の制度とわたりがなかった場合との比較を行いまして、その額を積み上げるという作業が必要になり、かなりの作業時間を要することになります。現在は試算ができておりませんが、できるだけ早く、影響額の試算をしていきたいというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 今、当局の答弁では、一般行政職以外の方は、そしたら、わたりには該当しないということなんですか。

○永留秀一総務課長 給与実態調査で報告をしているのが、一般行政職の職員の数ということでありまして、国の基準であるわたりには該当すると指摘されているのは、特別会計、一般会計問わず、5級の係長級の職員、それから4級の主査の職員、この部分がわたりには該当になるということになります。

○5番清水和弘議員 今、97人、これは一般行政職、そしたら、それ以外の人間は何名おるんですか。

○永留秀一総務課長 ちょっと、手元に給与費明細を持って来ていないもんですから、ちょっと、申し上げられませんが、一般会計においては、先ほど、議員が言われたような、今の数よりは多くなると。ちょっと、はっきりした人数を現在、申し上げられませんが、申しわけありません。

○5番清水和弘議員 まことに不親切と言うんですかね、議員からの質問通告書もしているわけ

ですよ。なぜ、こんなして真剣に動いてくれないのか、情けないですよ。それから、後でその問題については書類を出してください。

次の質問に移ります。

先ほど来、忙しいことで、この計算などもできないということなんだろうが、ここで多くの市民は、職員給与問題について、今、一番関心を持っていることなんですよ。それでもってですね、早急に本市財政に与えた負担額を早急に計算し、市報などに報告、また、職員給与を公表すべきと考えております。

それから、わたり問題について、わたりにより支給された給与額は交付税措置されないわけですよ、これ。市民に対し、大きな負担となっていると考えます。このような給与システムは市民には知らされず、新聞報道で我々は初めて知りました。市民は行政サービスも削減されながら、辛抱してきているんですよ。

職員は、職員組合との交渉もありましょうが、市民の立場も十分に考慮し、職員給与に関するわたり制度は即刻、廃止すべきと考えますが、市長にお伺いいたします。

○神園征市長 わたりについては、是正していかなければならないと思っておりますが、本市の職務の種類が他市と比べて簡素化されていることから、ほかの組織等とも比較・調査しながら、どのような方法で是正できるのか検討して、職員団体と協議をしていきたいと考えております。

○永留秀一総務課長 先ほど、一般会計のわわりに該当する職員数を答弁できませんでしたが、一般会計のわわりに該当する職員につきましては、5級の職員72名、4級の職員114名、合計で186名が該当になります。先ほど、97名の職員数を申し上げましたのは、4月28日の新聞にわたりの県内の職員数が記載されておりますが、この中の枕崎市の職員は、97名であるということで申し上げたところであります。

○5番清水和弘議員 次に、国民健康保険問題について、質問していきます。

この5月28日、臨時議会でも問題になりました。22、23年度、国保会計は約4億円の赤字となっているとのことでした。また、国民健康保険特別会計予算見込み額は、平成23年度決算において、1億4,640万円の赤字になっております。この原因について、当局はまた同じことを聞くのかと、うるさいと思いになるかもしれませんが、5月28日の当局の答弁で猛省していかなければならないとの見解を述べられております。しかし、その猛省という言葉とは裏腹に、そのときの態度を見て、反省の言葉とは裏腹の態度ではなかったかと私は考えております。

きょうは市民の方も傍聴席から聞いておられます。市民の前で国保特別会計が赤字になった原因、そしてまた、国保会計の累積赤字は幾らあるのか、今一度、市民がわかりやすい言葉で御説明お願いいたします。

○白澤芳輝健康課長 さきの臨時議会で、平成23年度の決算見込みにおいて、歳入が予算現額に対して約3億1,647万3,000円の減となり、歳出においては、約1億7,007万3,000円の不用額が生じたために、全体では約1億4,640万円の赤字の見込みとなると説明をいたしました。5月31日の出納閉鎖日における平成23年度の赤字額は、約1億4,187万円となったところでございます。

この原因につきましては、国・県の支出金や共同事業交付金などの歳入についての予算計上のあり方に問題があったものと深く反省しております。

また、累積ということもございますけれども、まだ平成25年度、来年度から、県の広域化等支援基金貸付金2億5,000万円の返済が始まりますし、また、平成24年度、本年度の単年度収支においても、赤字が見込まれているところでございます。

○5番清水和弘議員 この赤字の原因というのは、私が聞いているところでは、予算見込み違いがあったとのことでした。

赤字対策として、当面の措置として、24年度国民健康保険特別会計補正予算で繰上充用した

わけですよ、1億4,640万。この繰上充用イコール借金の前借りでしょ、これ。当局としては、今後の返済方法について、平成27年度までに健全化計画を作成すると臨時議会での答弁でした。借金の前借り、すなわち、繰上充用を実施していくことにより、本市国保財政は破産しかねないと考えます。

本市としては、昨年、国民健康保険加入者に対し、国保税を上げさせていただいたばかりであります。市民としては、国保税を上げたばかりなのに、なぜまた、今回も赤字なんだと。私はすごい怒りの言葉を受けました。

この言葉もよく肝に銘じて聞いておいてください。国保税加入者は定年退職者で、国民年金受給者や自営業及び日雇い労働者など低所得者層で、国民年金受給額は1人当たり6万5,000円、夫婦2人で13万円になります。

しかし、この中から健康保険税、住民税などいろいろ支払っていくと、生活費として残るのはごくわずかな金額でしかありません。生活保護受給者の方より毎月の生活が本当に少ない金額なんです。そして、鹿児島県は全国に比べ、保険料の軽減世帯率が1.54倍、反対に限度額超過世帯が、0.42倍になっております。このことを考えれば、低所得者層が多いということを示しているのではないのでしょうか。

そういうことで、当局は一層真剣に取り組み、国や県からの支出金や共同交付金ありきの予算計画を作成するのではなく、また、厚生年金加入者や共済年金加入者目線ではなく、共済年金加入者目線ではなくですよ、よく聞いておいてください、低所得者層で国民年金受給者、国保税加入者の目線に立ち、国も一般会計から繰り入れ、また、今回、指宿市も一般会計から繰り入れしました。

当局の今後の返済計画・方法についてお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 国民健康保険の財政の構造的な問題は、今、議員おっしゃったとおり、低所得者層の方が集中している。特に近年、やはり、経済不況等によって、そういう失業者もまた入ってきている。あと、高齢化に伴いまして、医療費のかかる方もその割合も多くなっていると、そういう構造的な問題も国保財政にはございます。

また、枕崎市の問題といたしましても、先ほど申し上げましたとおり、平成23年度の決算見込みにおける赤字見込み額、それから、平成20年度に借り入れしました県の広域化等支援基金貸付金2億5,000万円の返済、これ合わせますと、約4億円、それと、先ほども申しましたけど、平成24年度以降につきましても、単年度収支の赤字が見込まれています。

ですから、こういうことを含めまして、総体的な角度で総合的かつ長期的な対策を講じなければ、単年度、単年度だけで考えてしまいますと、合わせますと、24年度分の赤字見込み額まで含めると、5億円以上の財源が不足しておりますので、そこをどのようにして解消していくかということは、多面的に検討しなければいけないということで、議員もおっしゃいましたとおり、平成27年度までの国民健康保険財政健全化計画を策定する中で、一般会計の繰り入れや、あるいは、税にどれぐらい、被保険者の方にどれぐらい負担してもらおうとか、さまざまな点で検討していかなければいけないというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 ということは、一般会計から繰り入れるということは考えてないわけですね。

○白澤芳輝健康課長 一般会計からの繰り入れもあわせて検討するというところでございます。

○5番清水和弘議員 次の質問に移ります。

国保特別会計は2年連続で赤字、昨年は2億3,221万円を繰上充用し、一般会計からの繰り入れはしていません。

国民健康保険赤字解消対策として、いろいろなことが考えられます。例えば、南九州市の特定健診受診率は60%を超え、健康推進員の方々と担当課職員による啓発活動など、また、健康老

人づくり、ジェネリック医薬品のこれまで以上の使用促進などなどありますが、特定健診受診率が高い市町村では、国民健康保険特別会計状況は本市より数段よいところにあります。

[書記 資料を掲げる]

○5番清水和弘議員 本市の特定健診受診率は30%以下になっており、ここにありますが、1人当たりの医療費が市のほうは36万ぐらいと申しましたが、これは県からの資料であります、40万円以上のところに枕崎はなっておるところであります。一番お金が、1人当たりの医療費が安いところは、島と言ったら失礼になるかもしれませんが、喜界島とか、そういうところがあります。県下の国保会計を見ると、特定健診受診率の高い市町村ほど、健全化されている状況にあると判断します。

また、本市の22年度国保税収納率は86.18%であり、もっとこの収納率を上げる必要があるかと考えます。収納率が悪いというのは、結局、先ほど当局が申し上げた経済不況による収入不足があると思うんですけど、この収納率をもっと上げる必要があるんじゃないかと考えます。

そこで、本市担当課職員は、多事にわたり忙しい面が、すごく忙しいでしょうけど、本市は毎年、国保会計が赤字であることを真剣に考え、当局は国民健康保険特別会計の赤字抑制対策として、どのようなことを実施していこうと考えているのか、具体的な実施策をお伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 先ほど、国民健康保険事業の財政健全化計画、これ、平成27年度までの中で計画をするということで申し上げました。その中でやはり、歳入の確保策として今、議員おっしゃったとおり、国保税の収納率の向上対策、あるいは、歳出部分につきましては、ジェネリック医薬品の使用促進策、あるいは今、当然、特定健診の受診率向上によります、加世田保健所の調査によりますと、特定健診3年間連続して受診した方とそうでない1回も受診してない方とのやはり、生活習慣病等の疾病の関係でいくと、2.4倍の開きが出てくると、そういうようなのも出ておりますので、やはり、そういうところを国民健康保険に加入されている方もそうですし、市民の方にもやはり、健診の大事さ大切さというのを知ってもらって、住民の方にやはり、健診をちゃんと受けていただいてもらい、住民の方に動いてもらわないと、この国民健康保険の今の厳しい財政状況というのは、改善されないだろうというふうに思います。

また、そういうふうにさまざまな面から、先ほども言ってますとおり、検討をして、庁内全体で取り組んでいかないといけないというふうに考えているところでございます。

○5番清水和弘議員 今の課長の答弁ではですね、何か自分たちは動かんで市民にだけ押しつけると、そういう態度がもう見え透いていますよ。

これですね、南九州市の健診受診率が高いという一つの要素は、担当課職員と一緒に健康推進員と一緒にあって、市民の家を回っているんですよ。そのようなことは考えられないですか。やろうとは思いませんか。

○白澤芳輝健康課長 南九州市の先例は重々承知しておりますし、また、保健推進員さんとともにですね、やはり、保健師を中心として市の職員で、プラス保健推進員さん、そういうふうにして、どのようにして特定健診の受診率を上げていくか、これは喫緊の課題でございますから、先ほども申しましたように、特定健診にかかわらず、がん検診にしてもそうですけど、やはり、疾病というのは早期発見、早期治療、重症化予防もそうですし、そういうところからも先ほど、住民の方に動いてもらいというのは、住民の方に健診に行ってもらいその前の策としては、やはり、保健師、保健推進員さん含めて、どのようにしたら、特定健診の受診向上につながるかというのを、真剣に考えなければいけないということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○5番清水和弘議員 私、昨年からジェネリック医薬品についても質問しとるんですけど、私一人で、大体1,000人ぐらいの人にジェネリックのカードを配ってまいりました。その中で、ジェネリック医薬品の効果をことしなっ、効果の額はどれぐらいかということをお聞きしておるんです

けど、まだその回答はないけど、どうなっているんですか。

○白澤芳輝健康課長 ジェネリック医薬品の希望カードの配布につきましては、本年の保険証の切りかえ時において全被保険者の方にお配りしているところでございます。

差額通知につきましては、3月に出したところでございまして、まだその効果という、4月診療分の部分のレセプト請求とか、その部分がまだ来ておりませんので、どのようにその部分が改善というか、ジェネリック医薬品のほうへ使用促進がされているかというのは、まだ、結果が出てないところでございますので、1年間通してですね、やはり、どのような結果が出てくるかということを検討しなければいけないと思います。

また、本年につきましても、差額通知を本年は2回出す予定でございまして、やはり、医療費の抑制策としまして、ジェネリック医薬品の使用促進というのは即効性があると思いますので、そのところはやはり、差額通知の今は200円の部分で出しておりますけど、そういうふうにして効果があるということがわかりましたら、その範囲の拡大とか、そういうのも検討していかなければいけないんじゃないかというふうに考えます。

○5番清水和弘議員 ジェネリック医薬品の使用についてですけど、当局は、今、私が回ったところではですね、小さな病院はすごく協力的なんですよ。

ところで、当局は枕崎の医師会との話し合いをしながら、ジェネリック医薬品の使用率を高めるような意見交換はやっていますか。

○白澤芳輝健康課長 医師会の担当理事の方がいらっしゃいますので、担当理事と3回ほどジェネリック医薬品の使用促進について理事会の中でお話ししていただけるように、話もしておりますし、この前は加世田保健所管内のジェネリック医薬品の安全使用に関する協議会がございまして。その中でも、医師会の方も来られていますし、そういう中で、医師会の意見として、後退するような発言とか、そういうことはなくて、やはり、ジェネリック医薬品に関しての数も多いですし、そういうので、いろんなところがあって、ジェネリック医薬品の管理とか種類とか、そういう部分でのところ戸惑いがあるという御意見はありますけども、使用を患者さんから問い合わせがあった場合には、ちゃんと対応しますよということでお伺いしているところでございます。

○5番清水和弘議員 ジェネリック医薬品の推進についてですね、早めにこの差額を出して市民に知らせることにより、市民が俺もこんだけもうかった、もうかったというのは、ちょっと、言葉が違いかもしれないけれど、得してるんだなということがわかれば、もっともっと枕崎の1人当たりの医療費が安くなるんじゃないですか。そういうことで、もっと真剣に取り組んでほしいということをお願いいたします。

次に、現在75歳以上の後期高齢者医療保険の上げ幅が大きいということは、私はわかってきました。そこで、民主党案では、今回、国民健康保険への加入を法案化するような動きがあります。こうなった場合、本市の国保税への影響について、どのように考えているのか。

また、そうなってから対策を考えるのは遅すぎると判断します。そこで、このような対策について、調査・勉強をしておく必要があると思いますが、当局はどのように判断していますか。

○白澤芳輝健康課長 高齢者医療制度改革会議の最終取りまとめを踏まえた国の制度改革法案、それから、民主党案につきましては、平成27年度、今の後期高齢者医療制度は廃止しまして、ここでもとの保険に返りまして、平成32年度に広域化するというような案が民主党内で取りまとめがされたというのは、聞き及んでおります。ただし、これにつきましては、全国知事会が反対しております。また、自民党なども反対しております、国会への提出が流動的となっております。特に、全国知事会におきましては、高齢者の方々を新たに分断して、低所得者が多い国民健康保険の財政構造を一層悪化させて、国は財政責任を全くとらないものと断じている。で、これまで、やはり、地方の理解が法案提出の前提であるとしながら、全国知事会の理解が得られない拙速かつ不誠実に国会に提出されることはあり得ないというふうな、全国知事会の見解も出

ているところをごさいますて、そのような状況ですので、現時点で国民健康保険税への影響、特に財政部門がどうなるかというか、不透明な時期でありますので、現時点で判断するという事は困難でございます。

○5番清水和弘議員 次に、みしまカップヨットレースについて、質問していきます。

昨年は7月30日か31日だったと思いますが、みしまカップをヨットレースは本市港外から三島までの間で実施されました。昨年は、山川の方向から出港するという事を、わざわざこの枕崎からやってくれた経緯があります。そういうことで昨年は、ヨットレースは本市港外からスタートすることが判明し、開催するまでの期間が短く、本市で歓迎セレモニーなど開催することはできませんでした。

そのような中、ヨットレース開催後、本市の経済効果について、私なりに調査した結果をお知らせします。

まず、市内宿泊施設に40人ほどの宿泊者があり、そして、お魚センターを利用いただいた関係者は100人を超えたと聞いております。人によっては、そんなもん経済効果にはならないよとばかりにしたような考えもありましょう。しかし、これによって、ヨットレースによる経済効果はあったのではないかと、私は判断しているのです。

昨日の当局の答弁では、セレモニーはしないとのことでした。しかし、枕崎は明治28年に発生した台風により、漁船が遭難し、そして411人もの死亡者が発生、黒島に流れ着いております。このとき、三島の黒島の方々は献身的に介護してくれたそうであります。それが今日の少年の船につながっていると聞いております。

我々はヨットレースによってお客さんに来ていただき、枕崎の消費を上げていくわけです。なのに、きのうの答弁は、お呼びがあればあいさつしますよとの答弁でした。何ですか、この答え方は。一般社会人として、考えられないお客さんをもてなす心です。お客をもてなす心を知らない方の答弁ではなかったかと思えます。

そこで、ことしも7月27、28日、本市港外から三島ヨットレースが開催されることになっております。本市においては、子供たちや多くの市民の方にたくさんのヨットが一堂にそろい、レースをする姿を見てもらい、これまでの枕崎市になかったすばらしい光景を見てもらいたいと考えるのです。また、三島村との今後の関係を充実させるためにも、市広報などを利用し、多くの市民に連絡、ヨットレースを盛り上げていただいたら、主催者側にも喜んでいただけるのではなかろうかと思えます。

そして、昨年度は出港時間が早過ぎて、神園市長も二度寝をして、ちょっとおくれたという話を聞きましたけど、そういうことで、出港時間を少しおくらせてもらったり、そういうことで子供たちも見学しやすいと思うんですよね。出港時間を少しおくらすことを要求したり、あるいは、この歓迎セレモニーなどを実施していただく考えはないのか、市長にお伺いいたします。

○神園征市長 私の考えは、きのう課長のほうから答弁したのと同じでありますので、課長のほうから答弁させます。

呼びかけがあったときに行くと、そういったことはきのう課長は言っていないはずですが。課長のほうから答弁させます。

○神園信二企画調整課長 昨日、私のほうでみしまカップについての御答弁を申し上げました。その内容の御理解に誤解があるようですので、再度、繰り返して昨日の答弁をさせていただきたいと思えます。

みしまカップにつきましては、4月17日に本市に三島村の担当者がお訪ねになりました。昨年に引き続いて、枕崎港沖をスタート地点にしたいという御相談を受けております。ヨットレース参加艇の枕崎港受け入れ等については、今後、水産商工課と三島村との協議が行われるものというふうに考えております。

さらに、昨年御指摘をいただきました広報及びセレモニー等の対応につきましては、まず、広報については、さまざまな広報の手段を使った市民への広報に努めます。

セレモニー開催につきましては、昨年の例を見ますと、参加艇の枕崎港への入港時間が早朝から深夜に及ぶ時間帯、ばらばらでございまして、参加者が一堂に会する時間がないこと。また、参加者が比較的多く集まるスタート前夜祭、この前夜祭が参加者主催で行われるために、本市主催の歓迎セレモニーを開催する時間帯の確保がなかなか難しいということを考えますと、参加者主催で行われますスタート前夜祭のほうに市長が参加をしまして、歓迎のごあいさつを申し述べるなどの調整にならざるを得ないのではないかとというふうに考えているところでございます。

セレモニーをしないというのではございませんで、ただいま申し上げましたとおり、やりたくてもその時間の確保、参加者が一堂に会していただいて、私どものほうからセレモニーというかたちでの時間の設定というのが難しい状況だなということが昨年、判明しておりましたので、そういうかたちでの調整になるのではないかとというふうに考えております。

それから、出港時間を遅くすればというふうな御提案でございしますが、これにつきましては、みしまカップヨットレース実行委員会ということで、これはレース自体が三島村とみしまカップのヨットレース実行委員会のほうですべて組み立てられておりまして、私どものほうには、スタート地点に枕崎港を使いたいというふうな御相談をいただくような状況でございまして、ヨットレースの中身、運営等につきましては、なかなか私どもからの働きかけで時間の変更等を聞いていただける状況ではないのではないかと。と申しますのは、枕崎港から黒島までの到達時間、それぞれのヨットのオーナーの御意向等もございまして、その調整につきましては、なかなか難しいのではないかとというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 ものすごく後ろ向きな考えですよ、今の答弁。これ、やろうと思えばできるんですよ。というのはですね、昨年は、開催日がわかったのは短かった、開催するまで。今回はもう1カ月以上あるんですよ、これ。何そんなこと言っているんですか。おかしいですよ、それ。やる気がない証拠ですよ。

[傍聴席で拍手する者あり]

○神園信二企画調整課長 ただいまも答弁申し上げましたが、みしまカップヨットレースの内容、時間の設定、運航ルート、すべてはこの実行委員会決定をされるわけでございます。この実行委員会に本市は加わっておりませんので、（「もういいですよ、今の答弁は。同じ答弁だから」と言う者あり）。

○依積田義信議長 答弁中です。

○神園信二企画調整課長 出港時間を遅くする等の運営に係る部分につきましては、御意見は賜りますけれども、私どものほうで働きかけをするという方法はありますが、それをここで、できます、できませんというお約束はできないということでございます。

○5番清水和弘議員 出港時間とかですね、私もちょっと考えたら、それは多分、出港時間を早めることは不可能かもしれません。ただし、このセレモニーをするというのは、前日の入港時間を早くできるんですよ、相談することによって。何時からセレモニーをしようとするんだけど、これまでに来ていただけないかという相談なんかも全然する気はないんですか。

○神園信二企画調整課長 昨年の例が先ほども申しましたとおり、鹿児島湾、または、それぞれ始良とか県外とか、さまざまところからヨットでこちらのほうにお見えになると。そうなりますと、大まかな時間、所要時間、何時間ぐらいかかるだろうということはわかると思いますけれども、また、オーナーの方の出発前の御都合等もございまして、何時に確実にここ着いてくれというふうなことは御相談したとしても、なかなかその時間でお集まりをいただくのは難しい。船だけを、錦江湾をおりてきていただく、または外洋を回ってきていただきながら、車で御集合いただくという方法も一つはあるのかもしれませんが、これも船の管理上、また、車の駐

車の管理上、なかなか一概にそれでヨットレースに参加される実行委員会、それからオーナーのほうで了解をされる案件だとは現在のところ考えられない状況、昨年の例を見ると考えられない状況ではないかというふうに考えております。

○5番清水和弘議員 本当に悲しい答弁ですよ、これ。本当にやる気がない。もうそう言っても過言ではない。私はやろうと思えばできるんです、これは。ただの知識の浅さ、船の航行に対する知識の浅さですよ、それ。それを指摘して、次の質問に移ります。

馬追川及び本市沿岸の汚染・悪臭について質問していきます。

馬追川流域上流の牧園川においては、昨年12月、草刈りを実施したところ、多くの市民の参加をいただき、またことしも草刈りを実施し、市職員を初め、多くの方が参加していただきました。本当にありがとうございました。

こうして、河川の流域をきれいにすることによって、人はごみを捨てるにくなるんです。汚れたところには、だれでも何でも捨てるんですよ。こうして昨年草刈りをするなどしてきれいにしてきたことによって、流域の人たちの認識が変わってきました。

ことしは、市民の多くの方は、いつするのか、いつするのかという声がありました。市民って本当にこの地域の状況を身近に感じ、行動するもんだなということを私は感じております。そして、この市民一人一人が道端に落ちている小さなごみ一つでも拾い上げる心を持つようになると、町全体がきれいになり、悪臭のない町に変わっていくものと考えております。

そこで、本市の河川愛護月間の内容、また、具体的にどのようなことを実施してきたのか。その結果、市民には河川愛護の習慣が芽生えたと判断しているのか、当局にお伺いたします。

○俵積田清文建設課長 河川愛護月間は、国が昭和49年から実施しております。運動の目的は、河川愛護思想の普及・啓発活動を行うとともに、市民の自主的な河川愛護作業等を通じて、広く市民に河川を大切に、きれいにする機運を高めてもらい、良好な河川環境の保全・創出を図ることを目的としております。

市では広報紙に河川愛護に関する記事を掲載、また、校区、公民館にポスターを配布して、河川愛護思想の普及・啓発に努めております。

どういう運動が展開されるかということですが、市の河川愛護作業を実施している団体も4公民館ほどがそういう作業を実施しているところでございます。

○5番清水和弘議員 本市住民が、小さなごみでもいいんです。一人一人が、今ここにいる方々が一つ一つ、今ここにゴミが落ちておりますけどね、これ一つ一つ拾う気持ちになったら、枕崎は本当にきれいなまちになって、観光客からも枕崎はきれいになったなど。

私が一番、これまでに感心したところは、シンガポールなんですよ。シンガポールはごみ一つ取ったら、罰金ですよ、これ。そこまでいなくてもいいけど、ごみ一つでも大事にして拾い上げると、そういう気持ちを持っていただけたらいいかなと考えております。

そこで、本市においては水産加工場などから排出される汚染物質の影響というのは、大きなものになると思います。河川の汚染は著しく、そして、拡大していくことでしょう。

そこで、馬追川・牧園川流域の水産加工業者の数と、それらの公共下水道への接続状況及び水産加工業者で合併浄化槽の設置状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 牧園川及び馬追川流域の水産加工業者は13軒あります。そのうち、下水道区域内が8軒、その中で下水道への接続は1軒ですが、今、新たに1軒下水道接続に向けて調整協議中であります。

また、公共下水道区域外の業者については5軒ありますが、そのうち2軒が排水処理施設を設置しております。以上です。

○5番清水和弘議員 できるだけ設置をしていただくように頑張ってくださいと思います。

次に、馬追川流域で、ここに皆さん、これ、市長は見に行っただろうかわかりませんが、こ

の白濁した汚染物質について質問していきます。これ皆さん、馬追川、こうなっているんですよ。いいですか。

[質問者 写真を掲げる]

○5番清水和弘議員 この問題について、私は3月議会でも質問しました。本市の河川をきれいにする条例で定めている水質保全目標値を超過し、著しく汚濁が見られる状況だと当局は答弁されました。これから対策として、汚水処理施設などについては、立入指導を実施してきたとの説明もありました。また、一般家庭においては、小型合併処理浄化槽の設置補助などを行っているとも答弁されております。

しかし、現状ではいまだに棧敷川と馬追川合流点から河口口においては白濁した物質が存在し、何ら解決せず、今、このような状況にあります。この白濁したものは、大体、土日以外で、月曜日から金曜日、そのうちの午前11時ぐらいからこの白濁が始まるそうです。この状況です。それで、この白濁した状況を皆さんは、ああ、構わんよと。これは普通の川だよと思いますか。これを見て観光客はどう判断すると思いますか。私は、白濁汚染物質の原因が、今日の化学分析で究明されないということに驚いています。

当局は、これまでの汚染物質の原因究明のあり方と行政指導が十分に反映されていると判断しているのか、お伺いいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 今、御指摘の馬追川と棧敷川合流点におきまして、河川水が白濁した状態が見受けられたことからですね、平成23年2月に河川水及び沈殿物を採取しまして、専門機関により検査した結果です。物質としては、たんぱく質の成分であることが出たんですが、まだ事業所の特定には至っていないところであります。

今年度におきまして、棧敷川流域の事業所ごとの排水を採取しまして、成分検査を行って、白濁のメカニズム、原因究明を行ってまいりたいと思いますので、もう少しお待ちください。

○5番清水和弘議員 もう時間がなくなりました。まだ大分あるんですけどね。

次に、川の汚染の原因というのは、一般家庭から流れる洗剤なども大きな影響があると考えております。そういうことで、22年から23年までの単独浄化槽、合併浄化槽の設置状況はどのようになっているのか。また、この一般家庭からの洗剤などの汚染をどのように防止していくのかお尋ねします。

それと、質問だけして、回答は後でお願いします。

本市は、海に囲まれた地域であって、海水というのは、子供たちのアトピー治療にも好結果があると聞いております。そういうことで、海水プールということは、本市の海水プールを使うことによって、本市の財政にも寄与することと考えております。

本市沿岸の悪臭汚染原因は何か。それらの原因抑制に対し、行政指導の結果により、企業側はどのような対応の仕方をしているのかお伺いいたします。

○岩廣和憲市民生活課長 小型合併浄化槽の補助金がありまして、平成10年1月より循環型社会形成推進交付金としまして、合併浄化槽を設置する場合に1基当たり5人槽が33万2,000円、7人槽が41万4,000円、また、平成22年度より既存の単独浄化槽の撤去に9万円の補助を行っております。22年としましては57基、23年は55基設置しております。

今後とも単独処理浄化槽からの切りかえを含めた合併浄化槽の推進に取り組んでまいりたいと思います。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時39分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、沖園強議員。

[沖園強議員 登壇]

○12番沖園強議員 おはようございます。

昨日の豊留議員の声涙とともにくださった牧議員の病室にノートパソコンを持ち込んでの闘病生活の御様子は、病魔と闘いながら、しっかり留守を頼むと、この枕崎市議会に活を入れているのではないかとの思いに駆られて、自分の議員活動を振り返りつつ、その存在感の大きさには、ただただ、敬服の至りであります。牧議員の一日も早い御回復をお祈りいたします。

それでは、私に与えられた一般質問の時間となりました。1時間のおつき合いのほどをお願い申し上げます。

北海道の夕張市が破綻して、にわかにクローズアップされた第三セクターの運営は、行政改革推進法の中で新地方公会計制度による財務諸表の公表を求められて、その運営形態に対して、より一層の厳しい市民の目が注がれています。

折しも、6月3日の南日本新聞では、経営難によって民間譲渡先を再公募して、再生を模索している南さつま市の第三セクター、いなほ館の身売りの状況が掲載されました。その記事の中で、南さつま市長は、「市長が社長を兼ねるサイドビジネスで立て直せるほど甘くない」として、みずからの経営責任を含めて、合併前の首長や出資団体などの「かわりを持ったすべての方々に責任を感じてほしい」と民営化を含む改革への理解を議会に求めたとコメントいたしておりました。このことを取材した記者は、議会の論議を踏まえた上で、いなほ館は累積赤字の債務超過分を市が補助することを条件として、出資団体のJAと合意して設立された第三セクターであった経緯から、施設の維持修繕や運営費を市が補助してきたことや、JAの役員を派遣して運営してきたことに対して、「責任所在が不透明な三セク運営の限界が表面化したものである」と指摘しておりました。改めて、第三セクターと行政とのかかわりを考えさせられたところでもあります。

さて、私たち枕崎市の南薩エアポートにおいても、行政財産である枕崎空港ターミナルビルを借用して運営している関係で、基本施設となる建設資金などの初期投資の返済義務はなく、固定資産税の納税義務がない点は、建物の基本施設を行政が建設して、事業の管理運営だけを行っているいなほ館と同形態の第三セクターと言えるのですが、ただ、いなほ館と違うのは、市の空港管理業務の受託費で年間の収支バランスを保ち、行政からの運営費の補助を受けなくても開設早々の赤字経営を解消しているところでもあります。

一方、お魚センターの場合は、法人株式会社お魚センターが基本施設の建物を自前で建設しており、修繕費など市からの運営費補助は一切なく、設立当初から建設資金などの大きな初期投資分の借金返済に追われて、常に運転資金がショートする状況が続いております。

このように、法人独自で基本施設を建設し、初期投資の建設資金の返済や固定資産税等の納税までの一切を管理運営するお魚センターと、運営拠点となる基本施設は行政が建設して、納税義務や建設資金等の初期投資資金の返済義務もなく、管理運営だけを行っているいなほ館や南薩エアポートのような、全く違う運営形態の第三セクターがなぜ存在するのか、疑問に思うところです。

当局は第三セクターの運営の実態の違いがあることをどう認識しているのか。県下の状況をどのように把握しているのか。まずもってお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 近隣の自治体の第三セクターにおきましては、第三セクターの主たる事業運営に係る基本施設については、所在する自治体が建設し、所在自治体の行政財産となっております。よって、第三セクターの法人として、建設費などの初期投資の返済はなく、もちろん、固定資産税の課税もありません。

枕崎市においては、逆にほとんどの第三セクターが基本施設の建設主体となっており、これまで、その建設費を負担し、返済をしてきております。また、第三セクターの法人資産である施設

等に係る固定資産税も払いながら法人経営を行い、事業を進めてきたところであります。

これが近隣自治体と本市の第三セクターとの大きな経営上の差異と考えております。

○12番沖園強議員 今、御答弁にあったような状況であろうかと。私も2、3年前からいなほ館の問題がクローズアップされまして、そして、にいななまる等を調べまして、行政財産であるということに気がつきまして、何度か指摘したと、経緯があるんです。今回、県下の状況を調べますと、そのほとんどがその形式をとっていると。

では、その第三セクターに建物の初期投資をさせずに、なぜほかの自治体がですね、行政財産として、その管理運営を指定管理者として運営を行っているか。その目的は、第三セクターを設置した目的は何であるかと、どう思っているのか、お答えいただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 第三セクターを設立する目的としましては、民間活力を活用し、地域振興などを目的として、それぞれの自治体によって政策的に設立されてきた経過がありますが、近隣の自治体で地域振興のための公の施設として所在する自治体が施設を建設しまして、この施設の運営を行う団体として第三セクターを設立してきているものと考えております。

○12番沖園強議員 若干、地方自治のセミナー等に紹介されている甲南大学教授の高寄昇三先生が書かれた部分を受け売りになるかと思うんですけど、第三セクターの定義、こうなりますと、「公」と「私」の二つの顔を持っていると。だけど、それは公共性を追及したものであると。自治体の民主的統制を受ける公共性、すなわち、地域振興ですね。そして、自治体の枠外にあって、自由に企業体としての活動を保障される私企業性。すなわち、公共性の強い経営体であるが、形式的には民間企業の資金が入った営利団体である、一方では。そしてまた、税金まで投入しているので、利益を上げて一般会計へ還元すべきという論理も成り立つと。しかし、利益追求の経営体として位置づけるべきではないと。しかるに、公共性にもとる行為で利潤追求する経営体ではないと。公的運営体として活動し、公共政策的効果を発揮すべきであると。今、課長の御答弁ですよね。利潤だけを目的とするのであれば、自治体が出資して公共性という大義名分を与えること自体が間違っていると、こう書かれております。そしてまた、したがって、第三セクターに問題があるからといって、第三セクターの否認論、規制論を展開するのは「角を矯めて牛を殺す」の例えに等しいとまで、こう書かれております。

そこで、考えるに、ほかの自治体がですね、第三セクターを指定管理者制度にしているのは、今、申し上げましたように、あえて施設を公的施設、公の施設として位置づけていると。住民福祉の増進、すなわち、地域振興の拠点として、公共性を第一義とした第三セクターを設置していると、こう見るべきなんですけど、当局、再度、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 先ほども御答弁を申し上げましたが、今、議員が指摘されたとおりであるというふうに考えております。

○12番沖園強議員 「釈迦に説法」的なことになろうかと思うんですけど、公の施設、地方自治法の244条に定義されているんですけど、244条の2の4項になろうかと思うんですけど、「指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする」と。そして、8項で「公の施設の利用に係る当該施設管理者の収入として収入させることができる」と。その244条の2に基づく通知といたしまして、一般的には建設の性格・設置目的からみて収支採算が相償うような運営をするのに適した施設が考えられると。すなわち、公の施設と、こう、ほかの団体は見ているわけですよね。

本市がこれまで、法人独自に建設をさせてというのは、ちょっと、表現が悪いかもしれませんが、そういった形態をとってきて、今まで経営が行き詰ってきたと。当局はこれまで、その公共性というものは、例えば、お魚センター等は事あるごとに魚食普及、あるいは地場産業振興、地域振興を目的とした公共性の高い第三セクターであると、こう説明して、議会に理解を求めてきました。また、議会といたしましても、そういったことを理解した上で、昨年、資金難に陥っ

たお魚センターの資金融通のために損失補償の議案を可決したと、こう思っております。そして、当局は昨年度、固定資産税の減免に踏み切りましたが、その主な理由といたしましては、24年度、21期からですかね、始まる長期借入金の返済計画と決算見込みに正味運転資金等が不足するんじゃないかと、そういった不安があったことなどが理由になっていると、私、理解しているんですけど。市が損失補償している以上は、市民に新たな負担をかけないためにも、減免措置、そういったものは当然の措置であったのかなと、私が議員として、そう思っております。

そこでお聞きしますが、仮にですね、現時点でお魚センターの運転資金がショートして破綻した場合、どのような影響が考えられるのか。市民、市にどういった影響が考えられるのかお聞きしておきます。

○下山忠志水産商工課参事 お魚センターが破綻した場合の市への影響といたしましては、まず、会社設立時の出資金2,600万円という財産がなくなることになります。また、平成22年11月に枕崎市が鹿児島銀行と損失補償の契約を結び、借り入れた1億9,000万円は、元利均等返済で、本年10月までは利子のみの返済でございますが、11月から元利合わせた額の返済予定となっております。例えば、破産というかたちになった場合は、その時点で返済が残っている分に対して、処分できる資産を処分し、それに充てるなどの清算をして、最終的に鹿児島銀行に生じる損失に対して金額が確定いたしまして、その補償が発生することになります。さらに、お魚センターには現在、45名が勤務しております、破綻時点で失業することになり、雇用の面での問題も発生いたします。1階では、水産及び水産加工品を中心に販売しておりますが、平成23年度実績では、1階店舗合計で約1億7,000万円販売しており、全国への水産物消費拡大及び魚食普及啓発の情報発信の拠点施設として、大きな役割を果たしております。レストランは最大約200名のお客様に対応することが可能でございます、小人数はもちろん、わら焼きたたき体験やバスツアーなど、大人数の観光客が何回となく利用していただいております。

このように、水産物及び水産加工品の消費拡大や観光客受け入れ施設の拠点となるという面からも影響があると考えられます。

○12番沖園強議員 今、答弁のとおり非常に大きな影響があると。また、我々といたしましても、枕崎の拠点施設といったことは、議会サイドとしても認めてきたわけです。ただ、固定資産税の減免ということで、いろんな批判がありますが、そういったことだけにとらわれてしまうと、たまには、減免したことが何か非常に悪いことをしたというような、悪事をしたような吹聴する方もいらっしゃるかと、こう聞いているんですけど、私は、まさしく先ほど紹介いたしました高寄先生の第三セクターの否認論、規制議論を展開する「角を矯めて牛を殺す」の例えに等しいと。きのう、曲解という市長の答弁があったんですけど、何か物事を曲解したような批判じゃないだろうかかと、今では思っております。

そこで私、お魚センターが南さつま市のいなほ館との根本的な運営形態の違いというのは、行政と第三セクターのかかわりという点で判断いたしますと、いなほ館は、人の町の第三セクターと比べて申しわけないんですけど、いなほ館は投資資金の返済義務や固定資産税の納税義務はないということは、先ほどの答弁で引き出されておりますが、さらに、修繕費などへの運営費の行政の補助はあったにもかかわらず、毎年度赤字で、みちの駅きんぼう木花館、あるいは、味楽来館と言うんですかね、の黒字で穴埋してきている。にもかかわらず、1億3,700万の大きな累積赤字のために、余儀なく身売りを迫られていると。

それに対しまして、お魚センターは今度の決算までに補助事業の初期の建設資金である法人負担の長期借入金約1億9,500万に対して、これまで減価償却費累計約1億0,600万等を充て、また、いろんな資金繰り、長期借入の借りかえとか、そういった資金繰りで約1億9,500万返済を行っております。ここは、いなほ館とお魚センターとの根本的な違いであると。自前で箱物をつくって、借金返済をして、固定資産税、市民税を納めて、返済をしてきているということです。

根本的な違いがあるんじゃないかならうかなと思っております。

私自身も第三セクター等に安易に行政からの運営費補助というものはやるべきでないとは思っておりますが、ほかの町が第三セクターの初期建設資金の返済や固定資産税等を減免しているのは、さっきから出ております設置目的である公共性、そういったものを市民や議会が認めていると、そう思っております。はっきり申しまして、要するに、枕崎市の第三セクター、公社等のあり方というのは、スタート時点が間違っていると。間違っているというのは、ちょっと、語弊があるかもしれませんが、ほかの町と違っておったと。そしてまた、我々議会の認識も違っておったということが言えるんじゃないかならうかなと思っております。

そこで、お伺いします。例えば、累積赤字の解消、お魚センターが。あるいは、長期借入金の返済の見通しが立つとか、経営状況が好転してきた場合、固定資産税等の減免措置等の解除は考えておられるのか、お伺いしておきたいと思えます。

○神園征市長 お魚センターに係る市税の減免については、平成22年10月に市の経営支援方針を決定する際、減免期間を設定することが困難であったことから、毎年度、減免申請を受けて、その可否を決定することとしております。減免の可否の判定に際しては、提出された決算書及び関係書類をつぶさに分析し、中・長期的にもある程度の安定的経営が見込める状況にあるのかといった視点で判断をいたしております。したがって、市の支援が必要ない程度に安定的経営が見込める状況に至ったと判断される場合においては、市税の減免措置は実施しないこととなります。

○12番沖園強議員 先ほども申しましたが、枕崎市の場合ですね、お魚センターを初め、かつお公社、あるいは地場産業センター、非常に経営が厳しい中でよくやってきているなど、こう反対に評価すべきであろうかなと。

ただ、今、減免等の見解を御答弁いただいたんですが、お魚センターの損失補償の原資だけは確保しなければならないと。今回の詳しい決算状況等につきましては、最終本会議にお伺いしたいと思えますが、今回出された第20期決算による資金残高の実績が、10年キャッシュフロー計画の資金残高見込みより、約2,300万程度、失礼、230万程度ですかね、上回って、そういった実績が上がっているんですけど、今回の税の減免措置、あるいは借入返済の据え置き期間であったと、そういった20期の決算であったと、そういったことを考えますと、先ほどの答弁でもありました第21期の下期から始まる長期借入の返済や、累積赤字7,600万ですかね、考えると依然として厳しい経営環境下にあるなど、こう判断いたしておりますが、そこで、この問題について、最後にお聞きいたしておきます。

南日本新聞の記者の指摘でありましたように、非常に第三セクターの運営は責任所在の不透明にあるとよく言われております。その原因が、一つ目には、市長が社長である。二つ目に、出資者が理事であると。三つ目に、理事である出資団体の長が短期間に入れかわると。そういったことがよく言われております。今回、本市が損失補償するときに、各団体から現在、出資している出資金はもういらないと。放棄してでもいいから、出資以外の新たな連帯保証は負わないと。そしてまた、出資団体の長の個人の責任は負わないと。そういった要望があったかと思うんですけど、このことが意味することは、私、あくまでもお魚センターの最終的な責任は市にあると。出資団体の皆さんは、いわゆる、市の責任にあって今の運営状況というのは、指定管理者制度みたいな認識を持っておられるんじゃないかなと、こう受けとめるわけですよ。

そこで、お聞きしたいのは、責任の所在を明確にするためにも、選挙のたびにかわる市長が社長ではなく、公の施設として管理運営する指定管理者制度への考え方はできないのかと。見直しはできないのかと。

二つ目に、損失補償でなく、今現在行っている損失補償でなく、長期借り入れ返済分を市が出資して一括返済すると法人の経営環境が非常に改善されると思うんですが、そのような考えはないのかお聞きしたいと思います。

○下山忠志水産商工課参事 まず第1点目の指定管理者制度に移行することはできないかという御質問でございますけれども、お魚センターの施設は株式会社枕崎お魚センターを設立いたしまして、その会社がみずからの施設として建設をし、会社の財産でございます、公の施設ではございません。こうした中で、今後、公の施設として管理運営する指定管理者制度にすることは、現在のところ困難であると思われま。

2番目の損失補償でなく、長期借入れ返済分を市が出資して、一括返済したらどうかというふうな御質問でございますけれども、長期借入れ返済分を市が出資をして一括返済すれば、確かにお魚センターの経営状況は改善されると思います。現在のお魚センターの借入金残高を考慮いたしますと、こうしたやり方は市にとって大きな財政負担となります。

一方、損失補償は借入金の信用補完でありまして、市にとってすぐ財政支出ということにはならないため、現在も行っている市の損失補償のかたちで市の支援策も含め、今後、さらに経営改善を進めながら、経営の安定化に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○12番沖園強議員 当然、財産は法人のものであると。そこをば一歩踏み込んで、何とか改善策はないかというような提言でございますので、可能性を含めてですね、検討する余地があるんじゃないかなど、私はそう思います。

公の施設としてどう位置づけるか、それは議会、市民の理解のもとにできないことはない。そういうふうに大事な拠点施設でございますので、検討できるものなら検討していただきたいということを要望して、次に移ります。

次の質問ですが、昨日、城森議員のほうからメガソーラー等の問題等が出て、空港周辺のことに触れられましたが、枕崎空港は非常に老朽化が進んでいるということを目にします。特に、滑走路は若干の地盤沈下と申しますか、確認されていると。そこで、国土交通省等の機能診断は実施されているのかということも1点。そして、その滑走路等の修復に要する事業費は、大体幾らぐらいいるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○神園信二企画調整課長 昨年、10月3日、4日、両日にわたりまして航空法に基づく大阪航空局の定期検査というものを受検しております。本来、この定期検査は年次ごとに受検をしまして、空港機能、運営管理、保安、消火体制等のチェックを受けることになっておりますけれども、大阪航空局の都合によりまして、平成3年の開港以来、初めての受検でございました。この受検で大阪航空局から指摘を受け、改善を求められた事項につきましては、議員御指摘の点も含め、開港以降、空港の管理運営の方針変更等、国の方針変更等の部分を含めて45点ということでありまして、これの改善に要する費用の見積もりは、約8,000万円に上るのではないかと申すことが判明しております。

○12番沖園強議員 その指摘されている45点、約8,000万円、どうされるつもりなんですか。

○神園信二企画調整課長 今後、空港を運航、開設を続けるということになりますと、8,000万円必要になるということでございますが、現在、大阪航空局と改善に要する期間、それから予算の計上時期等について、問い合わせ・すり合わせを行っている状況でございます。

○12番沖園強議員 現在の空港利用状況等からすると、これちょっと、頭の痛い問題かと思うんですけど、そうすると、防災ヘリの機能だけ残してですよ、他産業を誘致した場合、きのうはメガソーラー、空港周辺というような話だったんですけど、他産業を空港に誘致した場合、どういった問題が考えられるのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○神園信二企画調整課長 空港のほうに他産業の誘致という広いお話でございますが、一般的に製造業と工場の誘致という前提でお話をさせていただきますと、防災ヘリの機能を残してという議員のお話でございますので、ヘリポートを残した状態で、その近くに工場を建設すると申すと、航空法に定めますヘリポートの進入表面、転移表面、各制限表面に工場建物の高さが抵触する可能性が考えられます。

このように、ヘリポートの近くに高い建物、大きな建物は建てられないという制限がかかりますので、防災ヘリの機能だけ残して、他産業を誘致する場合には、どのような施設、設備を必要とする業種であるのか、これにつきましては、慎重な検討が必要だと考えております。

○12番沖園強議員 先ほどの8,000万の問題もあるんですけど、また、空港のこういった利用状況、いろいろ今後、検討していただきたいと。空港機能をそのまま生かせば、きのうはメガソーラーの光の反射とか影響があるんじゃないかなろうかなということでしたので、いろんな観点からですね、検討していただきたいなど、私個人は思いますので、要望にかえておきたいと思っております。

次に、市営プールの問題についてお伺いしておきたいと思っておりますが、本市が管理している3つの市営プールは、それぞれ老朽化が進んでおります。これまでの委員会等でのいろんな御答弁をお伺いしておきますと、火之神プールにつきましては、夏の観光施設、そして、淡水プールであると。台場プールにつきましては、塩水プールという特徴があるんだと。そして、塩田市営プールにつきましては、50メートルの公認プールであると。それぞれ主管課が違うもんですから、それぞれの立場、立場で必要だというような説明を受けてきたわけです。

非常に公の施設として大事であると言われることはわからんでもないんですけど、近隣の自治体等の状況等を見ますと、学校以外の公設のプール、そういったものは非常に少ないと。この小さな町で、果たして、3つのプールを維持管理していくのかということとは考えられるんですけど、その整理統合をする考えはないのかということと、夏季休暇中の学校プールの利用状況等含めて、お答えをいただきたいと思っております。

○永留秀一総務課長 本市の3つのプールの管理運営につきましては、平成21年度にそれぞれ台場公園海水プール、火之神プール、市営プールの3つのプールの行政評価を行っておりまして、そのときの検討結果としまして、各施設の目的、妥当性や有効性、施設ごとの特性、先ほど議員から言われたような海水を利用している、観光客を利用している、競技用の公認プールである、そういったことから、3つのプールとも現状で使用していこうということの検討結果になったわけですが、コスト意識を念頭に置いて、良好な管理運営に努めるといった意見も付したところがあります。

近隣のプールについての御質問ですが、南さつま、南九州、指宿市に伺ったところですが、南さつま市には3つの公営プール、それから、南九州市にも3つの公営プール、指宿市には4つの公営プールが設置されているということでありまして、運営内容についても伺いましたが、それぞれ設置の目的に沿った運営が行われているようでありまして、それぞれの市で課題のあるプールもあるとは伺ったところですが、おおむね、それぞれの設置の目的に沿った運営を行っているということでありまして。

○12番沖園強議員 今、公営の南さつま3つ、南九州3つ、指宿4つ、これは市営ですか、県営を含めてですか。

○永留秀一総務課長 行政が設置している公設のプールということでありまして。それが南さつまに加世田運動公園水泳プール、それから、笠沙の旧笠沙町営プール、それから、旧坊津風車村プール、これが3つあるということです。南九州市には、知覧のB&G海洋センタープール、それから、穎娃の農業者トレーニングセンター水泳プール、それから、穎娃の中央温泉センタープール、3つあるということでありまして。それから指宿市には、山川のB&G海洋センタープール、同じく山川のヘルシーランド温水プール、開聞のレジャーセンター温水プール、それからもう一つ、ふれあい公園の親水の流水プールというのが指宿市には4つ、公設がそれぞれあるということでありまして。

○12番沖園強議員 枕崎市の場合、確かに、3つのプールがそれぞれ特徴があるんですけど、私、4,000人、6,000人、7,000人程度の利用状況がどう判断すればいいのかなということは考え

ております。火之神プール等の状況等を見ましても、周りの擬木等も非常に危険な状況であるというような状況等を考えたりしますと、この次改修するときあたりまでには、何らかの検討の余地があるのかなど。今、合併した町の数を聞きましたけど、本市は2万そこそこの町、あとは4万以上の町ということを考えますとですね、どうなのかなということを考えますので、これは検討課題として申し上げておきたいと思います。

学校プールの利用状況等は結構でございます。プールのことにつきましては、要望にかえて次に移りたいと思います。

行革委等で今後、検討はされていくことと思うんですけど、行革委等でも出されているんですが、神園川、山手町の駐車場、松之尾町の駐車場、非常に特定の市民に占拠されていると。もう、こういう状況であれば、月極めの駐車場にして、市民に開放したほうがいいんじゃないかと。そのほうが市民の理解も得られやすいという批判があって、非常に長く久しいんですけど、早急に取り組むべき課題であろうかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○南田敏朗水産商工課長 神園川の駐車につきましては、今も御指摘がございましたように、常駐駐車量が非常に多くて、買い物客の皆様非常に迷惑をかけているというか、利用しづらいという声がございます、以前からも議会でも御指摘を受けているところでございます。

市内の駐車場の適正な利用について、庁内でも有料化を含めて、いろいろ検討してきたところでございますが、神園川駐車場につきましては、河川上にありますために、有料駐車場用の機器類の設置が難しいということがわかりましたので、今、通り会等との協議を重ねて、市民に不公平感がなくて、通り会、商店街利用者が利用しやすい駐車場の運営方法について、検討しているところでございますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○依積田清文建設課長 山手町の駅裏広場駐車場につきましては、昭和32年戦災土地区画整備事業により整備されております。当時は駅裏広場として利用され、その後、車社会に対応するため、広場の舗装を行っております。

当該箇所につきましては、月極めなどの駐車場としての有料化について検討したこともありますが、管理に関する課題等も多くあり、今後も検討が必要だと思っております。

○福元新財政課参事 松之尾町駐車場は昭和56年水産関係者が利用するために開設されたところですが、行財政改革の一環として、平成19年3月議会において用途廃止が議決されたところです。その後、公売を行いました、入札参加者がいなく、現在に至っているところです。

御指摘の月極め駐車場につきましては、現時点では、売却を最優先に行いたいと考えており、また、市のホームページにおいて、公売情報を掲載しているところです。

○12番沖園強議員 それぞれ、例えば、山手町の問題にしても、松之尾町の問題にしても、ハードルと申しますか、用途廃止をして、公売にかけているとか、そういったハードルがあるんですけど、ただ、あとは市民の感情的な問題だと思うんですね。占拠しているという、そういった市民感情をどうして排除するかということに尽きるかと思うんですけど、やはり、その辺はもう長く指摘されているんですから、機材導入が高価で無理であるのであれば、もう神園川あたりは月極めにして、すっきりしたほうが良いと。市民の理解を得られたほうが良いと。私はそう思いますので、御検討方をお願い申し上げます。

次に、時間の都合がございますので、次へ移ります。

望ましい学校づくり審議委員会の答申が示されました。その答申に基づいての今後のスケジュールをお示しいただきたいと思います。

○日高孝学校教育課長 現在の状況と今後についてでございますけれども、本年1月に出されました答申をもとに、市としての望ましい学校づくり基本方針を策定したところでございます。24年度はその基本方針につきまして、全校区で説明会を実施し、市民への広報と理解を図ってまいります。

既に、第1回の説明会を5月22日に金山小学校区で、第2回目を6月7日に桜山校区で実施いたしました。今後、6月27日に別府校区、7月4日に枕崎校区、7月10日に立神校区で実施する予定であります。今後、説明会の状況を踏まえ、必要があれば校区に望ましい学校づくり検討委員会のような組織をつくり、さらに検討していくこととなります。以上でございます。

○12番沖園強議員 今、私、ここに金山小学校区であった説明会での基本方針を持って来ているんですけど、また当日、いろんな説明を受けました。現状を把握した中で、すばらしい答申などと、私はこう見たわけです。そしてまた、今出されたように、答弁がございましたように、各校区で今後、説明会の後に検討委員会を設けたいと、こういうことなんですけど、金山小学校区の説明会では、校区ごとの検討委員会、そしてまた、アンケートをとるのか、とらないのかという御意見に対して地域住民を含めたアンケートをとりたいと。検討委員会はとるのかどうかわかりませんが、そういったことがあったと思うんですけど、もう以前、あり方検討審議会の中では、アンケートはとっているわけですよ、学校を通じまして。そしてまた、審議会には校区の代表も入っておりました。そして、1年以上かけて取りまとめた基本方針であったかと思うんですよ。もう、各校区ごとの検討委員会というのをどういったかたちで持って行くか、そこが肝要だと私は思うんですよ。また新たにアンケートをとるようなことがあってはならないと。もう既に、1回目のアンケートである程度の意向は出ていると思うんですよ。それをまた、基本方針が出た後に、また新たなアンケートをとれば、地域住民は混乱してくると、結果が逆に出た場合。そういったことも考えているんですけど、説明会のときに地域住民の保護者の中から出されました。金山小学校の統廃合をめぐって悲しい出来事が起こったんだと、賛否両論あって。要は、そういった地域住民の感情をあまり混乱を招くようなことがあってはならないと。そのためには、基本方針というのが定められたら、それに基づいて、地域住民を説得してほしいと、むしろ。私はこう思うんですよ。

要は、子供を持つ親がどういった意向を持っているのかということがかぎを握っていると。子供の教育をまず、第一義に持っていくわけですから、その親御さんがどういった意向を持っていたのかと、1回目のアンケートで。以前とられたアンケートの結果、保護者の方々の御意向はどうだったんでしょうか。

○日高孝学校教育課長 校区ごと、あるいは、校区内でのアンケートの実施につきましては、金山小学校の説明会の折に、意見が出されたところでありまして。その折にも申し上げましたが、校区に学校づくりの検討委員会が設置されましたら、その中でアンケートの実施等についても意見が出た場合に検討されていくことになるのだろうと考えております。

また、昨年度実施したアンケートでは、市望ましい学校づくり審議会が審議の参考にするために実施したものでございまして、直接、特定の学校の統廃合にかかわる内容を取り上げたものではございません。そのアンケート結果などを一つの参考資料としながら、市としての適正規模や適正配置の考え方、方針を策定したわけですが、そのアンケートの中では、小学校の学校規模については、80%弱の幼稚園、保育園、小中学校の保護者が1学年21人以上、2学級以上。中学校の学校規模については、80%強の保護者が1学年21人以上、2学級以上を望ましいと考えております。

校区ごとの分析もできておりますが、現在、小規模校であります金山小学校、あるいは別府小中学校におきましては、若干、このハードルが低いデータになっておりまして、例えば、金山小学校の保護者につきましては、17人の保護者中、15人の回答を得ておりまして、1学年21人以上、2学級以上を望ましい規模と考えているのは30%程度でございますけれども、10人以上、1クラスまで含めると、94%になります。

こういったアンケート等を踏まえまして、市としての望ましい学校づくりの基本方針を作成したところでございます。以上でございます。

○12番沖園強議員 金山小学校の実態といたしますのは、もう今、全校児童18名ですよね、全校児童18名。もう既に、基本方針の数値を極端に下回っていると。地域住民がどうしようかと、いろんな感情が絡み合っていて、戸惑っている状況だと思うんですよ。

もう教育長、ここらあたりで方針を定めて、行政として地域住民を説得してほしいと思います。市長いかがでしょうか。

○神園征市長 それぞれにさまざまな御意見がありましようし、その御意見をお伺いする、あるいは、手続を踏むと、そういうことも大事なことでありますが、決断すべきときには決断することも、また大事なことであろうと思います。

○12番沖園強議員 平成30年度の金山小学校の児童数は14名の予定です。今のところ全校児童14名。しかし、その中でも3名程度は近々転出すると、こう聞いております。また、市街地に住む地域出身の若者も現在の学校がある以上は帰って来ないと、そういった方もいらっしゃいます。どうかひとつ、地域を守るために、金山校区を守るために決断していただきたいとお願い申し上げます。

次に移ります。

知人から尻無川に蛍が帰って来たと、見に来んかとお誘いを受けまして、3回ほど見に行きました。これは、ここにいらっしゃる、公民館長でもあられる禰占議員を初めとして、地域住民の取り組みの成果であると、非常に感銘を受けました。今後、環境問題を考える一つの啓発活動の一つのお手本であろうと、うらやましく思いました。実は、私の地域には、蛍があまり飛んでおりません。

そういったことを考えますと、今まで、河川整備等が、災害対策が前面に出されまして、三面側溝、普通河川、準用河川におきまして、三面側溝、あるいは二級河川等におきまして、コンクリートで護岸がなされると。最近では二級河川におきましては、そういった環境に優しい護岸等の工事がなされているんですが、今後、市が管理する普通河川、準用河川等におきまして、また、用水路含めた水路等におきましてですね、自然に優しい、よどみがあるような河川整備が必要ではなかろうかなと、こう思うんですけど、いかがでしょうか。

○依積田清文建設課長 河川工事等におきまして、今、申されたとおり、以前は三面張り側溝を、またはブロック積みによる工事が主でございましたが、現在の河川の改修工事では、今、花渡川沿いの工事もうそういうふうになっておりますが、環境保全型ブロック等を使用し、草花や鳥や昆虫など、さまざまな生き物が育つ環境を確保する工事ができるようになっております。

今後は、これらについても検討し、自然と共生し、共存できる川づくりを進めてまいりたいと思っております。

○12番沖園強議員 ぜひですね、そういった取り組みをしていただきたいと。また、地域によりましては、先ほど、河川愛護活動をやっている4地域ほどがあるというようなことだったんですけど、そういった取り組みをするところに対する行政としての支援というものを考えていただきたいと思います。

最後に、市道伐採等の状況がおくれ気味であるが、委託作業を希望する地域には委託をする路線をふやす考えはないのかということと、南薩一円が眺望できる蔵多山の山頂の展望台は、樹木で視界が遮られております。9合目から山頂までの舗装の必要性を感じますが、改善策をお示しいただきたいと思っております。

○依積田清文建設課長 ことしも公民館と市道伐採の委託契約を終えたところでございますが、昨年度、市道編入により路線がふえた反面、委託契約を打ち切る公民館も出てきておりますので、委託路線の増の申し入れについては、歓迎すべきところであると思っております。

それから、市道蔵多山線は辺地対策事業で年次ごとに舗装工事を実施した経緯がございますが、平成7年に辺地地域から外れたことで整備がおくれているところでもあります。

今後は、市の単独事業によることとなりますので、市内全体を総合的に判断して、検討してまいりたいと思っております。

○依積田義信議長 ここで、午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午後1時8分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉松幸夫議員。

[吉松幸夫議員 登壇]

○11番吉松幸夫議員 皆様、こんにちは。

通告に従い質問をいたしますが、その前に、昨日より時折、議会でせき込みまして、皆様に多大な迷惑をおかけしたことをここでお詫びいたします。

今6月の議会につきましても、一般質問の機会を与えていただきまして、感謝いたします。

昨年の大震災から約15カ月がたちましたが、あの石巻市でさえ、先月でしょうか、ようやく信号が復旧したという知らせがありました。市民の生活にとって、交通関係、とりわけ信号の整備は交通ネットワークの基本であります。信号が復旧したのは、遅かったのか、早かったのか。いいことなんですが、ここまで時間がかかったのは、どういう理由があったのでしょうか。我々には、なかなか推測できない理由があったのかと思いますが、今、平和なこの土地でもし、震災があったときには、いち早くその復旧の手順を研究して、我々のこの枕崎市において、いち早く復旧ができて、安全な生活ができるようにしていただきたいというふうに考えております。

そこで、市長に質問いたします。

東北地方の被災地の瓦れき処理受け入れ問題についてですが、お聞きいたします。

北九州市では、焼却の受け入れ実験が既に始まっております。瓦れき処分の受け入れについて、市長はどういう考えをお持ちか、お聞きしたいと思います。

また、国・県の申請に対して、どういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成24年3月29日、国から県下の市町村に対し、東日本大震災による災害廃棄物の広域処理について、福島県以外の宮城県、岩手県の8,000ベクレル以下の災害廃棄物の受け入れを平成24年度から26年度の3年間にわたり、広域処理を行いたいとの説明がありました。被災地の一日も早い復旧・復興を図るためには、受け入れの協力体制を全国的に取り組むことが必要と思われませんが、そのためには、住民の安全性が保障できることが必要であると考えます。

本市の内鍋清掃センターでは、平成24年度から25年度までの2年間、延命化改修工事が行われます。工事期間中は、2基ある炉を1系統ずつ交互に修繕するために、ごみ処理能力が落ちることから、この期間のごみ処理については、平成26年まで期間を要することとなります。したがって、平成24年度から26年度の3年間については、災害廃棄物の受け入れは難しいものと判断しております。

○11番吉松幸夫議員 平成24年から26年のこの3年間では、今ある瓦れきの処分はなかなか全国的にも難しいものだと思います。27年以降もですね、もし可能であれば、受け入れを鹿児島県の中において、真っ先に手を挙げていただきたいと希望して、次に移りたいと思います。

放射性廃棄物についての取り扱いについて、市長はどうお考えですか。

○神園征市長 東日本大震災による廃棄物のうち、原子力発電所の事故に由来する8,000ベクレルを超える廃棄物については、指定廃棄物となり、国の責任で指定廃棄物の処理は、当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うことになっております。したがって、市に要請が来ることはないものと考えます。

○11番吉松幸夫議員 はい、ありがとうございます。

続きましてですね、今、国会でも問題になっております原発の再稼働という問題なんですけれども、国としては今、再稼働に方向が向いているようですが、本市でも川内原発がございます。この原発の再稼働というものについては、どういうふうにお考えでしょうか。

○神園征市長 我が国のエネルギー政策の一環として、原子力発電の占める位置は、大きなものがあるということは大方の皆さんが一致することだろうと思います。また、国内にある原発の安全性については、専門的に過ぎますので、一地方自治体の長が明確な判断を下せる問題ではないと思います。さらに、国のエネルギー需給の観点からも、市民の日常生活、産業界、もちろん、本市産業に与える影響を考えると、判断の難しいところがあるかと思いますが。

このように、国家的視点からの判断を要する問題でありますので、原発再稼働問題については、政府が我が国のエネルギー政策を踏まえた上で、国民の意見を集約しながら、国が判断すべき問題であると考えます。

○11番吉松幸夫議員 原発再稼働問題はですね、やはり日本国、避けては考えられない問題だと思いますので、国民一人一人、十分その安全性を考えていかねばならないことだというふうに思っております。

市内の話にまいります、下水道関連です。

近ごろ、最近、神園川周辺で悪臭がするというのを耳にするんですが、私も歩いてみまして、やはり、においが若干、するようになります。特に、河口周辺がですね、そのにおいの傾向が強いというふうに思うんですが、この原因はどういうことからかと考えられますでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 神園川沿いの道路から発せられる悪臭の原因について、その原因等について、特定はできない状況であります、事業所等の事業活動による排水及び家庭排水の雑排水などが公共水域であります排水路に流れ込み、それによるにおい等が、道路等のグレイチング等などから吹き上がって、においがするものと考えられます。

○11番吉松幸夫議員 ということは、下水道の接続と少なからずとも関係があるというふうに判断してもよろしいでしょうか。

○岩廣和憲市民生活課長 そのように思います。

○11番吉松幸夫議員 それでは、最近の下水道の接続状況はどうでしょうか。

○依積田寿博下水道課長 下水道供用開始区域内全体におけます平成22年度と23年度における一般家庭の水洗化につきましては、平成22年度末が対象軒数6,163世帯に対しまして、接続軒数が5,220世帯で、水洗化率が84.7%。平成23年度末では、6,197世帯に対しまして、接続が5,274世帯で、水洗化率が85.1%となっております。

現在の質問でございます、そのうち枕崎地区につきましては、平成22年度末が対象軒数4,834世帯に対しまして、接続軒数が4,506世帯で、水洗化率93.2%。23年度末は4,824世帯に対しまして、接続軒数が4,504世帯で、水洗化率93.4%であります。

また、水産加工場につきましては、平成22年度末が操業している工場の総数47軒に対しまして30軒の接続で、接続率63.8%。平成23年度末には、総数47軒に対しまして31軒の接続で、接続率66.0%となっております。そのうち、枕崎地区につきましては、平成23年度及び23年度末の接続状況につきましては、工場軒数36世帯に対しまして、接続軒数が28件、接続率にしまして、77.8%の状況でございます。

○11番吉松幸夫議員 22年度と23年度と比べますと、非常にわずかですが、接続がふえてきているということは、これは非常に喜ばしいことだと思います。

しかしながら、この加工場の数字を見ますと、一般家庭が90%を超えているにもかかわらず、63%台、市内においては、枕崎地区内においては77%と、この数字の開きがただいまのような神園川周辺、もしくはその近隣の川のおおに直接原因になっているのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○**俵積田寿博下水道課長** ただいまの議員のおっしゃる内容につきまして、特に、水産加工場やいろんな事業所等につきまして、接続率が若干、若干でありますけれども、向上はしているところがございますけれども、今後も引き続き、戸別訪問や広報、お知らせ版による普及啓発や関係課、並びに関係機関と連携を図りながら、下水道の接続促進に努めて、環境保全に努めていきたいというふうに考えております。

○**11番吉松幸夫議員** はい、ありがとうございます。

さらに、市民生活に直接かかわることですので、この比率をですね、上げるべく努力していただきたいというふうにお願ひして、次に移ります。

防災訓練見直しについての質問なんですが、まず、防災計画について、何らかの変更があったのでしょうか。

○**永留秀一総務課長** 3月議会でも防災計画の見直しについて御質問をいただきまして、6月をめどに見直し作業を進めていくというふうにお答えをしたところでありますが、6月下旬に枕崎市防災会議の開催を予定しておりまして、それに向けて現在、改定作業を行っているところであります。

計画の見直し内容としましては、新たに地震・津波対策編を追加し、災害のときの避難場所につきましても、地震・津波時の避難場所を新たに指定するなど、大幅な見直しを行う方向で作業を進めているところであります。

○**11番吉松幸夫議員** さらにですね、よい計画を立てていただいて、市民の生命・財産を守っていただくような取り計らいをしていただきたいと思います。

続きまして、昨年、市長より指示されました防災訓練の見直しがありました、その見直し計画はどうなりましたでしょうか。

○**永留秀一総務課長** 今年度の市の防災訓練につきましては、9月の23日に枕崎地区において、津波避難訓練を中心とした内容で行う方向で計画をしております。津波避難訓練につきましては、枕崎地区の海岸に近い公民館の方々に参加をいただきまして、実際の津波避難場所まで避難してもらう予定であります。きのうも答弁申し上げましたが、国道226号から南の公民館の方々、9公民館を予定しておりますが、その方々に呼びかけて、参加をいただくというふうに考えております。

具体的な内容につきましては、訓練参加予定の公民館や消防署、警察署、関係機関と協議をして、内容を詰めていきたいというふうに考えております。

○**11番吉松幸夫議員** 今の計画の中で考えますと、我々の住んでいる地区もそこに該当することです。よりよい避難訓練ができるように、我々も一生懸命取り組んでいきたいというふうに思っております。

続きまして、お魚センターのことですが、お魚センターは我々にとってもですね、地場センター、お魚センター、とても重要な施設であります。その活性化策が望まれておるんですが、対策はとられていますでしょうか。

○**下山忠志水産商工課参事** 具体的な活性化の取り組みといたしましては、新年度になりましてあいていた1階のテナント3区画を観光協会及びチャレンジショップ運営者が借り上げて利用しておりまして、館内のにぎわいがふえたことはもちろん、家賃としても収入がふえたこととなります。入館者につきましても、観光案内や販売スペースがふえた分、約1割程度は増加するのではと見込んでおります。また、南薩地域の観光新メニューを開発し、観光施設や観光ルート並びにお魚センターに関する情報発信を行う南薩地域の観光新メニュー開発人材育成事業を昨年度に引き続き実施し、誘客を図るほか、お魚センターの人気商品となっておりますわら焼きたたき体験などを中心に、県内外の旅行代理店へPRするなど、送客の働きかけを行い、また新幹線を利用されるお客様に対しましては、鹿児島中央駅周辺のレンタカー会社へ観光メニューをPRし、

集客に努めていく予定であると把握いたしております。また、受け入れ体制につきましても、引き続き、バス到着時間に合わせた茶節の振る舞いの実施や、接客についていま一度見直して、また来ていただけるようなものにしていく予定で、さらに、現在、アートストリートとして通りに設置されております立体作品の紹介映像を放映するなど情報発信を行い、お魚センターから町中を散策していただくなどの観光を活用した集客対策の取り組みも進めていく計画であると把握いたしております。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。

やっぱり、集客というのはですね、一度やめてしまうと、そこで途絶えてしまいますので、後からまた起こすのが非常に難しい状況です。これでもかというぐらい、どんどん、どんどん、手を打っていただいて、集客に努めていただきたいというふうに希望いたします。

先ほどもちょっと、答弁ありましたけれども、お魚センターの今年度の見込みはどのぐらいと考えていらっしゃいますか。

○下山忠志水産商工課参事 今年度の見込みといたしましては、前年度、今回、最終本会議でお示ししますが、損益につきまして、昨年よりも好転しておりますし、さらに新たな経営改善を進めていきまして、昨年度以上の値を、損益の値を目標としているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 さらに収益改善をお願いいたします。

私もつい最近、お魚センターのレストランで食事をさせてもらったんですが、聞くところによるとですね、2階のレストランが最近、お客さんがちょっと多くなったというふうに耳にしたんですが、今の状況はどうでしょうか。

○下山忠志水産商工課参事 レストランにおきまして、23年度大分、売り上げが伸びております。改善の取り組みといたしまして、具体的にはメニューの改善や日替わりランチメニューブログの発信と、こういうふうな情報発信を詰めておりまして、誘客に努めているところでございまして、集客も上がっているところでございます。また、改善の中身につきましては、原価率の原因を究明したり、それから、食材単価の見直しなどを行いまして、かかった原価についても改善を行っているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 先ほども申し上げましたが、お魚センター、地場センターは枕崎の顔であるという意識を持っていただいて、さらに向上を目指して努力していただきたいと願いまして、次に移ります。

空き地・空き店舗対策なんですけど、昨年お聞きしました空き地・空き店舗対策についてですが、状況はどういうふうになっておるか、教えてください。

○南田敏朗水産商工課長 空き地・空き店舗対策につきましては、私どものほうで4月のお知らせ版と広報まくらざき5月号に掲載をいたしまして、市民の皆様に周知を図っているところでございます。また、時事通信社の官報速報にも掲載されまして、また、6月5日の夕方のテレビ番組でもチャレンジショップとともに放映されたところでございます。

これまで7件の問い合わせや相談があったところですが、まだ具体的な申請までは至っておりません。

今、現在、中心市街地の活性化ワークショップというのを開催しているところですが、そのワークショップの中で参加されてる方から、駅通り会を具体的に取組んだらどうかということで提案がされておりますので、近々これを具体的に空き店舗の持ち主等とですね、相談するなり、ということで実際に具体化していこうというところで考えているところでございます。

具体的な申請が出された場合には、商工会議所等と連携いたしまして、申請者の育成に努め、商店街の振興に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○11番吉松幸夫議員 空き店舗に新しいお店が入るといのはですね、商店街にとってもやはり、非常に重要なことでもあります。町の活性化の一役になってくれることを期待して、さらにお

店が出ることを願いたいと思います。

次にですね、駅舎建設についてなんですが、昨日も3名の議員から駅舎についての質問がございましたので、私としては、よりよい駅舎ができるよう努力していただきたいということを希望しまして、次に移らせていただきます。

国民健康保険について、お尋ねいたします。

年々、医療費が増大しておりますが、この原因というのはどこにあると考えていらっしゃいますか。

○白澤芳輝健康課長 鹿児島県国保指導室の分析によりますと、医療費が増大している要因としては、一つに被保険者の高齢化が進んでいること。二つ目に入院医療費の占める割合が全国と比較して高いこと。三つ目に病床数が多く、病床利用率も高くなっていること。四つ目に長期入院者が多いことを鹿児島県の特徴として挙げておりますけれども、本市の医療費もこれらの要因で増大しているものと考えております。

また、本市は脳卒中による死亡率が男女とも全国平均の1.6倍以上と極めて憂慮すべき事態でございまして、生活習慣病対策が重要な課題であると思っております。

○11番吉松幸夫議員 利用が多くなったということも再三お聞きして、納得はしておるんですけども、国保税の交付に関しては、何らかの関係がございしますか。

○白澤芳輝健康課長 税率には医療費が増大いたしますと、当然、税としては影響してくるわけですけども、交付、いろんなどころから基金とか、そういう部分、あるいは国の負担金等については、国庫負担率等が決められておりますので、そういう医療費が増大すれば国庫負担等の割合によって、その国庫負担の割合も……、負担金も増減してくるといふふうに影響がございします。

○11番吉松幸夫議員 国庫負担金が増大してくるといふことでありますが、ついせんだって聞いたことですが、鹿児島県は全国、高知県に次いで2位の交付金依存の県であるといふふうに聞いたんですが、これは正解ですか。

○白澤芳輝健康課長 鹿児島県は全国の中でも医療費が高い県でございしますので、個々の負担割合というものは、全国一定でございまして、やはり、その医療費が、医療費というよりも医療給付費が高ければ、当然、国庫の、各県に配分されます国庫の負担金も高くなっていくといふことでございします。

○11番吉松幸夫議員 この前ちょっと調べましたら、以前も牧議員がおっしゃったことでしたが、国保法では社会保障と国民保健の向上に寄与するとうたっているにもかかわらず、交付額を減らすということは、国がその責任を果たしていないのではないかといふふうにおっしゃっていましたが、この点については、どうお考えでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 国庫負担の減少ということですけども、昭和59年にそれまでの医療費総額の45%を国庫で負担していた部分を今度は医療給付費、ですから、本人負担分を除いた部分で50%負担ということが導入されまして、総体的には45%から国庫の割合が38%になったといふ事実は、全国総体でですけども、そういうふうになったといふふうに思っております。

ですけども、その後、あとの公費負担、その医療給付費に対する50%の割合といふのは、また現在では国が45、県5%、そういうふうにして総体で50%、医療給付費に対する50%の割合は変わっていないところでございします。

○11番吉松幸夫議員 ということは、やはり、その病院にかかる患者さんの数とか、といったものを、やはり減らしていくといふことが必要かなといふふうに感じますが、そこで、病院にかかることがふえているのであれば、病院にかからないようにする対策が必要と思っておりますが、いかがでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 市民健康づくりのために、健康運動指導士などの専門家を活用した事業を継続的に行っていくと、そういうふうにして生活習慣病対策として、そういう、やはり本市で多

い疾病が、生活習慣にかかわる疾病が多いということですので、やはり、そこを、生活習慣を改善していかないと、今の医療費の右肩上がりの状況というのは変わらないのではないかと考えておりますので、そういう面でそういうふうな専門家を活用した事業も有効ではないかというふうに考えております。

○11番吉松幸夫議員 昨年とことしですね、私の暮らしております港町でLCLさんにですね、老人の健康体操というのをさせていただきました。参加者が10名を超えた参加ですね、非常に喜ばれました。で、最後の最終日には、涙を流してまたやってくれというおばあちゃんもいたんですが、このような対策は今後、考えていないのでしょうか。

○白澤芳輝健康課長 今後、国保の財政健全化計画の中の健康づくりの事業をどのようにやっていくかということもございますので、その中でやはり、経費的な面も考慮しながら、前までは介護予防事業として行ったわけですが、今後、その年齢を若干引き下げて、健康づくりとして活用できないか。というのはやはり、運営に関する経費的な面もございますので、その中で財政運営健全化計画を作成する中で検討していきたいというふうに考えます。

○神園征市長 医療費の多い少ないにかかわらずですね、すべての市民に健康であってほしいという、これは、当然みんなの願いでありまして、健康づくりにつきましても、平成16年から始めた筋トレ教室というのは、現在でも続けられております。

それから、おとといの日曜日にダイエットコンテストというのを開きましたが、これも市役所内に設けた健康づくりのプロジェクトチーム、これの発案によって、初めてのそういった、要するに、自分の体は自分で気をつけようということですね、ダイエットをしていこうという目的で、生活習慣病から遠ざかろうといった目的で始められておりますし、そういったことは今後も必要なことであるし、何よりも一人一人がですね、やっぱり、自分の健康について考えることが大事であろうと思っております、私なんかこう申し上げるのもちょっと、恥ずかしいようなことが去年あったんですけども、であれば、なおさらですね、そういったものからは抜け出して、今はもう元気をばりばり回復しておりますけれども、一人一人が頑張ってもらいたい、こう思っております。

やっぱり、市民の意識というものも大いに、こういった問題にはかかわってくるかと思えます。

○11番吉松幸夫議員 体操などによってですね、心も体も健康になって、明るい枕崎の底上げをしていただきたいというふうに希望いたしまして、次に進ませていただきます。

職員数の適正化についてですが、現在、本市の市役所の職員は何名在籍しておりますか。

○永留秀一総務課長 平成24年4月1日現在で275人です。

○11番吉松幸夫議員 そこで、枕崎市としてですね、適正な、理想的なというところでもよろしいですが、適正な人数はどのくらいと考えていらっしゃいますか。

○永留秀一総務課長 平成17年に定員適正化計画を定めておりまして、第3次の、失礼しました、第2次の集中改革プランにも職員数の削減の計画を掲げております。それによりますと、17年に326人であった職員数を平成25年の4月1日には268人にしようという目標を定めているんですが、それ以降につきましてはですね、具体的に今までのようなペースで職員数の削減ができるのか。民間委託の予定をされていた部署も、かなり民間委託の移行がされたところもありまして、今後の民間委託、あるいは嘱託員化、そういったものの計画を毎年、検討しながら、職員数の削減に努めていこうということを考えておりまして、現在のところ何年度に何人というようなかたちでの目標というのは、平成25年以降については、持ち合わせてはいないところであります。

○11番吉松幸夫議員 ということは、正職員とパート、その他である程度の時間調整をして、行政を行っているという解釈でよろしいでしょうか。

○永留秀一総務課長 今までの正職員の削減を行ってきた手法というのは、まず、市役所の業務

を行わないと市役所でないといけないのか。民間にはできないのか。そういったかたちで事務の内容の検討、民間委託の検討、民営化の検討などを行ってきておりました、その中で正職員であった者が嘱託員になったとか、あるいは民間委託の団体に委託されたとか、そういったかたちで削減を図ってきておりますが、一概にパートに切りかわったとか、そういった部分もありますが、いろんな形態がありますので、いろんなかたちで職員数の削減を図ってきたという経過があります。

○11番吉松幸夫議員 昨年、税の電算システムの導入を検討しているというお話をちょっと聞きましたが、さまざまなところからのバランスを考えて、行っていただきたいというふうに思います。

次に移るんですが、一昨年から職員の地域担当制というものを導入されておりますが、現状はどのようになっていますか。

○神園信二企画調整課長 職員の地域担当制度を利用いたしまして、本市の職員の派遣を受けている公民館は4つの公民館でございます。この4つの公民館に合計で13人を派遣してございます。

派遣されました職員は、各公民館の役員会などに参加をいたしまして、そこで話し合われるそれぞれの公民館の地域の課題の解決に行政経験を生かしたアドバイスを行ったり、また、その問題となっている地域課題と直接関係をする市役所の担当課にその課題の問題点、課題点、問題点の伝達を行って、市の担当課のほうに解決の助力を求めたりというふうな活動を行っております。

派遣を受けました公民館の反応といたしましては、役員会の中で出た課題に、行政の経験を生かしたアドバイスがその場で提供されるので、非常にありがたいと。また、市役所のそれぞれの担当課へこの派遣した担当職員、地域担当職員が伝達をいたしますので、非常に連絡がよくなったという声が聞かれるほか、一部の集落では、担当者の派遣をきっかけに、いわゆる公民館の出身者なだけけれども今現在、ほかの集落に住んでいらっしゃる方が、その地域を支えようという組織を立ち上げようという機運が盛り上がりつつあり、地域活動の活性化計画なるものを、ちょっと自分たちでつくってみようやというふうな機運等も盛り上がりつつあるようでございます。

○11番吉松幸夫議員 地域の方からそういうふうに喜ばしい意見があるということは、非常にいいことだと思います。さらにですね、数多くの公民館がこの制度を取り入れて、地域おこし、まちおこしに頑張っていたと希望して、次に移ります。

職員の意識改革というものについてなんですが、職員の皆さんは市民の、私が思いますに見本となるべきであると考えております。そのことについて、市長、どういうふうにお考えでしょうか。

○神園征市長 その見本というのは、どういう意味の見本なのかよくわかりませんが、市民からですね、いらないそしりを受けるようなことはやっぱり慎んで、常識人として平生から行動してほしいと思いますし、勤勉とかいろいろありますから、そういった点でも、やっぱり向上心を持ってですね、それぞれが努力しなければならないと思っております。

○11番吉松幸夫議員 よく官民一体という言葉を使いますが、やはりですね、私、思いますに、職員が指導的な立場で、民間をですね、引っ張っていってもらおうよう努力していただきたいというふうに考えます。

そこでですね、職員の能力開発についてですが、職員の能力開発に対してどういう対策をとってらっしゃいますか。

○永留秀一総務課長 職員の能力開発、意識改革、それについてどういった取り組みをしているかということですが、人材育成基本方針というのを本市は定めておりました、それに基づきまして、行政を取り巻く環境の変化、それから地方分権の動きに対応するために、採用年数、あるいはそれぞれの職務に応じたさまざまな職員研修に取り組んでいるところであります。

具体的には、新規採用時の研修、新規採用してから半年後の研修、3年目研修、7年目研修、係長に昇任したときの研修、課長職の昇任時の研修など、職員として採用された後の各段階に合わせた職員研修を行うほか、政策能力の開発の研修、それから企画力、創造力開発研修などの能力向上のための研修を行っております。また、最近では、鹿屋市の柳谷町内会が主催しているやねだんふるさと創生塾というのが3泊4日で行われておりますが、これにも毎年、春と秋に1人ずつの職員を参加させております。

職員数が年々少なくなっていく目標を掲げておりますので、職員数が少ない中でも支障なく行政執行ができるような人材の育成を続けていかなければならないというふうに考えているところです。

○11番吉松幸夫議員 はい、ありがとうございます。

さらにですね、くどくどなりますが、職員の皆さんのレベルを上げてもらいますように希望いたします。

続きまして、女性職員の育成についてなんですが、男女雇用均等法が施行されてからかなりたちますが、本市においても女性職員の数がかなり多くなっているというふうに思いますが、年齢別の比率はわかりますか。

○永留秀一総務課長 市の職員の総数が275人でありまして、そのうちの女性職員数は89人なんですが、年齢別の割合というのは、ちょっと手元に集計をしておりません。職員の割合は275人中89人で、32.4%というふうになっております。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。

また、年齢別の比率に関しましては、後ほどまた、資料をいただきたいというふうに思いまして、これだけですね、32.4%と女性が多い職場ですから、その中では、やはりとても優秀な方もいらっしゃると思います。

市長といたしましては、この女性職員の育成と登用に対して、どのようにお考えでしょうか。

○神園征市長 みずから意欲を持ってですね、大いに係長、あるいは課長職を目指してほしいもんだと思っております。

実は、今議会におきまして、きのう一人の女性職員が傍聴に来ておりました。まだ入ったばかりの女性職員ですが、「だれかに言われて来たのか」と聞きましたら、「いえ、自分で希望して行きました」ということで、私としては、大いに褒めておきました。今度の、きのう傍聴した職員だけでなくですね、ほかの職員も、ちょっと、仕事の合間を見て、大いに議会も傍聴してですね、どういったことがやりとりされているのか、その内容もちろん、その様子もしっかりと目で見たいものだと、こう思っておるぐらいです。

女性であれ、男性であれ、能力のある者がどんどん、どんどん、リーダーシップをとっていける、そういった役所でありたいと思っております。

○11番吉松幸夫議員 今、市長がおっしゃられた女性職員のこと、私はきのうは確認しております。2議員の質問のときに、傍聴していたというふうに思っております。

このようにですね、女性は粘り強く仕事に取り組む方が多いと思います。この女性ですね、育成、登用を進めていって、さらに枕崎市が、枕崎が活発になるように努めていただきたいというふうに願って、次にまいります。

最後になりますが、市役所の、本市市役所内の窓口での手数料についてなんですが、受益者負担ということもあるんでしょうが、この手数料は適正と、今現在の手数料がですね、適正だというふうに考えていらっしゃるのか。または、見直しが必要だと思っておられるのか。どうでしょうか。

○本田親行財政課長 手数料につきまして、基本的な考え方を申し上げます。

窓口での住民票の発行などの事務につきましては、特定の人のために行う事務でありますこと

から、その事務に要する費用の負担は、受益者がすべて負担することを原則としているところであり、このことから、行財政集中改革プランにおきまして、サービスに要するコストの縮減に努めながら、サービスに応じた適正な水準での負担額の設定や見直しを行うこととしているとともに、毎年度の予算要求に当たっての留意点でも受益者負担の原則に基づいて原価計算を行い、適正な負担を求めるよう検討し、所要の改定を行うこととするなど、全庁的に定期的な手数料の見直しの検討を行うこととしております。

なお、戸籍に関する証明など、全国的に統一して手数料を定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定められている事務に対する手数料につきましては、政令で定められた金額を標準として、条例で定めているところでございます。

○山口英雄税務課長 手数料の額が適正と考えているかというお尋ねでございましたので、その観点で答弁申し上げますけれども、手数料の額につきましては、特定の者のためにする事務に要する経費と、その事務により受ける特定の者の利益等を考慮して条例で定めることというふうにされております。

額の見直しに当たりましては、その考え方にに基づき原価計算を行いまして、それに基づく実費負担を原則というふうにご考えておきまして、さらに、他市の状況等も踏まえながら、定期的に額の改定が必要かどうかということについて検討を行っているところでございます。

現在、市税関係の証明手数料につきましては、大体、課税証明等につきましては300円、大方の手数料300円というふうにしてございますけれども、この額については、適正だというふうにご判断しております。

○11番吉松幸夫議員 ありがとうございます。

以上で質問を終わります。

○依積田義信議長 ここで10分間休憩いたします。

午後1時59分 休憩

午後2時9分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○7番禰占通男議員 皆さん、こんにちは。2日目の午後となると、眠気もだいぶ増してきます。まあ、1時間のおつき合いをよろしくお願いいたします。

私は、この全国的な問題になっていきます空き家問題ですが、昨日からも質問があり、質問も答弁も、重複してくることがあると思いますが、よろしくお聞きください。

全国的に問題化してきている空き家対策であるが、総務省の2008年に実施した調査による全国の住宅の13%に当たる756万戸が空き家となっています。枕崎市も例外ではなく、町や郊外を問わず見かけられる光景でもあります。

その一方で、貸し家の建設も進んでおります。使用されない空き家は、敷地・家屋が適正に管理されないと景観を害するだけでなく、この枕崎なんか1年中温暖な気候でありますから、このシロアリが発生したり、防災面からも近隣に迷惑をかけるのが現実であります。

なぜ、この空き家がふえているか要因を言いますと、社会の高齢化と人口減少が原因だと私は思っております。また、私有財産に関する難解なことではあります、我が市も、今後は取り組むべき事案だと思っております。

きのうもありましたが、戸数の把握はできているのか。また、今後どのように対処していくのかをお伺いいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 いわゆる、危険空き家に関する本市の考え方に対するお尋ねだと思います。市内

の危険空き家に関する市民からの苦情・通報に対しては、総務課危機管理対策係の担当者がその都度現場を訪れて、対応に当たっております。なお、最近新聞紙上をにぎわしている、いわゆる空き家条例の制定については、本市でも同様の条例制定はできないか、また、制定するとしたらどのような内容にすべきか、庁内で検討を行うよう、既に指示してあります。

私としては、9月議会には提案したいと、こう思っておるんですが、担当の者と話をしますと、いろいろ乗り越えなきゃならない状況等もあるようでして、9月議会に提案できるかどうかわかりません。強制撤去とかですね、何とかした場合には、その費用はどうするんだとか、そういったような問題が出てくるんだという話であります。私はその条例等でですね、まず、それぞれの所有する建物についての意識をもっと高めてもらいたい。だから、最初から費用を伴う条例じゃなくてもいいじゃないかという考え方を持っておりまして、やがて費用を伴わなければどうにもならないといったときには、またそれを察して考えればいいことだと思っております。私としては、できるだけ早くこの空き家条例を議会に出したいと、こう思っております。

○7番禰占通男議員 空き家の中でも、貸し家として利用できるものと、そうでないものの区別というのは、今後どのように考えていくんでしょうか。

○神園信二企画調整課長 本市の空き家戸数といいますのは、今、議員が平成20年度に行われました住宅・土地統計調査によりますと1,890戸、総住宅戸数の15.9%となっておりますが、これは改修すれば住家と、人がお住まいになれる一般の空き家数でございます。その中で、1,860のうち賃貸用で空いている数といいますのが290、売却用としてあいているものが20、その他の住宅が1,530、2次的住宅ということで、年とったらちょっと脇のほうに移ろうかと思って、今、あいてますとか、そういうようなものが20というふうな構成になっているようでございます。

○7番禰占通男議員 今の答弁でも貸し家にできるもの、相当いいものもあると思うんですが、今、若い人なんか社会情勢で給料も安く、自分の一戸建の家を持ってないという方も相当おると思いますが、それとまた貸家をつくと新しい貸し家はどんどん埋まって行って、結構古いやつは、あいていくという現状が今、市内にも相当耳にしたり、お聞きしております。

それで中古の住宅市場を育てるためにも、良質の中古住宅を取得する方に対して税制とか金利面、これを優遇するとか、今のリフォーム事業も活用して持続可能な、さっき市長も言いましたように経済を変えていくことはできないのか、お伺いしたいですが。

○神園信二企画調整課長 中古住宅の取得に関する優遇策でございますが、税制の面で国が既に施策を行っております。御提案の税制、金利の優遇策等につきましては、これは国の政策において判断され、実施される案件と考えますので、今後の動向については、私どもでお答えすることはできません。

なお、リフォーム制度の活用につきましては、中古住宅の取得という状況で考えまして、今回、発足しました本市のリフォーム制度の補助制度の対象要件を満たしているものであれば、制度の活用は可能であると考えておりますので、どのような案件なのかは、個別具体的にそれぞれ担当課のほうに御相談をいただければと思っております。

○7番禰占通男議員 この家屋の改修となると、結構まとまった資金も必要でありますし、今までありました住宅金融公庫の時代、住宅金融公庫という、枕崎は鉄筋が多いですけど、木造がほとんどの3分の2ぐらい全国的にはなると思うんですが、結局、建設省から天下りした人がしたところの金具を相当使う今、住宅の新築に対する割合は相当なものです。それで築25年、30年、これが一応、資産価値の計算になると思うんですが、昔は古い家なんか相当丁寧に使い込んだり、今また民家ブームとかそういうのがありまして、あるところに行くと、宿場町なんかはわざわざ昔あった建物を復元したりしているところは相当あるんですね。それで、日本に古来からの技術重視を考える建築ですが、今はそれが軽視されてハード面ばかり傾斜し、大量生産、大量消費、大量廃棄の考えが進んで今の現状の古くてもいいやつもあるけど、大体みんな新しい

家をつくれれば空き家がどんどんふえる。そして、生活様式も変わってきていると思うんですよ。

今後やはり古い住宅、これを何とか生かす方法とか、そういうことを考えていくことも必要ではないかと思うんですが、そのような考えはないですか。

○神園信二企画調整課長 今日、古民家を利用して若い方々が田舎住まいをしようとか、いうふうな動きもたくさん聞かれるところでございます。そういう専門雑誌もあつたりしますけれども、こういうふうな古民家をうまく利用して住まいを確保していくということになりますと、地域の活性化、それから、空き家の防止等につながりますので、非常に有効な手段ではないかと考えております。で、このときに今回発足しましたリフォーム制度等も有効に利用していただければよろしいのではないかとというふうな考えておまして、先ほど御案内いたしましたとおり、そのリフォーム制度の該当になるかどうかというものにつきましては、個別に担当課のほうに御相談をいただければ、また、担当課のほうに御相談に乗るのではないかとというふうな考えております。

○神園征市長 先ほど私の答弁の中、言葉を間違えました。強制撤去というべきを強制退去と言ってしまった。強制退去じゃなくて、強制撤去の過ちでございますので、おわびして訂正いたします。

○7番禰占通男議員 次の2番目に移りますけど、空き家・廃屋の課税状況、また税の収納はどのようになされているのか。また、建物がある状態とない場合の税率の差は、どのようになっているのかを伺いたいです。

○山口英雄税務課長 固定資産税は、市内に土地・家屋等の固定資産税を所有している方を納税義務者として課税する税でございます。家屋の場合に、今、質問者が空き家・廃屋の課税状況ということでございましたけれども、家屋の場合には、その所有する家屋が現実に居住の用に供されているかどうか、あるいは空き家であるかとかそういったことにかかわらず、その評価額等に応じて算定した課税標準額に基づいて課税されるものでございます。

また、課税標準額につきましては、土地・家屋償却資産ごとにそれぞれ算定されますけれども、家屋の場合について申しますと、その方の所有する課税標準額の家屋に係る課税標準額の合計額が20万円に満たない場合には固定資産税は課税されないということになります。

それから、税率のことでございますけれども、固定資産税の税率につきましては、課税標準額の1.4%で一律ということになっておりますけれども、例えば、家屋を解体した場合に、家屋に係る固定資産税はその分減額されるということになりますけれども、反面、住宅用地に係る課税標準額の特例措置、これは200平米以下の住宅用地については6分の1、200平米を超える部分については3分の1に課税標準額が圧縮されるという特例措置でございますけれども、この適用がなくなりますことから、家屋を解体した後の土地に係る固定資産税額は逆に高くなり、結果的に固定資産税の負担額が上昇するというケースもございます。

なお、23年度の固定資産税につきましては、現年分、滞納繰越分、総体で申しますけれども、調定額11億8,954万1,904円に対しまして、収入済額10億9,248万8,245円というふうになりました。収納率は、91.84%というふうになったところでございます。

○7番禰占通男議員 建屋が残っていると、課税の分で大分優遇されるわけですが、まあ言えば建屋が朽ちる、どのくらいまでが減免処置となる建物とみなすのか、それはどのようになっていますか。

○山口英雄税務課長 家屋の地権者等が、当然、建築・新築したときから順次、償却していきましますので、評価額が年々下がっていくことになりますけれども、今、おっしゃいましたいつの時点で減免というふうにお尋ねでしたけれども、減免ということではございませんで、先ほど答弁申しましたとおり、家屋に係る計算した課税標準額が20万円に満たなくなった場合には、その家屋には固定資産税がかからないと、こういったふうになります。

なお、先ほど申しましたとおり、その方が複数の家屋を持っている場合には、課税標準額とい

う家屋に係る、その複数の家屋の課税標準額の合計額で算定しますので、念のために申し添えます。

○7番禰占通男議員 この空き家の撤去ですが、こういうのはあんまりないと思いますが、私の知っている人もこういうところに住んでいる者がおります。結局、空き家を解体した場合、法上の道路の接道の問題ですが、法上の道路状況を満たしていない物件を取り壊すと、またそこに新たな住宅を建築するというということになると、建築確認を出すと、それを受け付けてもらえないということがあります。そうした場合に、その跡地の利用方法は、もう家も建てられない。普通、まちなかであれば畑にするわけにもいかない。こうなった場合、どのように対処したらいいと思いますか。

○神園信二企画調整課長 一般的にはそのような場合、空き地となった後の利用方法につきましては、土地の名義人さん、または管理者等がお考えになるべきことかというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 そうなると、この地目はやっぱり宅地、それとも雑種地、それともほかの地目になるんですか。

○山口英雄税務課長 家屋を解体した後の土地の利用形態によりますけれども、仮に、その後何もつくりたいな感じで利用しないで、例えばほかに、あとに建物も建てないと、そういったふうになれば雑種地課税というふうになりますし、肥培管理する、作物を植えたりとか、そういうふうにされれば農地としての課税上は、そういった区分になります。

○7番禰占通男議員 今、そういうことも空き家対策に考えないと、もう簡単に言えば、家にシロアリがついてなくなるぐらいまでほったらかしていたほうがいいのかというのが、東京都の足立区でそういうのが多いそうです。条例をつくるときは、そこら辺まで一考をお願いしたいと思えます。

次に、まいります。これまでタブー視されてきた私有財産への介入を条例によって、さっき市長さんがおっしゃいましたが、決断した自治体もあります。本市も取り組むということで歓迎する次第です。現在、16都道府県31団体で制定されております。そして、雪の多い大仙市ですが、東北の、これは市民の安全を守るため、立入調査や指導を行い、所有者が応じない場合には、市がかわって行政代執行で全国初の強制撤去も行っております。

本市がまず条例をつくるとしたら、さっき市長さんも言いましたように、行政代執行までの権力を条例に持たすのかどうかをお伺いしたい。

○神園信二企画調整課長 最初のお尋ねに市長が答弁申し上げましたとおり、現在、庁内で調査検討を行っている状況でございます。代執行を盛り込むかどうかということでございますが、その判断につきましては、本市の危険空き家の状況分析、また、条例中に代執行を盛り込む場合の個人の財産権との絡みなど法制面からの問題、さらには、代執行を行うと仮定した場合、代執行に要した費用を土地名義人から回収することは可能なのか、難しい問題等がございますので、今後、さらに検討を重ねたいと考えております。

○神園征市長 今言ったような難しい問題もあるとすれば、私は、例えば鹿屋市の例なんかを見ますと、代執行とか何とかそういったものは条例中にはないんですね。まず、指導とか勧告とか、そういったことでやって住民の判断に任せているという、そういう条例でも可能なわけでありまして、何とか、住民一人一人にですね、そういった意識を持っていただく意味でも、こういった条例をできるだけ早くつくりたいと、こう思っておりますが、十分検討しなきゃならない問題もありますので、いつということとは、ここではっきりは言えないところです。

○7番禰占通男議員 これは今、この議会に出席していません、牧さんも取り上げていた問題ですが、この枕崎小学校の正門前と駅通りに枕崎市の顔である場所ですよ。そこに傾きかけた家、また、屋根が落ちた家がありますが、何でこの空き家を今度の一般質問に持っていったかという

ますと、小学校前は通学路でもある。親は子の安全を考えて、廃屋のところは通学するなど私は言っていると、私は友人から聞いたんですよ。だから、今度は何かと新聞紙上にもぎわしている状態ですので、今度取り上げたんですが、この駅通りは春の祭りもあって大盛況でしたが、ほかの議員も前から言って、あそこは危ない、かわらが落ちそうだという、そういうところの建物です。多数の人が行き交う場所ですから、やっぱりこれは、何とかして対処してもらいたいと思いますが。

○神園征市長 小学校の前の空き家の問題につきましても、担当の者に指示をいたしまして、早くその処置をしてほしいということは、伝えさせました。

それから、駅通りの物件につきましては、いつかわらが落ちてくるかわからない状況もありましたので、本来ならば、その持ち主がちゃんとすべきなんですが、それを言っていたら金がないと、こう言うもんですから、いつ、落ちてくるかわからない。例外中の例外として、建設課に言って建設課のほうで、もうすぐに落ちそうになっているそれを撤去してもらったと、こういうこともあります。

○7番禰占通男議員 仮に条例があつて、条例に基づき指導、代執行は、所有者が特定できていないとできないという前提があります。また、木造であれば屋根ふき材が落ちたり、ある種鉄筋であれば、窓が割れて景観が悪いという、そういう廃屋の基準も必要となると思うんです。それをどこまで、自分が倉庫に使っているとか、修繕してちょこっと使おうとか、そういうのを管理内とみるのか、そこら辺の考えをお聞かせください。

○神園信二企画調整課長 条例の内容の検討の時点で、今後、本市の建築技師等のアドバイスを聞きながら、その基準は定めるべきかと思えますけれども、また各市がどのような基準を持っていらっしゃるのか、調査検討を行いたいと考えております。

○7番禰占通男議員 次の問題ですが、この解体費用を工面できない所有者にですよ、どのような指導・助言を行うのか。また、解体助成制度も検討しているというか、実施している市町村もあります。本市は、この解体助成制度というのは、検討の考えはないのでしょうか。

○神園信二企画調整課長 解体費用を工面できない所有者への指導・助言ということでございますが、本来、所有者個人の責任と負担で解体するということが原則でございます。しかし、周辺住民の安心・安全の確保のためには、これ助成制度を検討する必要もあろうかと考えておりますけれども、本市の財政状況をよく考慮しながら、今後、条例案の検討の中で調査をしてみたいというふうに考えております。

○7番禰占通男議員 費用の問題もありますし、また、この解体撤去費用を肩がわりする代償に所有者から土地ごと寄附してもらおうとか、これは長崎市がやっていることですが、この寄附してもらった土地を何に使うかという、まちの再生に利用して公園、緑地、公衆トイレ、駐車場などに利用している長崎もあります。この長崎の例によりますと、あそこも結構、昔から栄えているところは狭いところがあったり、相当の勾配のところもありますが、古い家があつてそういう景観が悪いときはなかなか買い手もつかなかつたけど、きれいになったところだと。また人が帰ってきているという情報もあります。

そういうことですから、また、市も何とか、市長も昔からいろんなところで、私も議員になってからですけど、コンパクトシティの実現に向けて市長も取り組んでいるわけですが、これ無償で譲り受けたりした土地を何とか市のインフラの整備にも利用して、町の空洞化を防ぐということも必要ではないでしょうか。どうでしょうか。

○神園信二企画調整課長 議員お尋ねの方法によりますと、条例等で解体費用の肩がわりに土地の物納というようなかたちになるかと思いますが、条例で一括して定めると、解体費用を負担できるにもかかわらず、市に対してその土地の寄附を申し出る方が出る可能性も考えられます。

そうなりますと、市の財政の負担というものは膨大なものになっていくと。一層、財政が困窮

するというふうなことにもなりかねないという状況もあろうかと思えます。

公園、緑地、公衆トイレ等の公共施設が必要と思われる場所に所在する土地であれば、また有効利用というものも考えられますけれども、土地によっては利用方法に困ってしまうというふうな土地もあるのではないかと。これらの土地を物納、または、寄附というかたちで代執行の費用の肩がわりでいただいたとしても、さらにその土地の管理のために、市のほうは支出を続けなければならないというふうなケースも考えられますので、慎重な検討が必要ではなからうかというふうにご考えているところでございます。

○7番 禰占通男議員 また最初に返るようですが、この良質の人が住んでいない空き家ですが、これを無償で借り受けられるとしたら、宮崎市に今、最初は1軒でスタートしたんですが、母さんの家という普通の民家でみとる介護ですね、これも今、3軒にふえたと私も記憶しております。

ですから、普通の民家で普通の設備が整った病院でみとるよりは、普通の民家のほうが何か結果もいいということテレビなんかでも見聞きしております。ですから、できればこういう施設に使用したり、前も一度言ったことがあります、年寄りが、高齢者の方々が、朝晩お茶飲みにも集まれるふれあいサロンというか、コミュニティースペースというか、そういうのにも活用できたらいいと思っておりますが、これは無償で借りないとお金まで払って借りるわけにはいきませんから、そういう構想は考えていませんか。

○神園信二企画調整課長 市内の空き家の有効な活用という視点での御提案だと思えますが、一つの御提案ということでお聞きいたしまして、また機会をとらえて検討してみたいというふうにご考えます。

○7番 禰占通男議員 次の、青年就農給付金について、お尋ねをいたします。

これも昨日来から、私で3人目になろうかと思えますが、質問していきたいと思えます。

農水省によると、2010年新規就農者は、40歳未満が1万3,000人だが、このうちの定着したのは1万人。そこで同省は、2012年度から一定の要件を満たす新規就農者に所得確保のための給付制度を始めた。目標は、毎年2万人の就農者を誕生させるという。この制度の概要は、どのようになっていますか。昨日とダブルと思うんですが。

○真茅学農政課長 青年就農給付金制度につきましては、準備型というのと経営開始型という二つがございます。まず準備型では、県立農業大学校等の農業経営者育成教育機関、または先進農家、また先進農業法人等で研修を受ける場合、この方が研修終了後、自立へのもしくは農業法人等への雇用をするというのを前提に、原則として45歳未満で就農する者に対して、研修期間中に年額150万円、最長2年間給付される制度でございます。

また、経営開始型につきましては、独立自営就農を目指す者が原則45歳未満であり、農業を始めてから経営が安定するまでの5年間、年間150万円を支給する制度でございますけれども、前年度の農業所得が250万円を超えると支給が停止されると、そういう制度でございます。

○7番 禰占通男議員 給付期間ですが、これは5年となっておりますが、この準備型給付最長年間を含めると、7年という計算はできないんですか。

○真茅学農政課長 研修期間2年間、それと経営開始型を5年間支給されるとなると、トータルで7年の支給ということになります。

○7番 禰占通男議員 この給付要件ですが、就農時の原則45歳未満とありますが、これ、どうして45歳なんですか。きのうの答弁でも枕崎市は59.6歳、平均が。県が60.7歳。これで見ても、結局、5年もらってもまだ50歳。私はまだ、これ、45歳以上でも関係ないんじゃないかならうかと思っておりますが、そこら辺はどうですか。

○真茅学農政課長 我が国の基幹的農業従事者の平均年齢は、平成22年度66.1歳と高齢化が進んでおります。このような中で、新規就農者が20年以上の長期的に農作業に従事でき、またその地域の中心となって活躍してくれること等を考慮して45歳未満と定められているところでご

ざいます。

○7番禰占通男議員 条件不履行、離農の場合は返還要件というのがあります、全額返還とありますが、これ農業をやめて収入がない場合、返還に応じられると思いますか。

○真茅学農政課長 経営開始型につきましては、給付金を除いた本人の前年の所得が合計250万以上の場合、また経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市町村が判断した場合は、給付停止を行うということで返還の義務はありません。ただ、準備型については適切な研修を行っていない場合、また研修修了後、1年以内に原則45歳未満で独立自営就農または雇用就農しなかった場合、また給付期間の1.5倍、最低2年間の期間、独立自営就農または雇用就農を継続しない場合が返還の対象となります。このため、準備型では申請に際し、保証人を2名つけるようになっているところでございます。

この準備型の部分につきましては、事業主体が県でございまして、差し押さえ等について県は現時点では検討してないということでございます。

○7番禰占通男議員 次の2番目にいきますが、給付金についてですが、これもこれから農業経営を目指す45歳未満の方ですが、受け入れるこのベテラン農家やプロである農業経営者は、この給付金頼みでいいのかと、給付金がなくなれば縁の切れ目で離農かと危惧しているんですが、こういうのはさっきの問題と関連してきますが。それで、国の予算が示されているのは、12年度が104億円を使い切れれば給付は終わるとなっております。きのうの答弁でも枕崎市は3名だったと思いますが、そうすると、2名分が浮いてくる。この鹿児島県とか、全国的に見た場合、この給付金に該当するというか、手を挙げている方たちはどのくらいおられるか把握はできていますか。

○真茅学農政課長 離農が心配されるという話の部分でございますけれども、新規就農者が自立経営を行う場合、経営内容を十分に検討し、経営が順調にいくよう、また離農することのないように支援をしていく必要があると考えております。

申し込みの全国の状況ということでございますけれども、把握してないところでございます。

○7番禰占通男議員 この給付金についてですが、所得が少なく貯蓄も難しいなら、この農業を続けた後の年金としての活用も考えられるんじゃないかという、そういう報道なりもあります。当局の考えはどのように考えておりますか。

○真茅学農政課長 本事業は、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための給付金であることから、農業経営の安定のために資金をですね、有効に使っていただくべきものだと考えております。

○7番禰占通男議員 次の質問にいきます。

生産者の6次産業化が言われておりますが、加工・販売を促進し、地域も地産地消を本気で推進すべきだと思うが、この水産物の加工品は数多くあるんですが、この農産物の加工・販売、これはどのようになっておりますか。

○真茅学農政課長 本市の農畜産物は、主に市場を通じた販売がなされており、入札による市場原理で価格が形成されている状況にあります。このようなことから、直販や相対取引、契約取引など、有利販売につながる販売方法の検討は必要と考えております。

○7番禰占通男議員 枕崎も結構、水産物、お茶、お茶も知覧茶と工場が違うだけで枕崎の茶も知覧茶になったりしますが、水産加工品、かつおぶしもそうですが、お茶とかほかのこの地域で秀でた製品がですよ、仲買と問屋の言い値で取引されるこの現状を当局はどう思いますか。

○真茅学農政課長 先ほども申しましたけれども、市場中心の販売ということでそういう仲買、問屋の方々に買ってもらっている製品が多いということでございますので、もっと有利な販売方法ということで、直販や相対取引、契約取引など、有利な販売のあり方について、関係団体、農家の方々等と検討していかないといけないと考えております。

○7番禰占通男議員 議員の中にも農業をやっている方も何名かおられます。それで、私が一番Uターンをして帰ってきて思ったことは、結局、この地域には商社がない、商社というよりつくったものを全部いいところだけ持っていかれて、そして、昔は静岡に行くとき倉庫番がネクタイをしていると、お茶の倉庫番がですよ。今はどうかわかりませんが、そういう時代もありました。

それで、大きな出資じゃなくてもいいんですが、結局、お茶だったら自分の男の子が何人かおる、子供が何人かおったら、それを自分の出資した会社で働けると、そういった構想も必要ではないかと思うんですよ、今、これからは。そんな多額なお金を出したら、今度はもう行き詰ったときにやめるにやめられなくなりますから、そこら辺もやっぱり考慮して、お茶の工場をつくるのも何億とかかりますが、そのうちの少しでも、また売り上げの少しでも出資して小さい商社なり、そういう人は一度都会に出て商社で勉強をしてきたり、そこでまたつながりをつくったり、そして、またこっちへUターンをしてきて、そういう人たちもまた働くという構想を練れば販路も広がっていくと思うんですよ。今からそういうことも考えていってもらいたいと思います。それは私の長年考えていることです。

4番目にいきますが、そもそもこの農業離れが始まったのは、これは、私が高校を卒業する年代で、昭和42年に減反政策が始まってからだと言われております。高度成長期のころは農業を放棄しながら、経済成長大国を築いた。そして、公務員の賃金も上がり、民間も上がってバブルが来たわけですよ。そう思っております。こういった見解をどのように思っておられますか、市長も。

○神園征市長 大枠において、そのような考え方だろうと私も思っております。昭和40年代から日本経済は高度成長を続け、国民総生産額が資本主義国ではアメリカに次ぐ第2の規模、これは1968年ですが、なりました。こうした中で労働者の賃金は上昇を続け、農業と他産業の所得格差が開いていったことから、急速に農業就業人口が減少し、農家の高齢化と担い手不足につながったと考えております。

○7番禰占通男議員 よく言われるように、10年先、100年先を見るなら木を植えろ、人を育てろと言われております。この日本列島の端に位置する本市ですが、特に長い目で見た場合は、本当に人材の育成が必要じゃなかろうかと思っております。市長はどのようにお考えですか。

○神園征市長 すべてにおいてこの人材育成、人の育成というものは必要であろうと思っております。経済成長を続けたころに、21世紀は日本の時代だと日本中が浮かれたような時代がありましたけれども、今、21世紀になって間もないときにもう衰退を始めていると、こういう状況もあります。これは、私は大きく突き詰めると、日本の教育のあり方がどこかで間違っていたと、こういう感想まで持っておるぐらいでありまして、そういったものの見方から、とにかく人材の育成は急がなければならないと、こう思っております。

○7番禰占通男議員 5番にいきますが、本市の新規就農者の対象者というのは、これは3名と伺いましたが、給付予定者の農業の形態はどのようになっていますか。

○真茅学農政課長 給付予定の農業の形態でございますけど、茶専門型が1名、カンショと野菜の複合型が2名となっております。

○7番禰占通男議員 地域農業の方向性をまとめる人・農地プランとは、どのようなものですか。

○真茅学農政課長 人・農地プランにつきましては、本年度作成を予定しておりますけれども、今後の中心となる経営体、個人、法人、集落営農等は、どこなのか。また、中心となる経営体へどうやって農地を集積するのか。また、中心となる経営体とそれ以外の農業者、兼業農家とか自給的農家でございますけど、そういう方を含めた地域農業のあり方、生産品目はどういうものをつくっていかうとか、経営の複合化をどうしようとか、先ほど議員が言われました6次産業化なんかは取り組めないとか、取り組めないのかとか、そういう地域の合意形成を得た上で人材の育成と農地の集積を図っていくプランをつくるというのが中身でございます。

○7番禰占通男議員 今も出ました農地集積に協力する農地所有者への農地集積協力金もありますが、協力金の内容、予算はわかりますか。

○真茅学農政課長 農地集積協力金につきましては、土地利用型農業からの経営を転換した人、また農地の相続人、また高齢により農業をやめる人などの土地を人・農地プランに位置づけられた地域の中心となる経営体に農地を集積させる場合に、農地を貸したい人に協力金が支給される制度でございます。この場合、農地を借りる人は農業者戸別所得補償制度の加入者、または、加入要件を満たすものでなければなりません。農地集積協力金につきましては、経営転換協力金と分散錯圃解消協力金の2つに分かれておりまして、経営転換協力金は、貸す農地の面積に応じて0.5ヘクタール以下の場合、1戸当たり30万円。0.5ヘクタールを超える部分から2ヘクタール以下は、1戸当たり50万円、2ヘクタールを超える部分からは、1戸当たり70万円となっております。

分散錯圃解消協力金は、地域の中心となる経営体の農地の連担化に協力する者に対して、10アール当たり5,000円が支給されます。

なお、本市の平成24年度の農業者戸別所得補償制度の加入見込み数は115名程度でありまして、水稻のみの対象作物となることから、この事業の対象者は、少なくなるんじゃないかというふうに考えているところでございます。集積……、の予算ということでもございましたけれども、ちょっとすみません、ちょっと、ここで把握できていません。

○7番禰占通男議員 次の、県道枕崎知覧線についてお伺いいたします。県道枕崎知覧線の木原地区と瀬戸公園の区間ではありますが、事故が多発しているということです。昨年12月にもバイクの事故があり、バイク側は病院の実習の帰りと聞きましたが、どのような状況で起こったのかお伺いしたいです。

○永留秀一総務課長 昨年12月に県道枕崎知覧線で起こりました事故は、12月15日に、15日午後5時10分発生しまして、普通乗用車と原付バイクが正面衝突をしたもので、原付バイクの運転手が、重傷を負ったというふうに聞いております。事故の状況につきましては、現在も警察で捜査中であるとのこと、詳細には申し上げられないということでもあります。

○7番禰占通男議員 次の、2番と3番、4番はちょっと関連してきますから、一括で質問したいと思います。いいでしょうか、議長。

○依積田義信議長 どうぞ。

○7番禰占通男議員 それでは、2番、3番、4番を一括で。この広域農道が瀬戸公園まで、木原信号から花渡川まで上下整備されてから何年たったのか。また、事故が多発している木原地区の整備を今後とも放っておくのか。拡幅工事の計画もあるようだが、事故のあった区間の整備計画はどのようになっているのか。

これについては、8日の市長からの説明もありまして、また明るる日の南日本新聞にも南薩縦貫道の報道もありました。それで、市街地乗り入れ区間となると思いますだけに重要と思われると思います。説明をお願いいたします。

○依積田清文建設課長 まず、広域農道の整備の経過年数については、瀬戸から山崎の間は昭和52年12月から着工し、昭和59年8月に完成。それから美初から西堀の間は、昭和59年4月から着工し、平成4年3月に完成しており、経過年数は、それぞれ28年と20年となっております。

それから、整備についてでございますが、県道枕崎知覧線の木原から瀬戸公園までの区間につきましては、これまでも交通安全の危険性を訴え、早期の整備の要望を重ねてまいりました。昨年は当面の安全対策として、危険なカーブ区間に蓋版を設置してもらっています。

今後につきましては、先日の全員協議会でも市長が説明したとおり、木原から瀬戸公園までの区間2キロが南薩縦貫道の中原工区と位置づけられ、平成27年度までに整理されることとなりました。道路幅員については、12.5メートルで片側歩道となります。現在は測量及び用地調査

が行われております。それから県におきましては、早々に地元説明会を開いて地元の所有者の方々の御理解を得たいということでございます。

○7番 禰占通男議員 平成27年に一応完成ということですが、それまであと3年、ことしを入れて4年ですが、拡幅工事着工までの応急処置でもいいとは思いますが、道路幅員に格差があると事故の発生率も高くなる。路肩の整備、今、草がぼうぼうなんです、道路標識の中でも警戒標識。言え、カーブがどこにありますよとか、その表示、またそのカーブのカラーの舗装、ブルーがカーブの色という、この前、現場診断のときも県警から見本を持って来ていて、見たわけですが、そういうのを完成するまでというか、工事にかかるまでにそういうのも考えられないのか、一応、応急処置ですね。それと今、片側歩道と市長の説明でも平面図でも見たんですが、これを住宅がある部分まででもいいから両面歩道、それと、登坂車線も考えられないのかお伺いしたいです。

○依積田清文建設課長 拡幅工事までのそういう安全対策についてでございますが、この区間は、平成27年度でございまして、24年度にはもう3億の予算もついております。すぐにでも改良が行われる区間であるために、安全施設工事などの実施は難しいと思われませんが、事故多発地点の注意喚起の看板等の設置については、関係機関と協議してみたいと思います。

それから両面歩道につきまして、町から行った虚空蔵通りが途中までできていますので、それから知覧側の区間、住宅街ということであろうと思いますが、この区間については要望はしていきたいとは思いますが、今、片側歩道ということで計画はなっておりますので、ちょっと難しいのではないかとこのように思っています。

また、登坂車線につきましては、この60キロ走行というのがうたわれておりますので、この件については、検討されるべきものではないかなというふうに思っております。

○7番 禰占通男議員 この問題に対して、地域の自治からも参加してもらいたいということで、私と一応、うちの会計と出席したわけですが、その後、警察署で現場診断の討論というか、意見を聞くということで25名か30名ぐらいあって、その中で枕崎地区安全運転管理協議会の方がです、このバイクの事故があったところは、これは5月7日の話です。交通事故が多発地点で現場診断があったがと、以前にも現場診断があったと言ったんですよ。ということは、二十何年前か十何年前か知りませんが、実際現場診断があって、それがあそこに赤色灯もついています、カーブのところ、事故があったところにもそれがまだ動いていない。結局、忘れられた……。

○依積田義信議長 禰占議員、時間ですが、いいでしょうか。答弁がいらいますか。（「しゃべらしてください。さっきの高校生の話もあるんですから」と言う者あり）これはもう、決まりですので、ここで終わりたいと思います。

質問中ですが、制限時間が参りましたので、議員の質問を終了させていただきます。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時9分 休憩

午後3時19分 再開

○依積田義信議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、吉嶺周作議員。

[吉嶺周作議員 登壇]

○14番 吉嶺周作議員 皆様、こんにちは。吉嶺周作です。

月日のたつのは早いもので、市議会議員に籍を置かせてもらい、1年が過ぎました。この1年、本市の行財政についての現状、また、市民の声を反映すべく意見も多々聞いてまいりました。本市の山積された課題・問題の打開策を検証し、市民が暮らしやすい環境をつくり上げ、本市の再建に全力で取り組んでまいりたいと存じております。

本日の結びを締めくくらせていただきますが、今しばらくおつき合いを願います。午前中から

の質問と重複する点もございますが、改めて、国保会計の取り組みについて、質問させていただきます。

国民健康保険は、病気やけがなどのときに安心して医療が受けられるように、被保険者が保険税を出し合い、必要な医療費に充てて、相互に助け合う医療保険であり、日本における医療保険制度の根幹をなすものであります。

その国保財政が近年、高齢化の加速や、医療費の増加に伴い、全国的に国保会計が非常に、厳しく危ぶまれておりますが、本市も同様に、この国保会計は厳しい状況となっております。

そこで、22年度、23年度、国保会計の赤字になった約4億円を今後どのような形で返済し、その打開策をどのように考えているのか、市長にお尋ねいたします。

[神園征市長 登壇]

○神園征市長 平成23年度決算見込みにおける赤字見込み額は、1億4,640万円。それに加え、平成20年度に借り入れた県広域化等支援基金貸付金2億5,000万円。合わせて約4億円の財源を確保しなければなりません。多額であることに加えて、平成24年度以降の単年度収支も赤字が見込まれることから、総合的かつ長期的な対策を講じなければならないと考えています。

市としましては、本年中に、歳入歳出について詳細な分析を行い、可能な限り、正確な将来推計を立てた上で、財源不足の解消に向けて、さまざまな角度から検討を行い、平成27年度までの国民健康保険財政健全化計画を策定する考えであります。

○14番吉嶺周作議員 国保会計が健全化されるまでは、ある程度の時間を要すると思いますが、昨年のように大幅な国保の税率改正を行ったにもかかわらず、23年度も約1億5,000万の赤字決算となりました。

指宿市も同様に、国保会計が危機的状況にあり、23年度、本年度と2年連続、税率を上げております。その背景には、低迷する日本経済や、地方の景気悪化などにより、国民に直接的ダメージを与えており、所得の減少や、それによる国保税の収納率の伸び悩み、ましては、医療費の増加などが要因になっているのではないのでしょうか。

そこで、本市は、国保における一人の医療費が、43市町村の中で、ワースト5番目になりますが、市民の健康と歳出抑制のための方策をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 先ほど市長から、平成27年度までの国民健康保険財政健全化計画を策定すると答弁いたしました。その計画を策定する中で、ジェネリック医薬品の使用促進や特定健康診査、特定保健指導の受診率・実施率の向上策、及び生活習慣病対策並びに市民の健康づくりの施策等をあらゆる角度から検討して、保険給付費の増大を抑制していきたいというふうに考えております。

○14番吉嶺周作議員 国保加入者につきましては、特定健診の受診が少なかったり、特定保健指導の効果が見られなかった場合、医療保険者が拠出しなければならない後期高齢者医療制度への支援金がふやされ、いわばペナルティを課されることとなります。

そうすると最終的には、保険税の増加につながり、加入者の負担がふえるという可能性が出てきますので、市民一人一人が健康への意識を高め、1年に1回は、特定健診を受けてもらい、早期発見予防につなげていき、健康づくりを促進していくことにより、歳出も抑制されるのではないのでしょうか。

また、今も言われましたとおり、ジェネリック医薬品の活用や重複受診の抑制、それから退職者医療制度を利用することで、他保険からの交付金がふえるため、国保税負担軽減にもつながっていきますので、今後ともいろいろな角度から分析し、国民健康保険事業の安定な運営を維持できるように努力してください。

次の質問に入ります。

平成20年から始まった特定健診は、年々受診率は高くなりつつありますが、国が定める24年

度の目標受診率は65%以上必要だと打診していますが、本市の受診率は何%になっているのか。

また、県・国と比較した場合、どのような比率となっているのか、お伺いいたします。

○白澤芳輝健康課長 本市の平成23年度の特定健康診査の受診率は29.1%であり、平成22年度と同程度の受診率となったところをごさいます、平成22年度国の受診率が32.0%、県の受診率は32.7%でありましたから、本市は全国平均及び県平均を下回ったところをごさいます。

○14番吉嶺周作議員 本市の場合、受診率が29.1%と県平均より下回っていますが、市町村別でいいますと、十島村の受診率は76.2%と、3年連続で県内トップとなっており、近隣の市でいいますと、南九州市が50.3%と県内で3番目に高い受診率となっておりま。

そこで、本市では受診率を上げるための取り組みはどのような形で、市民に促しているのか、お尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 平成20年度から始まりました特定健診・特定保健指導は、生活習慣病の予防に大変有効であると考えています。

平成23年度までは保健推進員を活用して、特定健診受診券を直接手渡しする際、受診勧奨を行ってきまされたけれども、なかなか受診率向上につながっていないことから、医療機関からの情報提供や南九州市の成功事例等を参考にし、取り組みを強化していく考えです。

なお、先週から別府地区の俵積田公民館を皮切りとして、生涯学習講座、出前講座の中で、ジェネリック医薬品の使用促進及び特定健診・特定保健への受診勧奨、それから生活習慣病の予防についての講座を開いて、今後、各公民館でそのような取り組みを強化していきたいとも考えております。

○14番吉嶺周作議員 この特定健診は、生活習慣病の予防に有効で、医療費削減にもつながり、市民の健康を促進する上で、早期発見や重篤化防止にも役立られております。

受診率の高い南九州市での取り組みといたしまして、保健推進員の戸別訪問や商工業者にも協力をいただき、受診者に、各種サービスが受けられるクーポン券を配布するなどして、あの手この手で、市民に呼びかけ、受診率を上げる努力をした結果、43市町村の中で50.3%と3番目に高い比率となりました。

本市も個々の事業に具体的な数値目標を定め、市民の健康促進に強力な広報体制をとっていただきたいと思ひます。

次に、これは私も原因がわからないのですが、23年度特定健診などのデータのまとめの中で、脳血管疾患死亡率が九州管内で12年連続、鹿児島県がトップとなっておりま。県内19市の中でも、枕崎は飛び抜けて死亡率が高くなっておりま。人命にかかわる重要課題になるのではないのでしょうか。この原因を当局はどう考えているのか、お尋ねいたします。

○白澤芳輝健康課長 本市の脳卒中死亡率が男女ともに全国平均の1.6倍以上で、県内市町村の中でも最悪となっていることから、平成23年度から平成27年度までの5カ年計画で、鹿児島県の生活習慣病対策モデル事業の指定を受けているところをごさいます。この事業を活用しながら、市民の健康づくり推進事業を実施していく考えです。

脳卒中の原因につきましては、生活習慣に起因するものが多いと考えられますけれども、発症した方の振り返り、今までどのような食生活であったか、飲酒動向や喫煙動向等の調査を通じて原因分析も行っていく、県の協力もいただきながら、推測ではなく、そういう今まで発症した方の調査を行った上で、何が原因となっているかを今後の生活習慣病対策に生かしていきたいというふうにごさいます。

○14番吉嶺周作議員 県が作成する特定健診などのデータのまとめもあるわけですから、先ほども言ひましたが、強力な広報体制をとり、市民の健康への意識、危機感を強め、市全体で、健康なまちづくりを促進し、地道な活動を積極的に取り組み、よい結果を出せるよう、皆さんで努力していきましよう。

次の質問に入ります。

最近、新聞や報道で生活保護者の不正受給者の増加などがたびたび見受けられますが、政府は、生活保護の支給水準の引き下げや保護者の親族などの扶養にできないかといったような、生活保護法の改正を検討している状況の中、本市の生活保護受給者は何名いるのか。また、その世帯数はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成24年3月現在の状況で、被保護者数は276人で、世帯数は206世帯でございます。

○14番吉嶺周作議員 今、言われましたとおり受給者が276名、世帯数が206世帯となっていることですが、生活保護の受給対象の基準要件は何か。また、受給することにより、免除される部分はどのようなものがあるのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 昨日も申し上げましたが、保護を受けるときにはその前提条件として資産、能力を活用し、さらに、扶養義務者による扶養、ほかの法律による給付を優先して活用し、それでもなおかつ、生活に困窮する場合に初めて保護が行われることとなります。

そして、法第8条にあるように、保護は厚生労働大臣の定める基準によって、最低生活費を計算し、これとその者の収入と比較して、そのものの収入だけでは最低生活費に満たないときに、不足分を補う程度において行うものでございます。

受給されることにより、免除される部分ということですが、市の関係で申しますと、市民税、固定資産税、手数料条例に定める各種手数料、保育料、障害福祉サービスの利用料などございません。

○14番吉嶺周作議員 憲法の生存権の規定に基づく生活保護は、資産や働く能力などをすべて活用しても生活に困った場合、行政が手を差し伸べる制度となっております。この免除される部分についても、行政が適正な判断をし、不正受給防止に努めていただきたいと思います。

そこで、6月8日の新聞記事に掲載された2011年度、不正受給総額1億4,600万円、件数にして391件と、鹿児島県内の統計が出されましたが、本市にいたってはどのような結果が出たのか、説明をお願いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 この報道でなされた不正受給というのがどのような内容か、ちょっと把握しておりませんが、稼働収入の無申告、過少申告による費用返還の手続をとったものが平成23年で4件、金額にして113万3,421円でございます。

ちなみに平成22年度は同じく4件、金額にして20万3,960円でございます。

○14番吉嶺周作議員 この22年度、23年度の4件とも、返還といたしましてはなかったのでしょうか、不正受給者の。

○佐藤祐司福祉課長 今、申し上げたのは、返還命令を出した金額が、この金額ということでございます。

○14番吉嶺周作議員 全国の保護率では、大阪府が一番高く33.8%、鹿児島県は18.9%で、高いほうから11番目となっており、上位のほうに近い数値となっております。

本市につきましても、県内19市の中で9番目に高く、近隣の市の中でも高い数値となっておりますが、この原因をどう考えているのか、お尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成24年3月現在で申しますと、被保護者数は南薩地域の4市の中で3番目に多い276人ということでありまして、被保護者数を推計人口で割って、1000人当たりの数値にした保護率では、4市の中で最も多い11.87パーミルとなっております。

先ほど、質問者が申し上げましたとおり、本市は県内全体では9番目という位置になっているわけですが、本市の保護率の推移を見ても、ここ数年では、平成18年度の12.9パーミルが最も高く、以降、減少傾向でありまして、県内と比較いたしても、県内全体では18.91パーミル、県内19市全体では18.91パーミル、県内全体でも、19.19パーミルという

ことですので、本市はそれと比較しても、それほど多いわけではないということでございます。

9番目ということでちょうど真ん中あたり、19市の中ではちょうど真ん中あたりとなっているわけでございます。

全国的に平成7年以来、年々、保護率、受給者、上がり続けておりまして、過去最高を更新し続けているというような状況でございます。それは、雇用状況の悪化に伴っているというような原因分析がされているようでございます。全国的には仕事を求めて人が集まる都市部ほど、保護率が大きい傾向があるようでございます。

本市の数値が近隣の市の中で大きい要因としましては、特に、顕著な特徴があるというわけではありませんけれども、市外から転入してきて就職できずに申請するケースが多く見られるところでございます。また、病気になって離職して申請するケースもあるところでございます。

○14番吉嶺周作議員 国の調べによりますと、1995年には約88万人だった生活保護受給者は、ことし2月時点で約210万人に迫り、予算でいいますと、24年度の生活保護費は、3兆7,000億円、13年後には、5兆2,000億円にまで膨らみ、国の財政を圧迫すると予測されております。

本市につきましても、毎年6億円近い予算を計上しているわけですが、この保護者の中で、仕事ができるのに失業中などのため、受給されている人数は何名いるのか。また、受給者への指導や対策はどのように行われているのか、お伺いいたします。

○佐藤祐司福祉課長 平成24年3月現在で、276人の被保護者がいるわけですが、18歳から64歳までのいわゆる稼働年齢層の被保護者というのは115人おります。そのうち就労している者は25人で、未就労の者は90人。しかし、そのうち障害者とか傷病者という方もおりますので、その方々以外の者は18人ほどおります。

仕事ができる人の判断というのは個人差がありまして難しいところですが、その都度、主治医に対して病状調査を行いまして、就労の可否についても検討をいたしております。就労が可能とされた人は就労指導を行っているところでございます。

しかし、最近の雇用情勢から高齢の方々の求人は厳しい状況にありまして、就職に至るケースは少なくなっております。また、生活歴から見て、人とのつき合いがうまくできず、就労に結びつかないケースもございます。

○14番吉嶺周作議員 本市の受給世帯別でいいますと、高齢者世帯が109名、母子世帯が24名、障害者世帯が30名、傷病者世帯が48名、その他の世帯が64名になっており、その他の世帯に当たる方が、仕事ができる人と聞いております。

生活保護費用は国が4分の3、地方自治体が4分の1の負担となっており、本市の場合、あくまでも、平均ですが、1人当たり、年間約200万円使われていることになりませんが、自治体の4分の1の負担でいいますと、1人当たり50万円になります。

これは私の提案なんですけど、本市にある企業で、この生活保護者を雇用してくれた場合、1回限り一括50万円、企業に支給する補助事業を立ち上げ、生活保護費用の削減や、企業の繁栄にもつながっていくのではないかと思います。この提案に対し、最後に、当局の見解をお尋ねいたします。

○佐藤祐司福祉課長 生活保護者の就労指導につきましては、先ほどいろいろと指導しているとお答えしたところなんですけれども、やはり、確実にこれまで就労してきた方々ばかりでもございませんので、ちゃんと就労ができるかどうかということもございまして、今の提案についてはまた庁内でも、検討してみたいというふう考えております。

○14番吉嶺周作議員 保護者の不正受給防止や生活保護費用の歳出抑制にも視野を向け、本市の財政再建に努めていただきたいと思います。

それでは、最後に、住宅リフォーム補助金について、質問いたします。

4月1日から施行されました住宅リフォーム補助金制度は、5月から申請の受付を始めており

ますが、本市におけるこの1カ月間の工事件数、補助金額などの現状はどうなっているのか、お聞きいたします。

○**依積田清文建設課長** 住宅リフォーム促進事業の補助金の申請につきましては、1カ月間ということですので、5月末現在で申しますが、受付件数が39件で、申請額が428万8,000円となっています。

なお、申請の工事合計金額は5,767万3,050円で、補助金申請額の12.3倍となっております。

また、工事内容といたしましては、内部については、浴室、トイレ、台所のリフォームが多く、また外部については、外壁塗りかえや屋根防水改修が多く見られております。

○**14番吉嶺周作議員** 工事内容といたしましては、多岐にわたってありますが、3月の予算委員会では、エコにつながる太陽光発電やオール電化設置工事にも、補助金が支給されると聞いておりましたが、最近、聞くところによりますと、太陽光やオール電化の単独工事には、補助金の対象にならないと聞きました。改めて、この補助対象工事の詳細を説明お願いいたします。

○**依積田清文建設課長** この事業の中でも、太陽光発電やオール電化についても検討してまいりました。ところが、太陽光発電、オール電化につきましては、県や国の補助制度であるということで、今回は、その部分は除いたところでございます。

○**14番吉嶺周作議員** この1カ月間で約430万円の補助金が使われる予定ですが、24年度分の500万という予算に対し、今月中には到達するのではないかと思うところですが、その後の計画はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○**依積田清文建設課長** 今、おっしゃるとおり、本年度の当初予算額に対しまして、現在の受付状況から補正予算をお願いしなければならないと考えております。

当初予定しておりました2カ年で、予定額は1,300万ということでしたが、今後の状況を見ながら、財政状況などを踏まえ、検討していかなければならないと考えております。

○**14番吉嶺周作議員** 鹿児島市も緊急経済対策といたしまして、住宅リフォーム支援事業に本年度3億円の予算を組んでいるようですが、この応募件数の枠を一般の部で1,200件取ったところ、5月28日の受付開始日に、900件の申請があったそうです。この枕崎市、鹿児島市の申請件数、補助額を見ても、非常に大きな経済効果があらわれているのではないのでしょうか。

本市につきましては、長期にわたって低迷し続けている建設業界への景気回復の起爆剤となるでしょう。

今後とも、ぜひ、住宅リフォーム補助金制度の継続、そして、この事業における市民への波及効果がどれほどあったのか、研究・検証し、本市の活性化と市民の暮らしに役立てて、今後とも継続していただきたいと思っております。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。

○**依積田義信議長** 本日は、これをもって散会いたします。

午後3時49分 散会

本 会 議 第 4 日

(平成24年6月13日)

平成24年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第4号）

平成24年6月13日 午前9時29分開議

日程 番号	件 名
1	一 般 質 問 今 門 求 議員 (98ページ～105ページ)

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

10番 畠 野 宏 之 議員

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
籠 原 均 会計管理者兼会計課長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしてありますので御承知おき願います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

今門求議員。

[今門求議員 登壇]

○**4番今門求議員** おはようございます。たくさん的一般質問者がいましたので、私は番外のような、おまけのような気持ちでございますが、一生懸命質問したいと思います。

特に、今回は我々の仲間ですぐれない方が出ておりますので、私を含めて体調の変化のする年代ですので、お互い体には気をつけて頑張りましょうということ、まず、申し上げたいと思います。

野田政権は、税と社会保障の一体改革で、国の財政が大変だ。このままでは、ギリシャのようになる。少子高齢化で社会保障も維持できなくなると言い、消費税を10%に上げようと必死になっております。これは、消費税を3%上げた時点から今日まで金持ち減税と企業減税をたびたび行った結果、税収は18兆円減収、激減しております。この20年間で、所得税は最高税率が75%から37%、住民税も13段階から1段階へ引き下げられました。こういったことが、国の税収を大きく減らしてきたと。

おまけに、企業の内部留保は136兆円から現在387兆円、3倍もふえております。

さらに、日米構造協定で、1990年に10年間に430兆円の公共投資を約束させられていましたが、現在では、630兆円の金額というふうに変えられ、地方自治体も巻き込んで、そのための借金をしてきて、今日の財政危機がきていると言われております。266兆円の長期国債が862兆円と、今では1,000兆を超えております。

こういう状況を打破するためには、お金持ちから、払える人から税金を取ると、企業も減税はしないで、税収を取るということをすれば、消費税の13兆円どころか23兆円ぐらいの増収ができるということが言われております。ですから、もっと日本の企業であり、日本のお金持ちであれば、日本社会に責任を持っていただくと、こういうことを我々は主張すべきではないかと、このごろ考えております。

それでは、質問の次第に入っていきますが、順序がきのうも空き家の問題で質問がございましたので、2番目の福祉、障害者の問題の対策についてから、入ってきたいということでありませう。

福祉作業所の開設に伴い、そこに働く障害者は今、何を生産しているのかということで、2006年に国連で障害者権利条約が採択されて以来、国内でも2007年で、千葉県で初めて障害者差別禁止条例が制定され、現在4道県、1政令市で障害者差別禁止条例が施行されてきて、鹿児島県内でも運動が広がりつつあります。現在の日本経済の状況の中にあって、多くの事業所が単価の安い下請に頼らざるを得ない状況で、小規模で技術を育て生かす十分な設備を持たず、独自の事業を生み出しにくいという状況もありますし、受注量にも波があって、収入も不安定になりがちであるということが言われておりますが、枕崎の福祉作業所は、現在どのようなものをつくっているのか、そして、それは事業としてどういう状況になっているのか、まず、お伺いしたいと思います。

[神園征市長 登壇]

○**神園征市長** 質問の順番に従って、市長答弁を用意しておりましたが、いきなり外されたので、本来は課長が答弁することになっておりました部分を私のほうから、読んでお答えしたいと思います。

第一、最初の質問に市長が答えなきゃいかんというのは何か決まりがあるのかといたら、そ

ういうのはありませんということなので、最初から課長に答弁してもらってもいいのですが、立った以上は何かしゃべらんことにはですね。

平成24年4月1日に平田町に開設した枕崎福祉作業所では、現在、10人の障害者たちが働いております。主な仕事として、シイタケの帆の先、いしづきと言うんだそうですが、それを切る作業、カツオパックの箱折りなどの軽作業、資源ごみの回収などを行っておるようであります。

○佐藤祐司福祉課長 今回の市長の答弁にちょっとつけ加える意味で説明を申し上げたいと思います。

福祉作業所の開所時間は、月曜日から金曜日の平日午前8時30分から午後3時30分まででございます。そのうち通常の作業時間というのは、午前中が9時から12時までの3時間。午後が1時から3時までの2時間の計5時間の時間となっております。

利用者の就業時間につきましては、利用者が障害者、主に知的障害者ということもあり、一般の健常者と比べて作業能力・集中力を勘案しますと、一般の就業時間も8時間労働と同等に作業させるのは困難であるという状況によるものでございます。この5時間で3人の職員がつきっきりで作業を行いまして、サポートが必要であるということでした。

事業収益の状況なんですが、23年度の状況を申しますと、先ほど市長が申しあげましたシイタケの軸切り作業がメインの収入でございまして、大体70万近くの収益がございまして、そのあとカツオパックの箱折り、これが28万程度。合計しますと、106万程度の収益が23年度であるようでございます。以上です。

○4番今門求議員 障害者の作業所でございますので、一般の企業事業所の労働者の作業とは、同じような見方をしたらいかんというふうに思います。

次の質問ですが、障害者の自立が目的となっているんですが、障害者の賃金はどうかしているかということで、県は障害者の生活向上や自立促進を目的に、2007年工賃倍増計画を策定し、2007年当時、平均1万2,000円だった最低賃金法が適用されない事業所の1カ月平均工賃を、5年間で2万5,000円以上に引き上げる目標を掲げました。これは障害基礎年金2級の月額約6万6,000円との合計が、県内市町村別の生活保護費の平均9万円以上になるような金額の設定ということでもあります。

しかし、この工賃倍増計画の対象となる124事業所の10年度の平均工賃は1万3,355円で、最賃法が適用される福祉工場などを含めると、136事業所で平均工賃は1万7,625円で、目標額をクリアしているのは、わずかに16事業所にとどまっているということでございます。

そこで、枕崎の福祉作業所で働く障害者の方々の賃金実態はどうか、お伺いします。

○佐藤祐司福祉課長 賃金の状況ですが、一人ひと月一律5,000円で、月10日を下回ったら、1日200円で計算することとしているようでございます。また、夏季・冬季に各5,000円のボーナスもあると聞いております。なお、ひと月一律1,000円の施設利用料を徴収するために、収入額としましては、ひと月当たり4,000円となるようでございます。

先ほど質問者にもございました県の工賃倍増計画によりますと、5,000円以上1万円未満の事業所というのが35%、1万円以上1万5,000円未満の事業所が30%となっているようでございます。工賃額が上位にある事業所といいますのは、やはり、農畜産業、食料品製造、クリーニング等とございまして、取引先・販路を確保しているものが多いということでございます。枕崎の福祉作業所みたいに軽作業というのが主でございますと、このような金額になるものと考えております。

○4番今門求議員 県の目指すものからしたら、まあ非常に遠いなあという気がするんですが、業種も限られてくるでしょうし、そういった意味では、そんなにお金上がるような要素は、ないだろうと思います。その上、福祉作業所は開設して間もないということもございます。少し長

い目で見ると必要はあると思うんですけど、障害者の自立支援、自立を目指すということであれば、ただ、工賃が1円高ければいいという話ではないと思うんです。

福祉作業所の運営と、障害者の自立が確保できるような、やっぱり福祉制度であるわけですので、行政も市民の方々も何かそういったものに協力できるような、体制といったようなものはとられているのか、伺います。

○佐藤祐司福祉課長 福祉作業所の目的と申しますのは、在宅の障害者に対しまして、通所によりまして作業の活動を提供することによって、社会的孤立感の解消ですとか、心身機能の維持向上を図り、その家族の身体的・精神的な負担の軽減を図るとともに、在宅の障害者に対する自立心を養い、社会生活への参加を図ることによって、障害者福祉施策を推進するというところにあるわけでございます。

利用者の賃金は、先ほど申しましたように軽作業が主でありまして、ひと月当たり5,000円程度のものでございますけど、自分でお金を稼ぐ喜びというのは何事にもかえがたいものがございます。これだけで経済的自立につながるものではございませんけど、先ほど申しました社会的孤立感の解消ですとか、家族の負担軽減、障害者自身の自立心を養うことなどのために、今後も続けていくことが必要であると考えておりますし、そのような機会の提供というのを行政も一体となって考えていかなければならないと考えております。

○4番今門求議員 まあ、一つの作業所でいろいろなことを、いろんな業種をこういったやれる作業も、仕事もあるよというようなことは、なかなか難しいというか、アンテナが狭いんじゃないかと思っておりますので、行政並びに市民の方々も一緒になって考えていくといったような体制をぜひ、つくれるものならつくってもらいたいと、こういうふうに思います。そういうことについては、今後、考えるようなことはないですか。

○佐藤祐司福祉課長 今、申し上げましたとおり、そのような仕事の中身につきまして行政も一体となって考えていきたいということでございます。

○4番今門求議員 次の質問ですが、公共団体における障害者雇用率は、法定雇用率を達成しているかということで、障害者雇用促進法で定めた障害者の雇用の割合は、民間、国、地方公共団体は、それぞれ雇用の割合に相当する人数の障害者雇用が義務づけられているわけですが、民間の事業所は、56人以上で1.8%ということになっております。公共団体で、2.0%以上というふうに記憶してはるんですが、まあ、2.2になったのか、その辺はよくわかりませんが、実際の法定雇用率は達成されているのでしょうか。

○永留秀一総務課長 障害者雇用法に基づいて地方公共団体に義務づけられている障害者の法定雇用率は、2.1%となっております。

毎年、鹿児島労働局に障害者の雇用状況報告しておりますが、平成28年度の……、ごめんなさい、平成23年度の本市行政機関での障害者雇用率は1.79%となっております。雇用率では、法定雇用率を下回っておりますが、障害者を雇用すべき人数としては、5人以上となっております。5人相当の障害者雇用している現状がありますので、雇用すべき人数としては、基準を満たしているところであります。

○4番今門求議員 雇用率ではなくて、雇用率と雇用者数という基準があるわけですかね、確認します。

○永留秀一総務課長 法定雇用率が2.1%となっております。まず、これをクリアするのが求められるわけですが、人数を雇用すべき人数として計算する算式がありまして、本市の場合、23年度が職員数279人に対しまして法定雇用率2.1%をかけたときに障害者の雇用者数としては5.86人となります。しかし、小数点以下は切り捨ててよいということですので、実際に5人の障害者を雇用していれば、問題はないというふうに鹿児島労働局からは、言われておりますので、法定雇用率は下回っておりますが、障害者の雇用人数としては5人ということで、人数は基準を

満たしているということでもあります。

○4番今門求議員 鹿児島県で問題になっているのは、県教委ですよ。2011年末時点で実雇用率は1.45%というようなことになって、過去4回の適正な実施の勧告を受けているという状況というふうに聞いておるんですが、なぜ、教委のほうが進んでいないのか、状況がわかれば教えてもらいたいと思います。

○永留秀一総務課長 私どもも新聞情報しか知り得ていないんですが、県の教育委員会の場合は地方公共団体2.1%の雇用率なんです、県の教育委員会は2.0%の雇用率となっているようです。新聞情報によりますと、2007年、2009年、2010年、2011年の4回、厚生労働省からの勧告があったということで、この法定雇用率を下回った場合には障害者雇用の採用計画を義務づけられているということを知っておりまして、その採用計画が実施されなかったということで勧告を受けているということを知っております。理由、なぜ障害者雇用ができなかったのか、内容についてはちょっと、わかりかねるところであります。

○4番今門求議員 経済の状況が悪いと、やっぱり弱者へしわ寄せが来るというのが、常に、世の常だというふうに思います。しかし、我々、共生社会を発展させようということで今日来ておりますので、ぜひ、法定雇用を守っていただくように要望をしておきます。

次に、空き家の問題対策についていきますが、市内における空き家の現状をどう把握しているのかというようなことでしたが、きのうからも既に具体的数字も出ております。全国的な動きとして総務省の調査によると、2008年の全国の空き家数は757万戸、これは、賃貸住宅の空き室や別荘なども含むものでございますので、私どもが問題にしている空き家の数とは少し違うと思います。しかし、世の中の流れを見ると、この10年間に180万戸増加しているといった数字が出ております。

過疎化が進む中であって、親が亡くなった後、子供がその家を引き継ぐということは、本当に少なくなりましたが、もう町の中にあっても、子供が親の家を継ぐということはかなり減っているケースが多くて、空き家となっているケースが多くなっております。私の集落においても、20戸ほどの空き家が私が数えてみたんですが、あるようです。その数は、ふえることはあっても、今後減ることはございません。そういう深刻な状況にあります。

昨日の質問の中で、1,890戸ということで判明をいたしました。私どもが問題にしている、管理をしていない危険住宅、今にも崩れそうなシロアリに食われたようなもの、荒れ放題の屋敷、こういったものを問題にしているんですが、やっぱり現状というか、もうきのうからもあったのですが、ぜひ、ここの問題意識、どういうふうにされているか、再度伺っておきます。

○神園信二企画調整課長 ただいま議員からございましたとおり、危険空き家の戸数・状況というところにつきましては、私たち職員もあちこち通りかかったたびに、あそこは危険だなというようなところは目にしておりますけれども、その実態の数、各公民館、大きな通り、細い通り、大きな通り沿いであれば私どもも気がつきますが、まだ細い通りをずっと集落の中まで入って調査をしたと、どういう状況で何戸あるのかということ、しっかりとした数字を把握したことはございませんので、今後、各公民館にお願いをいたしまして、その状況の把握、現状の戸数の把握、状況の把握を行いたいということで考えております。

○4番今門求議員 2番目の質問ですが、空き家の存在による事件・事故の発生件数はどうなっているかということで、空き家による事件も後を絶っておりません。先日、私の近くの空き家で、これは立派な家なんです、親がなくなって子供さんたちがそれぞれ仕事で家に住めないというような家なんです、たまたま子供さんが用事で帰って来られて家に入ったら、見知らぬ人が家にいたというようなことで大騒ぎになりました。空き家をめぐる事件は、ほかにも放火とか、もともと青少年のたまり場になっているとか、そういう事件が後を絶たないわけですが、不審者が居座っていたようで、本当にびっくりするようなことでございます。そういう事件が枕崎警察署

管内ではどれぐらい起きているものか、把握していただきたいと思います。

○永留秀一総務課長 枕崎警察署に問い合わせをいたしましたところ、議員が言われた山口集落内の不審者が入り込んでいたという、そういう事件も含めまして、警察に届けがあって出動した件数が昨年で3件あったということであります。

○4番今門求議員 空き家が私の家の周りもどンドンふえて、電気がついていたりすると、ちょっとどうかしているんじゃないかということで、気はつけているんですが、そういう状況に現在なっております。ですから、その辺も、やっぱり集落とか、公民館ですね。そういった人たちに呼びかけて、警戒をすとかですね、そういうこと……、活動も、大事なんじゃないかなという気がしてなりません。

次の質問に移らせていただきますが、全国では、空き家条例によって適正な管理を促して生活環境を守ることが進められておりますが、本市はどのように考えていますかということで、国交省は今年1月に東日本大震災で被害の大きかった岩手、宮城、福島3県と、各県内13市町村を除く全国44都道府県1,615市町村を対象にアンケート調査を実施し、4月1日時点の空き家条例の施行状況を調べました。これによると、22都道府県の54自治体で空き家条例が施行されているとなっております。このうち46自治体が撤去や改善を求めるため法的権限に基づく勧告を設け、31自治体ではより権限の強い命令を規定しているということです。

これまでは空き家対策として、景観保全や環境美化という点から対策がとられてきたと思うんですが、今日的には生活環境における安全性、さらには火災や事件の温床となりやすいという面を考えると、枕崎市も具体的な対策が必要となっていると思います。これも市長がさっきの答弁の中で、条例化を考えていると、そういう答弁をされておりますので、それは受けとめますが、条例にも所有者に対して、指導・助言を行う段階から、行政代執行までさまざまな段階を持っていると思います。枕崎市はどれぐらいの位置取りをと考えていらっしゃるのか、伺います。

○神園征市長 各自治体をちょっと調査してみますと、今おっしゃるように、いろんな段階、助言に始まってですね、勧告あるいは命令と、そして、それに伴って実際によっては解体費の一部補助とか、あるいはその代執行した場合の費用をどうするかとか、そういった細かいところまで組んでいるところもあります。まずはその抑止力としてですね、空き家をほうっておかないようにと、それぞれが責任を持って考えてくださいといった意味での抑止力としての条例、最初はそれでもいいんじゃないかと私は思っております。その後、今言ったような費用を伴う問題等はですね、考えていかなければならない問題ではないかと。とりあえずはその抑止力に期待して、その程度の条例でもいいんじゃないかと思っております。できるだけ早く条例化できればいいと、こう思っているわけでありませぬ。

○4番今門求議員 市長が答弁された指導・助言の範囲のものでもいいということで、要は、指導・助言に終わらせないことが大事でございますので、指導・助言は受けたが、何のこともなかったということではどうにもなりませんので、全国的には指導・助言の範囲でつくっても、名前を公表したりして、すごく成果が上がったといったようなことも出ているようでございます。ぜひ指導・助言ではなくて、処分・処理・管理をきちっとやっていただくといったようなことまでできないと意味がないと思いますので、その辺は条例作成の際、十分考慮していただきたいとお願いしておきます。

○神園征市長 本来ですね、その空き家の管理につきましては、これは所有者の責任でもって管理をすれば、それが原則であろうと思います。もちろん私が言っているのは指導・助言だけではなくてですね、勧告等もそこまでは行っていいだろう、ただ費用を補助してくれとか、いきなり代執行をした場合にですね、代執行をした費用はすべて行政で持てと、そういったふうに行くのはいきなりは難しいんじゃないかと、こう思っております。今おっしゃるように、全国では勧告等も聞かない場合には、持ち主の氏名とかですね、そういったものも公表するところもあるよ

うですので、その辺は今後の研究課題だと思っております。

○4番今門求議員 次に、老朽化した空き家の解体費用の一部を補助する制度は考えられないかと、いうことでございます。今、市長が一部答弁していただきましたので、ちょっと質問しにくいんですが、空き家といっても所有者のさまざまな事情で放置されている場合が多いと思います。

一つは枕崎に不在で状況のわからない方、あんまりいないと思うんですが、そういう方もいらっしゃるんじゃないかと。費用負担の面から放置されているそういったものもあると、いろいろな場合があるというふうに思います。

全国的に今、発言をしましたように、法的権限に基づく勧告、命令に従えない場合の罰則、あるいは最終的には空き家を強制撤去する行政代執行、こういうところまでいろいろあるようです。枕崎においては究極のところまでいかななくても、市長が今、答弁されましたように、指導・助言・勧告、そういった段階で、管理者がやっていただくということは基本ですが、危険な家屋を所有者が自主的に解体できるような支援制度というものができないのかと、そういったものもあってもいいんじゃないと。ただ、私的所有権の問題等がありますので、なかなか難しいとは思いますが、そういったものは、考えられないか、伺います。

○神園信二企画調整課長 先ほど市長もお答えしましたとおり、本来、所有者個人の責任と負担で解体することが原則であるということはおもう変わらぬところでございます。ただ、周辺住民の安心・安全の確保のためには、そういう検討も必要であろうかというふうには考えますが、本市の財政事情をよく考慮しながら、今後、条例案の検討とあわせて調査をしてみたいというふうに考えております。

○4番今門求議員 そういう一部を助成するような制度があれば、我々も、営業に力を入れるんだがなあという一業者の方の話もあったもんですから、そういう制度があれば少しくまいくのかなという気もしたもんで聞きましたが、そこは非常に研究するところだということは私も理解しております。ぜひ、空き家対策が前進するようにお願いをして、次の質問に移ります。

次に、農業問題対策でございますが、かごしまブランドが指定され20年が経過をし、指定産地は高齢化と後継者不足でいろいろ問題を抱えているようですが、この指定地域についての見直しは検討されていないのかということで、1991年、ブランド第1号に加世田カボチャというのが指定をされました。当初370人から380人ぐらいの耕作者がいたそうですが、現在130人に減っているそうです。栽培面積も減少の一途をたどっているということで、大消費地の市場ニーズにこたえるため、定時・定量・定質を掲げて市場に出荷された共販額が一定基準を満たすことが指定要件とされてきました。

ところが、2010年の農業センサスでは、県内の農業従事者の平均年齢は65.7歳、枕崎で59.何歳という答弁でございましたけれども。というような状況でございまして、さらには、農産物が市場経由をする割合も相当下落しているという状況にあります。そこで、県は指定基準を一部変更をし、複数の産地がある場合は県域を指定しようと。そして5年間を指定して、そのうち3年連続で基準を下回れば指定を解除するというようなことで、いろいろ動きがあるようですが、枕崎は指定産地といった産地にはなっておりませんが、指定産物をつくっているようでございますので、その辺の動きはどうなってるのか伺います。

○真茅学農政課長 本市において現在、鹿児島ブランドの産地指定を受けている品目は、カボチャ、タンカン、ハウスキンカン、黒豚、黒牛の5品目となっております。

指定地域の見直し等については、現在、検討されておりましたが、産地指定の基本的な考え方につきましては、1番目が安心・安全で品質がすぐれており、計画的に生産出荷され、市場から高い評価を受けており、県内他産地のモデルとなる産地であること。2番目が、産地の指定範囲は原則として農協単位とすること。3番目が、一定の農協共販実績があること、こういうのが基本的な考えになっているところでございます。

ブランド産地が抱えている問題につきましては、加世田カボチャもそうでございますけれども、高齢化や後継者不足により面積が減少し、指定基準となっている共販額を確保できないというのが問題になっているところでございます。複数の産地で県域での指定ということのもありましたけど、本市において現在、そのような検討はされてないところでございます。

○4番今門求議員 枕崎も5品目あるということでございますが、その辺が私ちょっと認識不足でございました。

2番目の質問でございますが、枕崎でもカボチャ、ソラマメ栽培が盛んですけれども、面積的にも量的にも指定されるということは、枕崎では難しいんでしょうけど、カボチャはまあまあ加世田カボチャということで指定されているのかどうかわかりませんが、そういったものが、どの指定産地も先細り状況、指定したときが最高値で、どんどんどんどん右肩下がりという状況がどこでも言われております。こういう状況を考えますと、指定産地を見直して県域のブランド地域とか、もっと違った区域で、大きさを指定したほうが枕崎の農家も有利販売ができるんじゃないかと思われるんですが、そういうことについては、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○真茅学農政課長 ブランド産地の指定基準を本市の主要野菜について、農協共販額で申しますと、ニンジンで7億円以上、実エンドウで3億円以上、ソラマメで3億円以上の産地となっているのに対し、平成22年度の農協共販実績は、ニンジンで1億8,500万、実エンドウで5,600万、ソラマメで9,900万となっており、指定基準を大きく下回っている現状にあります。

こういうことで、現時点でこれらの作物について指定産地を検討する段階にはないと考えておりますけど、ただ実エンドウ、ソラマメにつきましては、県内の産地として指宿地域、出水地域がございまして、それらの地域はそれぞれの産地で指定産地を受けている状況でございまして、県域で、それらを検討するのは難しいんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○4番今門求議員 せっかくつくったものが有利に販売できる体制があれば、そういう体制をつくっていくべきではないかということで質問をしたわけですが、枕崎はもっとももっといろんな作物を独自につくり上げていくという気風がございまして、まあそういった意味では営農には、たけた地域なのかなという気もします。私の知り合いの元県議がいつも私に言っているのは、枕崎はカツオだけではないよな、農業生産もすごいよな、といつも言っておりましたので、ぜひ、少しでも有利な販売ができる体制があれば、今後、考えていただきたいと思っております。

3番目ですが、県は環境に優しい総合的病虫害雑草管理、IPMと言うそうですが、の普及を図り、日本一のIPM先進地を目指すとしているんですが、枕崎ではどのような取り組みが考えられるのかということで、化学農薬のかわりに天敵昆虫を活用するなど、環境に優しい総合的病虫害雑草管理の普及を県は2022年度から全国的に技術が確立していない露地野菜を中心に適切な方法を探って、将来的には50品目の実践マニュアルをつくって、日本一のIPMを目指すとしています。これまで施設野菜が多く取り組まれているということですが、IPMが普及すれば農薬散布の労力軽減、作業時間の短縮といったようなことまでできてくるだろうと言われておりますが、枕崎ではどのような取り組みということが考えられるんですか。

○真茅学農政課長 食の安心・安全が言われる中で、農薬使用量の低減化を進めることは重要であり、本市においても、茶、野菜、果樹などの作物で病虫害発生予察情報に伴う適期防除の実施や、天敵微生物の利用推進、緑肥作物の利用や茶の中刈り等による効率的防除の取り組みなどを進めております。

また、カンショや実エンドウ、ソラマメなど、マルチを利用した雑草管理なども積極的に進めているところでございます。

○4番今門求議員 我々が日常、目にする作業がそういったものに該当しているというふうにも考えられますし、これからいろんな技術が出てくるんでしょうけど、ぜひそういった方向で安

心・安全な作物をつくっていく方法を、あるいは方向性を確立をしていただきたいと思います。お願いします。

次に、最後の質問でございますが、交通安全対策についてです。

児童生徒の登下校時の列に車が突っ込む事故が相次いでおります。枕崎の通学路における安全対策はどのようになっているかということで、4月23日、京都府亀岡市の通学路で起きた事故では、小学生ら10人の列に無免許運転18歳の少年の軽乗用車が後ろから突っ込んで、小学校2年生の女の子と付き添いの母親が死亡しました。4月27日にも、バス停でバス待ちをしていた児童と保護者に同じ時間帯で愛知県岡崎市でも、横断歩道を渡っていた小学生の列に軽ワゴン車が突っ込むという痛ましい事故が相次ぎました。原因はいずれも、若者がぼうっとした状態で運転していたもので、運転手に注意を促し、減速する手だてを講じる以外にないということは事故でわかるんですが、枕崎において、学校ではどのような交通安全対策というか、それに対する指導というものをやっているのか伺います。

○久保等保健体育課長 本市における通学路の交通安全対策については、各学校が独自に依頼しているスクールガードや防犯ボランティア、または、市内各防犯パトロール隊や、保護者の協力を得て登下校中の見守り活動を実施しております。また、本市においては、スクールガードリーダーを一人委嘱し、市内5小学校を定期的に通学路の点検を初め、児童・生徒の安全確認と巡回パトロールをしているところです。さらには、毎月15日を子供安全の日として設定し、市教育委員会独自の巡回パトロールを展開しております。今後とも学校、保護者、地域、関係機関が連携し、子供の通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○4番今門求議員 市内で通学路に歩道が設置されていない車道と歩道の区別がない箇所というのは、通学路指定であるんですか。

○久保等保健体育課長 通学路におきましては、各学校独自で通学の設定をいたしておりますので、すべてを把握はしておりませんが、今後、先日も答弁いたしました。8月末までに各学校を再度通学路の点検をいたしまして、道路管理者、警察等含めた合同点検を今後、行う予定でございます。

○4番今門求議員 車道と歩道の区別のない狭い道路は、桜山地区ではあちこちあるように思います。そういうところで起きたこの前の事故だったと思うんですが、あそこは白線を引いて歩道帯もつくってあったわけですが、一般の農道みたいな市道というか、狭い道路ではそういうところでないところもあります。そういったところが一番危険だと。

我々も運転をしていて登下校の子供たちが歩いていると、やっぱり速度を落として、気をつけて運転をしているわけですが、そういうところの速度規制みたいな注意みたいなものをつくる必要もあるのではないかなという気がしてなりません。ぜひ、子供たちの安全な登下校ができるように、対策をお願いして私の一般質問を終わっていきたいと思います。

○依積田義信議長 これをもって、一般質問を終結いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時25分 散会

本 会 議 第 5 日

(平成24年6月21日)

平成24年枕崎市議会第4回定例会

議事日程（第5号）

平成24年6月21日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	請1	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出を求める請願	総文
2	77	枕崎市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について	産厚
3	76	平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）	予特
4	78	少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書	
5		継続調査申し出について	
6		議員派遣について	
7		枕崎市土地開発公社等の経営状況を説明する書類について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第5号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 俵積田 義 信 議員
3 番 豊 留 榮 子 議員
5 番 清 水 和 弘 議員
7 番 禰 占 通 男 議員
9 番 沢 口 光 広 議員
11番 吉 松 幸 夫 議員
13番 中 原 重 信 議員

2 番 立 石 幸 徳 議員
4 番 今 門 求 議員
6 番 茅 野 勲 議員
8 番 城 森 史 明 議員
10番 島 野 宏 之 議員
12番 沖 園 強 議員
14番 吉 嶺 周 作 議員
16番 新屋敷 幸 隆 議員

1 本日の欠席議員次のとおり

15番 牧 信 利 議員

1 本日の書記次のとおり

久木田 敏 事務局長
山 口 美津哉 書記
宮 崎 元 気 書記

俵積田 光 昭 書記
平 田 寿 一 書記

1 地方自治法第121条の規定による出席者次のとおり

神 園 征 市長
永 留 秀 一 総務課長
南 田 敏 朗 水産商工課長
本 田 親 行 財政課長
俵積田 清 文 建設課長
白 澤 芳 輝 健康課長
迫 野 豪 水道課長
園 田 勝 美 市立病院副管理者兼事務長
福 元 新 財政課参事兼財産管理係長
天 達 章 吾 市民生活課参事
山 口 英 夫 教育長
日 高 孝 学校教育課長
末 永 俊 英 文化課長
田野尻 武 志 監査委員
児 玉 義 孝 選管事務局長
東中川 徹 行政係長

地頭所 恵 副市長
神 園 信 二 企画調整課長
岩 廣 和 憲 市民生活課長
佐 藤 祐 司 福祉課長
真 茅 学 農政課長
山 口 英 雄 税務課長
俵積田 寿 博 下水道課長
瀬戸口 修 農委事務局長兼農振係長
下 山 忠 志 水産商工課参事
神 山 芳 文 市立病院事務次長
三 島 洋 台 教育委員会総務課長
上 園 信 一 生涯学習課長
久 保 等 保健体育課長
橋之口 寛 監査委員事務局長
竈 原 均 会計管理者兼会計課長

午前9時29分 開議

○**依積田義信議長** 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してありますので、御承知おき願います。

まず、日程第1号を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[今門求総務文教委員長 登壇]

○**今門求総務文教委員長** おはようございます。総務文教委員長の報告を行います。

ただいま議題となりました日程第1号少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の提出を求める請願について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本件は、鹿児島市春山町1799の15、福永昭彦氏から今門求議員を紹介議員として提出されたものです。

請願内容は、学級規模をOECD諸国並みの30人以下学級とすることや、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること。また、教育の機会均等を保障するため、複式学級の編成基準を見直すことを求めるものです。

本件については、全会一致で採択すべきものと決定し、意見書については、総務文教委員の連名で、本会議に提出することに決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決をいたします。お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択と決定いたしました。

次に、日程第2号を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[茅野勲産業厚生委員長 登壇]

○**茅野勲産業厚生委員長** 産業厚生委員長報告を行います。

ただいま議題となりました日程第2号枕崎市印鑑条例等の一部を改正する条例の制定について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ報告いたします。

本条例は、平成24年7月9日に施行される住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止により、外国人住民についても、住民基本台帳に記録されることとなったことに伴い、関係条例の条文の整理をしようとするものであります。

現在、9名の外国人の方が印鑑登録をしているとのことであります。また第3条に関し、はりきゅう施術料は外国人の場合、住民登録をしておれば助成があるとのことでありますが、現在では助成の対象者はいないとのことであります。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号を議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[城森史明予算特別委員長 登壇]

○城森史明予算特別委員長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会の報告を行います。

ただいま議題となりました日程第3号、平成24年枕崎市一般会計補正予算（第2号）について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に城森史明、副委員長に今門求委員を選任いたしました。

審査の過程における当局説明及び各委員から出された意見要望については、お手元に配付してありますので、御参照願います。

委員長報告では、主な点のみ申し上げます。

今回の歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ960万円を追加し、予算総額を96億1,610万円にしようとするもので、当初予算に対して0.1%の伸びとなります。

補正予算の主なものは、一般職人件費、地方税電子申告導入等経費、人・農地プラン作成事業、資源リサイクル畜産環境整備事業、コミュニティ助成事業補助などありますが、補正財源については、諸収入2,128万9,000円、県支出金115万8,000円、国庫支出金90万円の増、繰越金1,374万7,000円の減で措置したとのことであります。

まず総務費中、地方税電子申告に関する審議を行いました。地方財政の電子申告というのは、申告手続を自宅やオフィスなどからインターネットを通じて行うものであります。

導入の背景については、第1に大手の事業所においては、平成26年度から電子申告が義務づけられること。第2に、南九州税理士会から電子申告の要望があること。第3に、県内の43市町村の中で、平成24年度末で36市町村が導入済みとなるとのことであります。

導入の効果としては、事務作業の軽減及び経費の削減等が考えられるが、具体的にどれくらいの額が削減できるかについては、はっきりしないとのことであります。

これに対し委員からは、一般企業の場合、設備投資する場合は必ず効率化や経費節減をうたって取り組むことから、本市も経費節減を念頭に置いて取り組んでもらいたいとの要望がありました。

次に衛生費中、南薩地区衛生管理組合に関連し審議を行いました。内鍋清掃センターと川辺清掃センターの改修工事の契約がなぜ随意契約になっているかただしましたところ、当局としては、プラントメーカーが焼却炉を動かしながら工事を行う関係で随意契約をしたということで承知しているということでもあります。

次に農林水産業費中、資源リサイクル畜産環境整備事業に関する審議を行いました。資源リサイクル畜産環境整備事業は、県の地域振興公社が実施するもので、対象は基盤整備となります。

今回、有限会社田畑ファームの堆肥発酵処理施設の設置及び堆肥運搬機械の購入事業費4,001万8,000円の事業に対し実施されるものです。堆肥発酵処理施設は縦型密閉式であり、悪臭の低減化が期待できるものであります。

委員からは、資源リサイクル畜産環境整備事業導入の周辺地域は、多くの工場あるいはその農業をされる方も従前から悪臭に悩まされており、苦情もこれまで相当あったと思う。本市自体の負担は発生しないが、このような補助事業を取り入れるに当たって、まだその実績の方向性がはっきりと確認されていない事項が多数見受けられるので、事業導入後、全然、従前と悪臭対策が変わらないということがないように、取り組んでいかれたらといった要望がありました。

次に、消防費中、消防の広域化に関連し審議を行いました。南薩地区消防組合としては、南九州市が抜けた場合は残った2市がどういう体制とするのかがいいか、両市で十分議論した上で対応を判断していくとのことでありました。

委員からは、本市の目指すべき消防体制について、市議会に対しても口頭説明ではなく、資料を出して明確な説明がほしいとの要望がありました。

本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○**依積田義信議長** ただいまの報告に対し、質疑はありますか。

質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。お諮りいたします。

日程第3号は、委員長報告のとおり、決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4号を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

今門議員。

[今門求議員 登壇]

○**4番今門求議員** 読み上げて、御提案申し上げます。

少人数学級の推進など定数改善、義務教育費国庫負担制度の2分の1復元に係る意見書。

35人以下学級について、昨年、義務標準法が改正され、小学校1学年の基礎定数化が図られたものの、今年度小学校2学年については、加配措置にとどまっている。

日本はOECD諸国に比べ、1学級当たりの児童・生徒数や、教員1人当たりの児童・生徒数が多くなっている。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学校規模を引き下げる必要がある。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数のあり方に関する国民からの意見募集」では、約6割が「小中・高校の望ましい学級規模」として26人から30人を上げている。このように、保護者も30人以下学級を望んでいることは明らかである。

また、鹿児島県においては、2学年の子供が1つの教室で学ぶ複式学級も多く、単式学級で学ぶ子供たちと比較したとき、教育の機会均等が保障されているとは言えない。これは、子供の教育の機会均等と学びの保障の観点から、極めて重要な課題である。30人学級の実現により、複式学級の編制基準も見直され、より行き届いた教育の保障につながることを期待される。社会状況の変化により、学校は一人一人の子供に対するきめ細かな対応が必要となっている。また、新しい学習指導要領が本格的に始まり、授業時数や指導内容が増加している。日本語指導など特別な指導支援を必要とする子供たちの増加や障害のある児童・生徒の対応等が課題となっている。不登校、いじめ等、生徒指導の課題も深刻化している。

こうしたことから、学級規模縮減以外のさまざまな定数改善も必要である。子供たちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請である。

しかし、教育予算において、GDPに占める教育費の割合はOECD加盟国(28カ国)の中で、日本は最下位となっている。

また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合は2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇用者の増大などに見られるように、教育条件格差も生じている。将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。未来への先行投資として、子供や若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創

出から雇用・就業の拡大につなげる必要がある。

こうした観点から、政府予算編成において、下記事項の実現について、強く要請する。1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模は、OECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため、30人以下学級とすること。2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の国庫負担割合を2分の1に復元すること。3、全国どこにいても教育の機会均等を保障するため、複式学級の編制基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成24年6月21日、鹿児島県枕崎市議会。

○依積田義信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用して、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書きを適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論のある方の挙手を求めます。

討論なしと認めます。

これから採決いたします。

お諮りいたします。

日程第4号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

なお、ただいま可決されました意見書の事後の取り扱いについては、議長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第5号を議題といたします。

お諮りいたします。

総務文教、産業厚生各常任委員長から、お手元に配付のとおり、所管事務の継続審査の申し出がありましたが、それぞれ申し出のとおり、決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○依積田義信議長 御異議なしと認めます。

よって、それぞれ申し出のとおり決定いたしました。

次に、日程第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第118条の規定を適用して、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第7号について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、市長から提出されました枕崎市土地開発公社、財団法人南薩地域地場産業振興センター、財団法人枕崎市水産センター、株式会社枕崎市お魚センター、南薩エアポート株式会社の経営状況を説明する書類を受理し、あらかじめ配付いたしてありますので、御了承願います。

これから質疑を行います。回数は3回とし、簡潔にお願いいたします。

枕崎市土地開発公社、ほか4件のそれぞれの経営状況を説明する書類について、質疑はありませんか。

○**2番立石幸徳議員** 私は、土地開発公社のですね、関係で質疑をさせていただきますが、回数3回ということですので、答弁漏れにつきましては、回数に含めないようお願いしておきたいと思います。

まず最初に、県内におきましてですね、鹿児島県内におきまして、近年この土地開発公社を解散されたところは何市に上るのかですね。この点をどういうふうに、把握されているのか教えていただきたいと思います。

それから次に、決算書等の係数の数字の確認を最初にさせていただきますが、まず、支出の関係で、平成22年度まではおおよそ支払い利息等が800万から900万というような、年間、多額の支払い利息がですね、23年度の支払い利息387万ぐらいになっています。非常に喜ばしいといひましようか、利息が半減ぐらいしているんですが、この原因といひましようか、どうやってこういった結果が出たのかですね、説明をいただきたいと思います。

それから公租公課の関係で、平成22年度までは7万1,000円の公租公課が、23年度に27万9,800円。おおよそ20万ぐらい、公租公課が23年度ふえていますが、この原因は何なのかですね。

そして、22年度から千代田町保有地を貸付事業収益ということで108万9,967円ですが、これはどういった事情で、まあ、本来なら22年度決算について、お尋ねをすべきだったんですが、22年度決算書には、この108万9,000円何がしかは、臨空工業団地の貸し付けという決算書明細が出ていたんですね。で、これが23年度の決算明細書は、千代田町保有地の貸付事業、この事情も説明いただきたいと思います。

それから23年度決算はですね、全体的に108万5,610円の利益を生じましたと、決算書の1ページに書いてございますが、その決算の結果を見ますと、千代田町保有地の貸し付けが108万9,967円ですから、この千代田町の貸し付けがなかったとすれば、公社決算は赤字になるということになっていくんですかね。

それとその開発公社が千代田町保有地を確保したのが平成7年からということですが、なぜその平成22年度から貸し付けという状況になってきたのか、先ほどもちょっと触れましたけどね。

それとその1033.88平米、この貸し付けの単価はどういうかたちで積算されているんですかね。周辺地域の地代といひましようか、貸付料と比較して、この貸付地代は適正なものなのかどうか。以上、とりあえずお尋ねをさせていただきます。

○**福元新財政課参事** まず1点の県内において解散した市は何市あるかということで、現在19市県内にあるわけですが、その中において1つ、奄美市は財団法人ですので、その奄美市については除いた18市のうち、現在、土地開発公社がある市が15市でございます。

解散した、あるいは清算した市につきましては、鹿屋市が22年に解散しているようでございます。それから伊佐市と西之表市が以前、解散したと聞いております。

それから2番目の支払い利息が相当減ってきたが、という御質問ですが、その件につきましては、平成23年に中崎臨空工業団地を1万0,674平米を買い戻しによりまして、その約2億1,000万円だったんですが、その分が相当減りましたために支払い利息が相当減ったということでございます。（「すみません、ちょっと聞き取れない、マイクを使っていただけませんか」と言う者あり）支払い利息の減額につきましては、平成23年度に中崎工業団地1万0,674平米を、市が2億1,000万程度で買い戻していただいたために支払い利息が減となっております。

公課費につきましては、平成22年度までは法人市民税5万円と法人県民税の2万1,000円を計7万1,000円支出していましたが、23年度は22年度分に追加しまして、固定資産税20万8,800円を加えて支出しております。なお固定資産税につきましては、賦課基準が1月1日になっているために、23年度からの課税となっているところでございます。（「すみません、答弁漏れがあるといけないので、県民税は、もう1回言ってください。21万ですか」と言う者あり）法人市民税5万円、法人県民税2万1,000円、固定資産税20万8,800円です。

千代田町の保有地を貸し付けた理由としましては、平成21年8月に県の指導監査により、千代田町保有地を市が駐車場として無償で利用していることから、有償貸し付けまたは市の早期買い取りを指摘されたところです。このため、平成22年度から市から貸付料を徴収し、歳入として取り扱ったことにより、平成23年度の公租公課がふえたものでございます。

それから22年度の決算で、臨空工業団地の貸し付けということになっておりますが、それは千代田町の保有地の間違いでしたので訂正してお詫び申し上げます。

5番目の23年度決算書の5ページの、貸し付けなかったら……、千代田町の貸し付けを、保有地を貸付料を取らなかったら赤字になっていたかという質問につきましては、公社の収入としましては一応3つありまして、支払い利息、それから先ほども申し上げた千代田町の貸付料、それから昨年度は臨空工業団地を約2億1,000万で売却しましたので、その事務費0.5%を加算した金額が収入となっております、それを差し引きして、たまたま108万2,599円の利益になったということでございます。

6番目の千代田町をなぜ平成7年から借りているのに22年度からということにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、県の指導監査によるものでございます。それから、貸付料の算定につきましては、固定資産税の5%を乗じた金額を金額で貸付料として貸し付けしているんですけど、それにつきましては公有財産管理規則に基づいて、それを参考に貸し付けているところでございます。周辺との単価につきましては、比較しておりません。以上です。

○**俵積田義信議長** 参事、地代は適正であったかどうかという質問もあります。

○**2番立石幸徳議員** まずその、千代田町保有地を貸し付けるですね、その原因といいたまいますか、事情が県の指導監査、平成21年8月ですね、この県の指導監査というのは、どういうかたちでやられるんですかね。つまり、お尋ねしたいのは、平成7年から、今のような状況がずっと続いている。今のような状況というのは、その千代田町に開発公社が土地を保有してですよ、市職員を初め、市の駐車場というかたちになっていたんですよ。おおよそ15年ぐらいたってからですね、そういった指導監査というのがあったと、そういう状況なんですかね。その指導監査の状況をもう少し詳細に説明をいただきたいと思います。

それからもう1点、経費の関係では、支出のほうで委託料63万円が平成22年度から出てるんですよ。これは、きょう後もって全員協議会も開発公社関係で持たれるようですけど、訴訟関係の費用が22年度から63万円発生したと。22年度決算についても、この分お尋ね質疑しておりませんので、その点も明確にしていきたいと思います。

○**福元新財政課参事** 平成7年に依頼がありまして、なぜ平成21年度の指導監査で指摘を受け

たかといいますと、平成20年10月の29日付で鹿児島県の市町村課長より、使用済み及び未収金土地について（「ちょっと、聞こえないんですけど、もう少し……」と言う者あり）平成20年10月29日付の県の市町村課長からの通達によりまして、使用済み土地及び未収金土地につきましては、土地開発公社が取得した土地を設立団体が買い取ることなく供用開始することや、買い取り費用を長期にわたり、繰り延べることは不適切であるため、設立団体による買い取りに係る計画を作成した上で速やかにその改善を図るとの通達が来ていることにより、平成21年の8月の指導監査により指摘され、平成22年度から有償貸付となった経過でございます。

それから、平成23年度決算の委託料の63万円につきましては、片平山北地区造成工事に伴う裁判費用のことでありまして、23年度分は、第1回鹿児島地方裁判所への訴訟費用の着手料として、63万円支払っております。

すみません、今のは訂正します。22年度が今言われたように、第1回の鹿児島地方裁判所への着手料として63万円支払っております。23年度分につきましては、控訴になりましたので控訴手数料の、第二審の控訴裁判における着手料として、また63万円を計上したところでございます。

○2番立石幸徳議員 その千代田町保有地を貸し付けをした原因がですね、まだすっきり理解できないんですよ。今、経過としては、20年10月29日に県の市町村課長から通達 came と言うんですけども、その通達を出す根拠といたしましうか、どういう事情があってそういう通達が出てくるんですか。つまり、私が気にしているのはですよ、平成7年からもう、そういう状況が発生しているわけですよ。その当該地については。なのに、なぜその、そういった通達が出てきたから貸付料を取りましようかと、借地料ですね、公社のサイドから言えば。その辺がもうちょっと説明不足なので、詳しく説明をいただきたいと思っております。

それから、支払い利息の関連でですね、23年度、金利が半減したというのは非常に喜ばしいことなんですけれども、例の開発公社の健全化計画、この面が大きく私は働いていると思うんです。第2次の健全化計画も始まっていきますが、第2次の健全化計画が終了する時点においては、この支払利息等はどの程度を最終年度、見込んでいるんですか。つまり今、開発公社について言われているのは、健全化計画で自治体本体が買い上げてですね、確かに開発公社の保有地の塩漬け状態が解消されるけれども、結果的に自治体がまた、その自治体保有地の塩漬け、遊休地となっていくんだという、そのそういった土地流動が発生しない状況ですので、その辺は見通しとして明らかにしていただきたいと考えております。以上です。

○福元新財課参事 まず1点目の、なぜ平成21年度にそういうことが起こったかという質問ですが、その件につきましては、平成20年の10月29日の後のほうに長期保有地の管理処分ということで、設立団体はその依頼により土地開発公社が取得した土地で、保有期間が10年を超えたものなど長期にわたる土地については、その処分を積極的に行うこと、あわせてその用途及びその処分方針を再度検討することということで、そういう文書が来ていることに伴って、特に本千代田町につきましては、平成7年から、もう10年以上が経過していることから県の指導となったところでございます。

それから、平成28年度の5カ年については、平成20年3月議会で財政課資料ということで、土地開発公社経営健全化対策検討委員会の資料を配付したんですけども、その中で平成28年度末におきましては、23年度標準財政規模における平成28年度末公社保有地全体の簿価割合は0.021に縮減することを目標としておりまして、その28年度末におけます期末面積としては、2,355平米と公社全体の残高としては1億3,980万円程度が残るということでございます。

それにつきましての支払い利息につきましては、平成24、25年度は1%の金利で考えていると。これが今現在、借り入れをしてる利息でありますので、25年度までは1%ということで計上しております。それから平成26から28年度については、また借りかえをしないとイケないん

ですけど、とりあえず2%で計算した数字で、24年3月に提出した資料にはそういう計算で行っているところがございます。

それから5年後の塩漬け土地になるんじゃないのかという質問につきましては、5年後、今、中崎工業団地で貸し付けにおいて、今、工場を稼働しています会社が、5年後、また再度2分の1を買っていただくということになっております。

○依積田義信議長 次に、城森史明議員。

○8番城森史明議員 私も関連的な質問で、土地開発公社の件について質問したいと思います。

千代田町のですね、まず数値的なもので支払い利息がですね、平成22年に比べて平成23年度は、金額が約830万ほどふえているんですけども、この理由は何なのかということとですね、それと、千代田町は面積1,000平米に対してですね、期末残高が約1億2,000万あるわけですね。まあ市に貸し付けて駐車場に利用しているわけですけども、非常にその期末残高に対して収入というか、その現在の収入、貸付料が非常に100万程度と少ない。非常にその財産の無駄があると思うんですけども、この辺の本当に有効利用できるような、もっと対策はないのかということです。

それと、次に南薩エアポートの件について聞きたいと思います。ドクターヘリが開始されたということで、防災ヘリの出動がほとんどなくなったということなんですけども、具体的に件数はどれくらいで、金額はどれくらいなのかということです。

それとあのう、枕崎市から委託料が1,361万9,550円支払われているわけですけども、これはどういう経過で決まったのか、この額に決まったのか。

それと3年間この額は……、固定価格となっているのかもしれませんが、1年1年その南薩エアポートの状況に応じて、この辺を見直す必要はないのかということです。以上です。

○福元新財政課参事 まず1番目の、支払い利息が800万にふえている理由としましては、ちょっと……、決算書の12ページを見ていただければわかるんですけども、公有地明細表というのを見ていただきたいと思います。その中で上から2番目の表、23年度当期増加額ということで、800万じゃなくて、83万6,219円の支払い分がふえたということで、原価が、23年度の期首残高が1億1,800万程度ですので、それに金利を……、23年度の場合は年度末が3月31日になったもんですから、24年度に23年の下半期の分を支払い利息を払っている関係上、半分の計上しかしてないんですけども、昨年9月までは1.4%、それ以降は0.95から1%で金利がついてますんで、その分が計上されたということで、特段ほかのどこよりもふえたということはありません。

それから、千代田町の土地につきまして、ほかに何か有効利用をできないのかという質問につきましては、公社としては平成7年におきまして、市庁舎の……、市のですね、別館用地を建設したいということでの公社への取得依頼がありましたので、その依頼に基づきまして公社としては考えているところがございます。

○神園信二企画調整課長 エアポートに関してのお尋ねで、ドクターヘリの影響ということでお尋ねをいただきました。これにつきましては、出動が減った件数と金額ということでお尋ねをいただきましたが、ドクターヘリ分の件数につきましては、ちょっと数字をつかんでおりませんが、この給油量の減というところではおおよそ90万円程度の給油量の減に伴う売り上げ減があったというふうに聞いているところがございます。

それと、市からお支払いしている委託料の見直し関係でございますが、これは平成の20年から以降、ほぼ定額、これ定額ですね、定額できております。見直しの必要はないのかというふうなお話でございますが、委託業務内容の見直しがあれば当然、お支払いする委託料というものは見直しの対象ということになってまいります。今のところ、委託業務内容についての見直しというところは予定されておられませんので、当分の間、この委託料のままで推移するのではないかと

というふうを考えております。

○**依積田義信議長** ほかにありませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

この際お諮りいたします。

本定例会において議決されました案件について、字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○**依積田義信議長** 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって、本定例会の議事のすべてが終了いたしましたので、平成24年第4回定例会を閉会いたします。

午前10時19分 閉会

- 一般質問の要旨
- 予算特別委員会における当局説明及び各委員から出された意見・要望

平成24年 第4回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
沢口 光広	駅舎建設について	<p>1 駅舎建設に向け、現在、どのように取り組んでいるのか</p> <p>2 現在、募金活動は順調に進んでいるのか。なお、募金の最終目標額は、幾らを予定しているのか</p> <p>3 少しでも立派な駅舎を建設するためにも、いろいろな人の意見を聞いて対処していく必要があるのではないか</p> <p>4 駅舎着工は、いつごろ始めて、いつ完成を目指しているのか</p> <p>5 完成後の駅舎及びその周辺のイメージはどうなるのか</p>	市長 課長
	消防の広域化問題について	<p>1 本市としては、南薩地区消防組合は、今後、どのような組合構成になっていくと考えているのか</p> <p>2 南薩地区消防組合を広域等で進めた場合と、本市単独でいった場合のメリットとデメリットをどのように考えているのか</p> <p>3 南薩地区消防組合が完全解散になった場合、消防車両、救急車両及び消防装備品等の分配が行われると思う。そうなれば、特殊車両及び各種装備品が不足すると思うが、本市としては、補充予算額はどれぐらいを見込んでいるのか</p>	市長 副市長 課長
	平和祈念展望	1 平和祈念展望台及び海上特攻第二艦隊戦没者追悼	市長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>台の管理・運営等のあり方について</p>	<p>式の管理・運営を行政管理の中で実施していくべきではないのか</p> <p>2 火之神公園における観光面での集客をどのようにとらえているのか。交流人口の場として、本市の活性化につなげていくべきではないのか</p> <p>3 平和祈念展望台を維持管理していく上で、国や県に助成金等要望書を提出する方策など支援・協議していくべきではないか</p> <p>4 小規模でもいいから、南九州市に倣って毎年4月7日は「海上特攻第二艦隊戦没者追悼式」を行っていく必要があるのではないか</p>	<p>副市長 課 長</p>
	<p>コミュニティバスの試験運行について</p>	<p>1 現在、試験運行に向けて、どのように取り組んでいるのか</p> <p>2 バス及びタクシー事業者等との協議・検討は順調に進んでいるのか。なお、どのような形態の試験運行を考えているのか</p> <p>3 利用者の条件は、どのような人が利用できるのか</p> <p>4 路線、停留所、運行時間、料金、バス等の本数は、どれぐらいを考えているのか</p> <p>5 国や県からは、どれぐらいの補助金をもらえるのか。</p> <p>(1) 本市の負担金は、幾らぐらいを見込んでいるのか</p>	<p>市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	教育関係について	<p>(2) 1日何名が乗車すれば、採算はとれるのか</p> <p>6 試験運行は、いつごろ始める予定なのか</p> <p>1 本市の道徳教科書「枕想子」は、本市の小学生及び中学生全員に配布されているのか。なお、市民に対して有料で販売することはできないのか</p> <p>2 先般、全国学力テストが行われたが、本市の小学生及び中学生の成績結果はどうであったのか</p> <p>3 中学校の保健体育で、柔道、剣道及びダンスが必修科目となったが、本市の生徒たちの選択状況はどうであったのか</p> <p>4 生涯学習の一環として、本市では中学生や高校生の「市議会傍聴」をつけ加えることはできないのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長
立石 幸徳	行財政全般について	<p>1 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）が施行されたが、本市の対応はどのようなになっているのか</p> <p>(1) 施設・公物設置管理の基準について、条例制定等の整理はなされているのか</p> <p>(2) 協議・同意・許認可・承認の見直しや計画等の策定及び手続の影響について、どう見ているのか</p> <p>2 地方債発行の届出制導入に対する本市の取り組みについては、どのようなになっているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 443 563 517">消防組織について</p> <p data-bbox="384 703 563 777">産業振興について</p>	<p data-bbox="595 224 1299 297">3 本市職員の「わたり」廃止をどうするのか（「わたり」の実態と市民への公表など）</p> <p data-bbox="595 443 1299 562">1 南薩地区消防組合から南九州市が離脱するが、その後の消防体制を本市としてどのように考えているのか</p> <p data-bbox="595 703 1299 777">1 青年就農給付金の活用と予算確保については、どのようなになっているのか</p> <p data-bbox="595 882 1118 911">2 現在の本市水産業振興の課題は何か</p> <p data-bbox="608 1016 1299 1135">(1) 5月上旬、カツオのたたき加工トップメーカーが約32億円の負債額で破産しているが、カツオのB1製品等の販売への影響をどう見ているのか</p> <p data-bbox="608 1240 1299 1314">(2) 「枕崎鯉船人めし」の中・長期的PR体制をどのように構築していくのか</p>	<p data-bbox="1331 443 1425 517">市 長 課 長</p> <p data-bbox="1331 703 1425 777">市 長 課 長</p>
城森 史明	自然エネルギーに対する取り組みについて	<p data-bbox="595 1458 1299 1659">1 地域活性化のために、非常に有効な素材であり、かつ買取価格(案)も決定し、事業として成り立つ価格となっている。 本市の動きは全く見えていないが、取り組みをどうするのか</p> <p data-bbox="595 1765 1299 1839">2 遊休資産の活用にも有効と思うが、メガソーラーの誘致は検討しないのか</p> <p data-bbox="595 1944 1299 2058">3 本市の風力発電の状況はどうなっているのか。 また、過去に東鹿籠に風力発電設置の話があったが、その経緯は</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="384 443 563 562">枕崎市地域防災計画について</p> <p data-bbox="384 1104 563 1173">駅舎建設について</p>	<p data-bbox="595 226 1299 295">4 今後、県下40カ所に小水力発電をつくること だが、本市の取り組みは</p> <p data-bbox="595 443 1299 607">1 災害危険箇所等の指定の中で、急傾斜地崩壊危険 箇所（151カ所）、山腹崩壊危険箇所（66カ所）が 指定されている。現状はどうなっているのか。今後 の工事の予定は</p> <p data-bbox="595 707 1299 777">2 定期点検及び管理状況は、どのように行っている のか</p> <p data-bbox="595 878 1299 947">3 過去の土砂崩れの災害件数は。また、市道沿いの シラスのがけに対する対策は</p> <p data-bbox="595 1104 1299 1173">1 駅舎におけるコンセプト及び特徴とするものは何 か</p> <p data-bbox="595 1274 1299 1344">2 現在の観光案内所とはどのようにリンクするの か。似たような施設を2つつくることにならないか</p> <p data-bbox="595 1444 1299 1514">3 山川～枕崎間のJ R指宿枕崎線の運行状況はどう なっているか。活性化の方策は</p> <p data-bbox="595 1615 1299 1742">4 J Rを利用した修学旅行の受け入れ状況はどうな っているか。受け入れ件数とそれに伴う民泊の戸数 は</p> <p data-bbox="595 1843 1299 1912">5 南薩及び枕崎の観光活性化のために、駅舎建設は どのような効果をもたらすと考えているか</p>	<p data-bbox="1331 443 1426 517">市 長 課 長</p> <p data-bbox="1331 1104 1426 1178">市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
新屋敷 幸隆	企業誘致について	1 4月臨時議会における水産加工業会社の進出において、地下水探査の結果は出たのか	市 長 課 長
	駅舎建設について	1 JR九州の反応は、どうなのか 2 維持・管理・運営は、どこがするのか	市 長 課 長
	生活保護について	1 本市の生活保護を受けるための原則、条件は、どのようなになっているのか 2 生活保護申込者に対する調査は、どのようにしているのか	市 長 課 長
	青年就農給付金制度について	1 4月から施行され、既に指宿市や鹿屋市は説明会等を開き、申請に向けて動いている。本市の取り組みは、どのようなになっているのか	市 長 課 長
	防災訓練について	1 本市は、9月に防災訓練を予定しているが、有意義なインパクトのある、かつ効果のある訓練にするために、どのような訓練計画を立てているのか 2 防災に関連して、川内原発で重大事故が発生した場合、いちき串木野市では、市の2地区の避難場所として本市を指定している。市は、どのような対処を想定しているのか	市 長 課 長
空き家対策について	1 全国的に空き家が増加している。本市の空き家調査は進んでいるのか。その空き家の状況・状態はどのようなのか。対策は、どういうふう考えているのか	市 長 課 長	

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	小中学校校舎の耐震補強について	<p>1 子供たちのための、安心・安全な校舎の耐震補強は迅速に進み、あと1棟のみを残し完了となるが、学校別の補強工事済みの校舎は何棟に達したのか</p> <p>2 中教審は、教育現場での死亡ゼロを目指す「学校安全推進計画」を文部科学相に答申したが、学校施設の耐震補強の完了後、避難訓練等はどのように指導するのか</p>	市 長 課 長
	フェリーみしまについて	<p>1 実証運航は、現在どうなっているのか。また、7月に開催されるみしまカップ（ヨットレース）の受け入れ、取り組みは</p>	市 長 課 長
豊留 榮子	消費税増税について	<p>1 民主党野田内閣は「税と社会保障の一体改革」を掲げて、消費税を10%に引き上げようとしている。ところが、年金では支給開始年齢の引き上げ、年金支給額の切り下げなど、社会保障制度の大改悪をやりながら消費税を2倍にするという、これまでのどんな庶民増税・社会保障改悪にもなかった最悪のものだ。 消費税増税に対する市長の見解を</p> <p>2 消費税10%になると、市民へ及ぼす影響をどのように考えているか</p> <p>3 消費税を増税する一方で、2015年には法人税率を約5%引き下げるといふが、本市における影響はどうか</p>	市 長 副市長 課 長
	通学路の安全対策について	<p>1 子供たちがルールを守って通学している列に車が飛び込み、尊い命が奪われる事故が全国各地で相次いだ。子供の安全を守るために、市内全体の通学路点検が必要と思うが、いかがか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p data-bbox="379 533 560 607">海岸の安全対策について</p> <p data-bbox="379 792 560 866">道路・側溝の整備について</p>	<p data-bbox="595 226 1300 383">2 県道打木谷白沢津線の中原集落付近。通学路一帯を、子供が交通事故に巻き込まれることのないよう安全対策として、車の制限速度を設定すべきだと思うが、いかがか</p> <p data-bbox="595 533 1300 651">1 新町海岸のブロックがぐらついている。ブロックの上に子供が乗って遊んだりするので危険だ。立て札を立てるなどの安全対策ができないか</p> <p data-bbox="595 792 1300 999">1 健康センターの駐車場の側溝にふたをしてほしい。安全のために出船駐車をするよう指導されるが、側溝にふたがないためバックをするのが怖いと言う。側溝にふたをするか、車どめができないか</p> <p data-bbox="595 1106 1300 1263">2 国道226号からコンビニの駐車場を右折、新町公民館を過ぎ、149番地付近の側溝のふたの取り付けを。高齢者で掃除もままならない。いつも足を踏み外しそうで怖い思いをしている。早急に対策を</p> <p data-bbox="595 1368 1300 1487">3 国道226号白沢の信号の手前から、旧道に入ったところ。道幅は広いが側溝にふたがないため、大型車が通るとき怖い思いをする。早急に対策を</p> <p data-bbox="595 1592 1300 1711">4 板敷集落で市道板敷大隣線を一本上に上がった市道。以前から道路にひび割れが入り、その都度補修をしているが、抜本的な改善が必要ではないか</p> <p data-bbox="595 1816 1300 1935">5 犬牟田墓地から上がってきた若葉町の交差点は、肉眼では、やはり安全確認はしにくい。ミラーの設置を</p> <p data-bbox="595 2018 1300 2056">6 県道枕崎知覧線、瀬戸公園から下り、美初の信号</p>	<p data-bbox="1326 533 1426 651">市 長 副市長 課 長</p> <p data-bbox="1326 792 1426 911">市 長 副市長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
清水 和弘	市職員のわたり問題について	<p>を右折する。常に水が噴き出ている状態だが、道路の安全点検はされているのか</p> <p>1 市職員の給与に関するわたり問題を認識したのはいつごろか</p> <p>2 4月28日に新聞で報道された市職員給与のわたりの給与システム内容はどのようになっているのか</p> <p>3 本市の場合、主査4級から係長5級に昇格するが、県の場合、主査から係長を経て主幹に昇格（主査、係長は4級、主幹は5級）する。本市は、このような給与システムをいつから実施しているのか</p> <p>4 このようなわたり給与システムにより、本市財政は年間どれぐらいの負担増になっているのか。 また、このシステムにより、これまでに本市財政に与えた負担総計金額は、どれぐらいになるのか</p> <p>5 市民に大きな負担を与えている職員給与わたりのシステムは、即刻廃止すべきだが、市長はどのように対応する考えか</p>	市 長 課 長
	国民健康保険特別会計について	<p>1 国民健康保険特別会計予算見込額が平成23年度決算において、1億4,640万円の赤字になった原因は何か</p> <p>2 この対応策として、平成24年度国民健康保険特別会計補正予算で繰上充用したが、今後の返済方法はどのようにしていこうと考えているのか</p> <p>3 国民健康保険特別会計の赤字解消対策として、今</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
		<p>後、どのようなことを考えているのか</p> <p>4 現在、75歳以上の後期高齢者医療保険料の上げ幅が大きいため、近い将来、国民健康保険に加入するようになると思うが、このようになった場合、国保の保険税はどのようになるかと判断しているのか。そのための対策等は考えているのか</p>	
	みしまカップヨットレースについて	<p>1 昨年同様、今年度も枕崎港からみしまカップヨットレースが7月28日に実施されると聞いているが、歓迎セレモニー等をする考えはないのか</p>	市 長
	馬追川及び本市沿岸の汚染・悪臭について	<p>1 河川愛護月間とはどういうことか。また、具体的にどのようなことをするのか</p> <p>2 馬追川流域の水産物加工業者の数、それらの公共下水道への接続状況及び合併処理浄化槽設置はどのような状況か</p> <p>3 馬追川下流域で白濁した汚染物質の原因究明結果と行政指導の結果が反映されているのか</p> <p>4 本市の水産物加工業者の22年度から24年度までの公共下水道接続状況の推移は、下水道区域内と区域外でどのようになっているのか。 また、下水道区域内と区域外で、加工業者と一般住宅の合併処理浄化槽の設置状況はどのようになっているのか</p> <p>5 本市の一般住宅における22年度から24年度までの単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽の推移は、どのような状況か</p>	課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
沖園 強	第三セクターと市のかかわりについて	<p>6 本市沿岸域での悪臭・汚染の原因と、行政指導の結果、企業側の対応状況はどうなっているのか</p> <p>1 近隣の第三セクターは、施設管理運営のみを行い、箱物は行政が建設しているため、建設費などの初期投資の返済や固定資産税などの公課費が発生していない事例があると聞くが、実態を把握しているのか</p> <p>2 お魚センターが破綻した場合、考えられる市への影響を示せ</p>	市 長 課 長
	枕崎空港の活用策について	<p>1 老朽化が進む枕崎空港の機能診断は、実施されているのか</p> <p>2 空港の活用策に、太陽光発電等の誘致を検討したらどうか</p> <p>3 防災ヘリの機能だけ残して、他産業を誘致した場合の問題点は何が考えられるのか</p>	市 長 課 長
	市営プールの管理について	<p>1 本市の3つの市営プールは、それぞれ老朽化が進んでいる状況である。利用実態から3つの施設を統廃合する必要はないのか</p> <p>2 夏季休暇中の学校プールの利用状況を示せ</p>	市 長 課 長
	市営駐車場について	<p>1 神園川と山手町及び松之尾町の駐車場は「特定の市民に占拠され批判があり、月極駐車場にしたほうが市民の理解も得られやすい」と議会から指摘され</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	学校の再編について	<p>て久しい。早急に取り組むべき問題であると考えますが、いかがか</p> <p>1 望ましい学校づくり審議委員会の答申が示された。今後のスケジュールを示せ</p> <p>2 子供たちのためにも、金山小学校は早急に再編すべき課題と考えるが、いかがか</p>	市 長 課 長
	環境行政について	<p>1 地域住民の取り組みで帰ってきた尻無川の蛍は、多くの市民に感銘を与え、環境問題の啓発活動の参考になる。今後、三面側溝など河川管理のあり方などを検討する必要を感じるが、見解を示せ</p> <p>2 市道伐採の状況がおくれ気味であるが、委託作業を希望する地域に委託する路線をふやす考えはないのか</p> <p>3 南薩一円が眺望できる蔵多山の山頂の展望台は、樹木で視界が遮られている状況である。また、山頂まで舗装の必要性を感じるが、改善策はないのか</p>	市 長 課 長
吉松 幸夫	ごみ問題について	<p>1 東北地方の瓦れき処理、受け入れ問題について、どう思うか</p> <p>2 放射性廃棄物の処理問題について、どう思うか</p> <p>3 原発再稼働問題について、どう思うか</p>	市 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	下水道問題について	1 神園川の悪臭について、原因は何か 2 最近の下水道接続の状況はどうか	市 長 課 長
	防災訓練見直しについて	1 訓練の見直しの結果はどうなったか	市 長 課 長
	お魚センター活性化対策について	1 活性化策はどうなっているのか 2 レストランの状況はどうなっているのか	市 長 課 長
	空き地・空き店舗対策について	1 空き地・空き店舗対策事業の状況はどうか	市 長 課 長
	国民健康保険制度について	1 医療費増大の原因はどこにあるのか。問題点は何 か 2 健康体操などの施策はどうなっているのか	市 長 課 長
	職員数の適正化について	1 職員の地域担当制による公民館応援について、現 状と効果はどうか 2 意識改革と能力開発に対して、どう考えているの か 3 女性職員の育成と登用に対して、どう考えている のか	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
禰 占 通 男	手数料について	1 窓口での手数料と受益者負担の見直しをする考えはないのか	市 長 課 長
	空き家対策について	<p>1 総務省の2008年に実施した調査によると、全国の住宅の13%に当たる756万戸が空き家となっている。本市も例外ではなく、景観を害するだけでなく、防災面からも近隣に迷惑をかけている。私有財産に関することではあるが、戸数の把握はできているのか</p> <p>2 空き家・廃屋の課税状況、また税の収納は、どのようになされているのか。建物がある状態と、ない場合の税率の差は</p> <p>3 これまでタブー視されてきた私有財産への介入を条例によって決断した自治体もあるが、本市も取り組まないのか</p> <p>4 解体費用を工面できない所有者には、どのような指導、助言を行うのか。解体助成制度の検討はしないのか</p>	市 長 課 長
	青年就農給付金について	<p>1 農水省によると、2010年新規就農者は、40歳未満が1万3,000人だが、定着したのは1万人。 そこで同省は、2012年度から一定の要件を満たす新規就農者に、所得確保のため給付制度を始めた。目標は、毎年2万人の就農者を誕生させるという。制度の概要は、どのようになっているのか</p> <p>2 給付金について、これから農業経営を目指す者を受け入れているベテラン農家や農業経営者は、給付金頼みでいいのか。給付金がなくなれば、縁の切れ目で離農かと危惧しているが</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	<p>県道枕崎知覧線での事故が多発していることについて</p>	<p>3 生産者の6次産業化が言われているが、加工・販売を促進し、地域も地産地消を本気で推進すべきだと思うが</p> <p>4 そもそも農業離れが始まったのは、昭和42年に減反政策が始まってからだと言われている。高度成長期のころは、農業を放棄しながら経済成長、大国を築いた。そして、公務員の賃金も上がったと思っているが、見解はどうか</p> <p>5 本市の新規就農者の対象者と給付予定者の農業形態は、どのようになっているのか</p> <p>1 県道枕崎知覧線の木原地区と瀬戸公園区間は、事故が多発している。昨年12月にもバイクの事故があり、バイク側は病院実習の帰りと聞いたが、どのような状況で起こったのか</p> <p>2 広域農道が上下整備されてから、何年経ったのか</p> <p>3 木原地区の整備を今後も放っておくのか</p> <p>4 拡幅工事については、事故のあった区域の整備計画はどのようになっているのか</p>	<p>市 長 課 長</p>
<p>吉嶺 周作</p>	<p>国保会計の今後の取り組みについて</p>	<p>1 22年度、23年度の国保会計は約4億の赤字を計上しているが、今後、どう返済していくのか。また、打開策はどのように考えているのか</p> <p>2 国民健康保険における1人当たりの医療費が43市町村の中でワースト5番目になるが、市民の健康と歳出を抑制するための方策をどう考えているのか</p>	<p>市 長 課 長</p>

質問者	質問の主題	質問の要旨	答弁者
	特定健診について	<p>1 本市の特定健診の受診率は何%か。また、国、県と比較した場合、どのような比率となっているのか</p> <p>2 受診率を上げるための取り組みは、どのようなかたちで市民に促しているのか</p> <p>3 脳血管疾患死亡率が本市は県内で断然トップだが、本市にとっては命にかかわる重要課題ではないのか。また、この原因を当局はどう推測しているのか</p>	市長 課長
	生活保護者の状況について	<p>1 現在、本市には、生活保護受給者は何名いるのか。また、世帯数はどうなっているのか</p> <p>2 生活保護の受給対象者の基準要件は何か。また、受給することにより免除される部分はどのようなものがあるのか</p> <p>3 保護者数は近隣の市の中でも最も高い数値となっているが、原因は何か</p> <p>4 この保護者の中で、仕事ができるのに失業中等のため受給されている人数は何名いるのか。また、受給者への指導や対策は、どのように行われているのか</p>	市長 課長
	住宅リフォーム補助金について	<p>1 4月1日から施行された住宅リフォーム補助金の現状はどうなっているのか</p> <p>2 この制度は24年度から25年度までとなっているが、その後の計画はどうなっているのか</p>	市長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
今門 求	障害者問題への対策について	<p>1 福祉作業所の開設に伴い、そこに働く障害者は、今、何を生産しているのか</p> <p>2 障害者の自立が目的となっているのだが、働く障害者の賃金の現状はどうなっているのか</p> <p>3 公共団体における障害者雇用率は、法定雇用率を達成しているのか</p>	市長 課長
	農業問題対策について	<p>1 「かごしまブランド」が指定され、20年が経過し、指定産地は高齢化と後継者不足で問題を抱えているようだが、この指定地域についての見直しは検討されていないのか</p> <p>2 カボチャやソラマメ等の栽培は、本市でも盛んであるが、ブランドには指定されていないので、本来の指定産地が先細りしている現状を考えると、見直しの検討も必要ではないか</p> <p>3 県は、環境に優しい総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及を図り、日本一のIPM先進地を目指すとしているが、本市ではどのような取り組みが考えられるのか</p>	市長 課長
	交通安全対策について	<p>1 児童・生徒の登下校時の列に車が突っ込む事故が相次いでいるが、本市の通学路における交通安全対策は、どのようになっているのか</p>	教育長 課長

平成24年第4回定例会予算特別委員会における
当局説明及び各委員から出された意見・要望

◎議案第76号平成24年度枕崎市一般会計補正予算（第2号）

○当局説明

- ・ 歳入歳出の補正は、歳入歳出それぞれ960万円を追加し、予算総額を96億1,610万円にしようとするもので、当初予算に対して0.1%の伸びとなる。
- ・ 補正予算の主なものとしては、一般職人件費、地方税電子申告導入等経費、人・農地プラン作成事業、資源リサイクル畜産環境整備事業、コミュニティ助成事業補助などである。
- ・ 補正財源については、諸収入2,128万9,000円、県支出金115万8,000円、国庫支出金90万円の増、繰越金1,374万7,000円の減で措置した。
- ・ 地方税の電子申告は、従来、紙ベースで申告書を作成して、それを市の窓口などに提出することで申告等を行っていたが、この手続を自宅やオフィスなどからインターネットを通じてできるようにするものである。

導入に至った背景として、まず1つは、前々年における給与等の源泉徴収票の提出枚数が1,000枚以上の事業所については、市町村長に対し給与支払報告書を提出する場合において、平成26年の1月からの提出は、電子によることが義務づけされた。

2点目としては、地方税の電子申告に対しては、南九州税理士会からの税理士はそういった法人とかの市税の申告に大きくかかわっているのので、事務の軽減という観点から、この普及につけて地方税電子申告を普及していただきたいといった要望が寄せられていた。

3点目として、本年の3月時点で県内の43市町村のうち、29市町村が電子申告サービスを導入済みであり、24年度末の見込みでは36市町村、83.7%が導入済みとなる見込みであるといったことで、県内の各市町村も整備が進んでいる。この3点が導入に至った背景である。

導入した場合に利用できるサービスとしては、給与支払報告書の提出、給与所得者の異動報告書の提出、法人市民税の申告、償却資産の申告などが考えられる。

システムの導入時期は、本年の11月に導入して、来年1月からの申告が開始されるため、この申告に間に合わせたい。

導入の効果としては、まず市民の利便性の向上として、これまで各事業所あるいは税理士等が申告書については紙ベースで作成し、印刷し、郵送あるいは市窓口まで持参するといった、事務の負担が大きいものがあつたが、そういった事務手続が軽減される。また、当然、印刷経費とか郵送等の発送経費といった面でも節減できるし、市の事務の効率化としては、これまで申告書等が書面で提出されていたので、そのデータを入力する作業や、その入力ミスがないかのチェック作業が必要であつたが、こういった課税に係る事務の軽減、経費の節減などにつながるのではないかと。

- ・ 電子申告システムを導入した場合に、どれだけの利用が図られるかということが一番肝要なところになる。当然、利用が各企業とかがこのシステムを使って申告をしていただくと、それだけ課税事務に携わる職員の事務が軽減されるので、現在、時間外勤務で行っている部分、あるいは臨時職員を使ってデータ入力している部分などが軽減されることになるが、現時点でどれぐらいの人員費が削減できるかということについては、そのシステムの普及率と関係があるので、はっきりとは出せられない。
- ・ 地方税電子化協議会は、地方公共団体の相互協力を基本理念として、地方税の電子化を推進することにより納税者の利便性の向上を図るとともに、地方税務行政の高度化及び効率化に寄与することを目的として、平成15年に設立された社団法人である。

本市は、平成20年から加入している。

- これまでの実績は、大体給与支払報告書の提出は、年に1万2,000枚から1万3,000枚程度、給与支払者の異動報告書については、年に200件程度、法人市民税の申告は、600から700程度、償却資産は、500件程度の手続がある。

南薩地区衛生管理組合の減額補正は、管理組合の中の人事異動と1人の委託化によるものである。
- 内鍋清掃センター及び川辺清掃センターの改修工事の契約が随意契約になっている理由は、今、プラントメーカーが設備を動かしながら工事を行う関係で、機械設備に熟知した業者ではないということで、その関係のプラントメーカーに随意契約をしたということである。
- 資源リサイクル畜産環境整備事業の概要については、計画策定は県で、事業実施主体は県の振興公社になっている。補助率については、国が50%、県が22.5%の合計で72.5%となっている。この事業では基盤整備として、草地造成や畜産施設用の造成地である。施設整備は家畜排せつ物の処理施設や畜舎である。

事業実施計画は、今回は川辺第4期に該当し、24年までの事業となっているが、今のところ25年ぐらいまで行っていく考えである。

今回の事業内容は、事業主体は県の地域振興公社、事業の参加者として有限会社田畑ファームである。

たい肥発酵処理施設は、70立方メートルの容積となっている。それと、たい肥運搬機1台を含み、事業費が4,001万8,000円で、負担は国が1,870万円、県が1,014万8,000円、事業参加者が1,117万円である。今回の予算は、その事業参加者の負担部分を予算計上して、事業参加者から本市を通じて県の地域振興公社へ負担する。

今回の縦型発酵機械は、今まで開放式のロータリー式の堆肥舎があったが、今回は密閉型で、また消臭装置をつける計画になっているので、これまでより悪臭の軽減が図られるのではないかと。
- 田畑ファームは、堆肥発酵舎を今までは使っていたが、今回の堆肥の発酵処理施設は昨年、岩戸牧場が自己資金でつくっている縦型発酵装置である。

田畑ファームは23年度で、子豚から全部合わせて2,330頭飼育している。

養豚場の施設がふんと尿が分離するかたちになっているので、ふんの部分はこのたい肥発酵施設で処理して、汚水、尿の部分は浄化槽で処理する体制である。
- 規模を決定する場合、処理計算書に基づいて規模を決定していくので、現在の頭数を処理できるということで、このタイプを選定した。
- 岩戸牧場は、従来型のロータリー攪拌的なたい肥発酵施設からすると、密閉型であり、また場所を取らないので、総体的な効果はあったということで、2台設置している。
- 容積70立方の処理計算については、種豚・母豚が282頭、子豚960頭、肉豚が1,964頭合わせて3,206頭で試算をしている。
- 小規模の養豚場については、それなりに尿タンクをつくったり、小さい堆肥舎等を備えたりして処理している。市内の養豚農家は22戸である。その中に、小規模な法で定められた処理施設を整備しなくてよい小規模農家は2戸である。専門的にやっている農家が20戸で、それが対象となりうる農家になるのかはわからない。
- たい肥運搬機械は、農場内で堆肥の移動に使うショベルローラーである。
- 現在の計画では、シャワーリングによる脱臭装置を考えているが、いろいろな方式があるので、既に設置された農場等を視察しながら、事業を進めていく。
- 事業の予算ではシャワーリングということで計上してあるが、シャワーリングすると、水の処理の問題が出てくるので、できるだけランニングコストを抑えた中での脱臭装置ということで、ある程度、幅を持っている。

- ・ 縦型コンポの場合、ほぼ完全発酵からできた堆肥をクリーンセンターに持ち込んだ場合は、堆肥センターの処理料については、基本的には変わらない。
- ・ 川辺第4地区の採択要件は、例えば事業参加者の家畜飼養頭数がおおむね肥育豚換算2,000頭以上をクリアしておればよいということで、事業参加者について頭数的な制限はなく、農業環境基本を実践することをクリアすれば、事業自体はできる。
- ・ 県が定める家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画は、平成22年度を現況として平成27年度を目標としてつくっている。その計画の内容は、耕畜連携の強化やニーズに即した堆肥づくり、家畜排せつ物のエネルギーとしての利用の推進となっている。例えば、総排出量でいくと、22年度600万8,000トンと27年度は621万4,000トン、適正処理仕向け量率を平成22年度が88.3%と27年度は96%にしようとする計画をつくっているが、この計画に即したものであれば、この資源リサイクル事業が実施できることになっている。
- ・ たい肥発酵施設が3,100万円、たい肥運搬機が550万円、残りは諸経費である。発酵処理施設についても自己負担分は、27.5%である。
- ・ 市内の畜産農家は、ほとんど堆肥発酵処理でふんは処理しているので、当然、畑地に還元され、リサイクルになっている。
- ・ 縦型コンポは、発酵の上でも適切なシステムであることと、悪臭の軽減、低減化という観点では、密閉されているので、その排気口のところでおいを軽減していく装置をつけていけば、今までは開放型の堆肥舎だったので、においは出っ放しという施設であった。それに比べれば、当然、悪臭の軽減化につながっていくと考えている。
- ・ 田畑ファームが入れるタイプの縦型コンポは、メーカーから県内では60カ所程度設置していると聞いている。
- ・ 認定農業者であれば、補助残についての融資率は100%である。
- ・ 現在は、シャワーリングによる脱臭を検討しているが、ほかの地区で入れているのは、おがくずによる脱臭ということであり、その比較・検証のために事業参加者とともに、出水の施設に研修を行いたい。
- ・ 川辺の発酵床豚舎は、すばらしいやり方ではないかと考えている。ただ、田畑ファームは、豚舎構造が同様の構造になっていないので、豚舎内の改造等に相当な事業費がかかると考えている。
- ・ 悪臭を減らす一番の基本は、良質な発酵を促進することである。また、あの地域は悪臭問題がいろいろ出ている地域であるので、市も昨年から、発酵と消臭に効果があると思われるマイエンザという微生物を配布している。

また、本年度は川辺の土着菌を試験的に使わせようと、この発酵装置の中にも使っていきたい。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律の8条の内容は、都道府県計画として、都道府県は農林水産省令で定めるところにより、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めることができる。その定める内容として、「家畜排せつ物の利用の目標」「整備を行う処理高度化施設の内容、その他の処理」「高度化施設の整備に関する目標」「家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施、その他技術の向上に関する事項、その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項」を定めた計画をつくれるという内容である。

- ・ 人・農地プランの作成事業は、農業の担い手となる人材、それと遊休農地等を含めて、地域の中核的な農業の人材に対して、その農地を集積していく計画をつくっていかうということであり、今後の中心となる経営体（個人、法人、集落営農）やその中心となる経営体への農地の集約方法、中心となる経営体とそれ以外の農業者、兼業農家とか自給的農家を含めた地域農業

のあり方、作物の選定推進、経営の複合化、6次産業への取り組み等を集落等の合意も含めて、人・農地プランでつくっていかうということである。

メリットとして、青年就農給付金が受けられることや、農地集積協力金、また、スーパーL資金の5年間の無利子などがある。

平成24年度人・農地プラン作成事業スケジュールで、6月に農家へのパンフレットでの周知や、遊休農地の貸与などの農家へのアンケート調査をやって、7月には推進チームの設立と検討委員会を選定して、開催していく。その後は、アンケート調査に基づいた結果をもとに、素案をつくって、それをもとに、また農家等、集落等に説明して、合意形成がなされた上で、最終的に検討委員会で検討して、つくっていくという考え方である。

- ・ 1事業所の下水道への接続費用は、小さな工場で40万円程度から大きなところで186万ぐらいであり、大体、200万弱で済むという試算である。
- ・ 下水道接続の要請のやり方は従前と変わっていない。ただ、市民の皆さんがいろいろ清流を守る会や沿岸漁業と海の環境を守る会などで活動をしていただいている中で自覚があり、今回は当初に2件要望してあった予算の中で、1件を大きな工場と差しかえるために補正をお願いした。今後も、大きな工場の申請が出ている。
- ・ 消防費の恩給及び退職年金381万9,000円は、ことしの4月1日付で消防団員が14名退団をした分の退職報償金の額である。
- ・ 南九州市と指宿市については、両市での消防広域化に向けて、今後は正式な協議会というかたちの位置づけの会に持っていくための、事前の協議を現在しているところだと聞いている。
以前の南九州市からの説明では、協議会の経費関係を両市の議会に提案をして、それが可決された時点で、具体的に正式な協議会というかたちでのスタートになっていくと聞いている。まだ、その議会の議決を受けたということは報告を受けていない。
- ・ 消防のデジタル化のタイムリミットは、平成28年の5月にデジタル化を終えていないといけないということで、消防組合としては23年度に電波伝搬調査をして、24年度にシステム実施設計をやりたいと考えており、25年度に整備を行って、26年度にはスタートしたい。消防組合も24年度中に実施設計の予算を組んで設計に入りたいと考えている。
- ・ 今、南薩地区消防組合3市が構成した組合の中で消防を担っている。指宿地区消防組合との広域化という協議がなされた中で、最終的に単独が経費的にもメリットがあるからという理由で協議が頓挫したわけではない。現在、3市でやっている組合の本部位置を枕崎に置いているような状況の中で、広域化に伴って、それをほかの場所に譲ってまで枕崎がその広域化に合意しないといけないというだけの理由は見出しがたかったということで、広域化の協議が整わなかったということである。

そうすると、残った南薩地区消防組合の中で、これまでどおりに消防を担っていくべきだろうということであったが、南九州市、南さつま市、指宿市では3市で広域化の協議をしようという話になり、結局、その3市についても、本部位置の問題等があって、合意が得られずに、南九州市が指宿市との広域化の協議に移っていったという状況である。南薩地区消防組合としては、南九州市が抜けた後、残った2市でどういう体制とするのがいいのか、それぞれの市の考えがあるので、それを協議した上で、その中で当然、そのまま続ける場合のメリットも出てくるだろうし、デメリットも出てくるだろうし、そういったものを両市で十分、議論をした上で対応を判断していくということである。それは、南さつま市も理解をいただいていることであると思っている。

○委員からの意見・要望

- ・ 資源リサイクル畜産環境整備事業導入の周辺地域は、多くの工場あるいはその農業をされる

方も、従前から悪臭に悩まされており、苦情もこれまで相当あったと思う。本市自体の負担は発生しないが、このような補助事業を取り入れるに当たって、まだその実績の方向性がはっきりと確認されていない事項が多数見受けられるので、事業導入後、全然、従前と悪臭対策が変わらないということがないように、取り組んでいかれたい。

- 地方税電子申告導入に関しても、一般企業の場合、設備投資する場合は必ず効率化、経費節減をうたって取り組む。本市も経費削減を念頭に置いて取り組んでもらいたい。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 俵積田 義 信

枕崎市議会議員 茅 野 勲

枕崎市議会議員 吉 松 幸 夫